

# 朝日町地域防災計画 — 風水害等対策編 —

令和6年7月修正

朝日町防災会議







## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1部 総則 .....                         | 1  |
| 第1章 計画の目的・方針 .....                   | 1  |
| 第1節 計画の目的と方針 .....                   | 1  |
| 第2節 計画の位置づけ及び構成 .....                | 3  |
| 第2章 計画関係者の責務等 .....                  | 7  |
| 第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割 .....    | 7  |
| 第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....  | 9  |
| 第3章 朝日町の特質及び風水害等の状況 .....            | 17 |
| 第1節 朝日町の特質 .....                     | 17 |
| 第2節 朝日町における既往の風水害等の状況 .....          | 19 |
| 第2部 災害予防・減災対策 .....                  | 23 |
| 第1章 自助・共助を育む対策の推進 .....              | 24 |
| 第1節 住民や地域の防災対策の促進（予防1） .....         | 24 |
| 第2節 防災人材の育成・活用（予防2） .....            | 29 |
| 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防3） .....  | 31 |
| 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） .....           | 33 |
| 第5節 企業・事業所の防災対策の促進（予防5） .....        | 36 |
| 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6） ..... | 39 |
| 第2章 安全な避難空間の確保 .....                 | 42 |
| 第1節 避難対策等の推進（予防7） .....              | 42 |
| 第2節 避難行動要支援者対策の推進（予防8） .....         | 47 |
| 第3節 要配慮者利用施設における避難確保対策の推進（予防9） ..... | 52 |
| 第3章 風水害に強いまちづくりの推進 .....             | 56 |
| 第1節 水害予防対策の推進（予防10） .....            | 56 |
| 第2節 地盤災害防止対策の推進（予防11） .....          | 60 |
| 第3節 農地・森林の防災対策の推進（予防12） .....        | 65 |
| 第4章 緊急輸送の確保 .....                    | 67 |
| 第1節 輸送体制の整備（予防13） .....              | 67 |
| 第5章 防災体制の整備・強化 .....                 | 69 |

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 災害対策機能の整備及び確保（予防14）      | 69 |
| 第2節 | 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防15） | 72 |
| 第3節 | 医療・救護体制及び機能の確保（予防16）     | 75 |
| 第4節 | 応援・受援体制の整備（予防17）         | 77 |
| 第5節 | 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防18）  | 79 |
| 第6節 | ライフラインにかかる防災対策の推進（予防19）  | 82 |
| 第7節 | 防災訓練の実施（予防20）            | 87 |
| 第8節 | 災害廃棄物処理体制の整備（予防21）       | 89 |

## 第6章 特定自然災害への備え..... 90

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 第1節 | 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防22） | 90 |
|-----|----------------------------|----|

## 第3部 台風接近時等の減災対策 ..... 95

### 第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策 ..... 97

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1節 | 防災・減災対策へのタイムラインの導入について | 97 |
|-----|------------------------|----|

### 第1章 災害対策本部機能の確保..... 98

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 第1節 | 準備・警戒体制の確保（接近1）           | 98  |
| 第2節 | 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） | 104 |

### 第2章 避難誘導体制の確保..... 112

|     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 第1節 | 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3）    | 112 |
| 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者の保護（接近4）   | 114 |
| 第3節 | 学校・園における児童生徒等の安全確保（接近5） | 115 |

### 第3章 災害未然防止活動..... 116

|     |                        |     |
|-----|------------------------|-----|
| 第1節 | 公共施設等の災害未然防止体制の確保（接近6） | 116 |
| 第2節 | 水防活動体制の確保（接近7）         | 117 |
| 第3節 | 住民・企業等による安全確保（接近8）     | 118 |

## 第4部 発災後の応急対策 ..... 120

### 第1章 災害対策本部活動の実施..... 122

|     |                              |     |
|-----|------------------------------|-----|
| 第1節 | 災害対策活動の実施体制の確保・運営（発災1）       | 122 |
| 第2節 | 通信機能の確保（発災2）                 | 124 |
| 第3節 | 自衛隊への災害派遣要請等（発災3）            | 130 |
| 第4節 | 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4） | 135 |
| 第5節 | 応援・受援体制の整備（発災5）              | 137 |

### 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 ..... 139

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1節 | 緊急の交通・輸送機能の確保（発災6） | 139 |
| 第2節 | 水防活動（発災7）          | 144 |

|            |                                 |            |
|------------|---------------------------------|------------|
| 第3節        | 公共施設被災時の応急対策（発災8）               | 158        |
| 第4節        | ライフライン施設被災時の応急対策（発災9）           | 159        |
| 第5節        | ヘリコプターの活用（発災10）                 | 164        |
| <b>第3章</b> | <b>救助・救急及び医療・救護活動</b>           | <b>165</b> |
| 第1節        | 救助・救急活動（発災11）                   | 165        |
| 第2節        | 医療・救護活動（発災12）                   | 167        |
| <b>第4章</b> | <b>緊急避難対策</b>                   | <b>170</b> |
| 第1節        | 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災13）    | 170        |
| 第2節        | 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災14）           | 177        |
| 第3節        | 学校・園における児童生徒等の避難対策（発災15）        | 179        |
| <b>第5章</b> | <b>特定自然災害対策</b>                 | <b>180</b> |
| 第1節        | 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災16）            | 180        |
| <b>第5部</b> | <b>被災者支援・復旧対策</b>               | <b>183</b> |
| <b>第1章</b> | <b>災害対策本部活動体制の確保</b>            | <b>185</b> |
| 第1節        | 災害対策本部の継続・廃止（復旧1）               | 185        |
| 第2節        | 県・市町等からの応援受入（復旧2）               | 186        |
| 第3節        | 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（復旧3） | 187        |
| 第4節        | 災害救助法の適用（復旧4）                   | 188        |
| <b>第2章</b> | <b>避難者支援等の活動</b>                | <b>193</b> |
| 第1節        | 避難所の運営（復旧5）                     | 193        |
| 第2節        | 緊急輸送手段の確保（復旧6）                  | 195        |
| 第3節        | 救援物資等の供給（復旧7）                   | 196        |
| 第4節        | 給水活動（復旧8）                       | 201        |
| 第5節        | ボランティア活動の支援（復旧9）                | 203        |
| 第6節        | 防疫・保健衛生活動（復旧10）                 | 206        |
| 第7節        | 災害警備活動（復旧11）                    | 208        |
| 第8節        | 行方不明者の捜索・遺体の取扱い（復旧12）           | 209        |
| <b>第3章</b> | <b>社会基盤施設等の復旧・保全</b>            | <b>212</b> |
| 第1節        | 公共施設等の復旧・保全（復旧13）               | 212        |
| 第2節        | 農作物等の被害軽減対策（復旧14）               | 214        |
| 第3節        | ライフライン施設の応急復旧・保全（復旧15）          | 215        |
| 第4節        | 流木等漂着物対策（復旧16）                  | 218        |
| <b>第4章</b> | <b>復旧に向けた対策</b>                 | <b>219</b> |
| 第1節        | 廃棄物対策活動（復旧17）                   | 219        |
| 第2節        | 住宅の保全・確保（復旧18）                  | 221        |

|            |                         |            |
|------------|-------------------------|------------|
| 第3節        | 文教等対策（復旧19）             | 223        |
| 第4節        | 中小企業・農業復旧対策（復旧20）       | 225        |
| 第5節        | 災害義援金等の受入・配分（復旧21）      | 226        |
| <b>第5章</b> | <b>復旧にかかる支援措置</b>       | <b>228</b> |
| 第1節        | 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧22）    | 228        |
| 第2節        | 被災者の生活再建に向けた支援（復旧23）    | 232        |
| <b>第6部</b> | <b>事故等による災害対策</b>       | <b>239</b> |
| <b>第1章</b> | <b>重大事故等対策</b>          | <b>241</b> |
| 第1節        | 危険物施設等の事故対策（事故1）        | 241        |
| 第2節        | 航空機・列車事故等突発的災害への対策（事故2） | 249        |
| 第3節        | 流出油事故等への対策（事故3）         | 251        |
| 第4節        | 原子力災害対策（事故4）            | 254        |
| <b>第2章</b> | <b>火災対策</b>             | <b>256</b> |
| 第1節        | 大規模火災の対策（事故5）           | 256        |
| 第2節        | 林野火災の対策（事故6）            | 261        |
| <b>第7部</b> | <b>感染症対策</b>            | <b>268</b> |
| <b>第1章</b> | <b>新型コロナウイルス感染症対策</b>   | <b>270</b> |
| 第1節        | 感染予防の対策（感染1）            | 270        |
| 第2節        | 発生後の対策（感染2）             | 272        |

# 第 1 部 総則







# 第1章 計画の目的・方針

## 第1節 計画の目的と方針

### 第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の第42条の規定に基づき、朝日町防災会議が作成する「朝日町地域防災計画」の「風水害等対策編」であり、町の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

### 第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて住民や関係者等への周知を図るものとする。

### 第3項 計画の見直し方針

#### 1 見直しの背景

##### (1) 伊勢湾台風とその後の防災対策

昭和34年9月26日に潮岬に上陸した伊勢湾台風は、全国では5,098人、三重県内でも1,281人に上る死者・行方不明者を生じる未曾有の大災害となり、明治以降、国内で最大の被害が生じた台風として記録されている。

この伊勢湾台風を契機に国の防災対策体制が大きく見直されることとなり、同台風時の水位等を基準とした防潮堤や堤防の整備が全国的に進められるとともに、災害対策の基本に関する総合的な法律として災害対策基本法が昭和36年に成立し、中央防災会議、地方防災会議の設置や、防災基本計画、地域防災計画の策定などが規定され、総合的・計画的な防災体制の整備が図られた。

##### (2) 近年の風水害の傾向と新たな対策の必要性

昭和50年代以降、気象災害による被害は大幅に減少しており、伊勢湾台風後に進められた防災対策は、全国的にも一定の効果を上げてきたものと考えられる。

しかしながら、地球温暖化などの影響から、台風の大大型化など、近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあるため、従前の対策だけでは対応ができなくなっている。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等における水害・土砂災害からの避難のあり方について、特に高齢者や避難行動要支援者の円滑な避難の実施が重要な課題となっている。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととした。

## 2 計画見直しのポイント

前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントは次のとおりである。

- ① 令和元年台風第19号等による教訓を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報の発令基準の見直しが行われた。これを受け、内閣府が改訂した、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づく、避難指示の類型を記載する。
- ② 防災・減災重点目標に係る「現在の状況」「この計画が目指す状態」について、町の現状に即した状況や目指す状態を記載する。
- ③ 令和5年3月に三重県が水防法の規定に基づく伊勢湾沿岸〔三重県区間〕高潮浸水想定区域を指定した。これを受け、高潮に関する記載を盛り込む。
- ④ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」の活用等による住民の避難計画づくりの促進、「物資調達・輸送調整等支援システム」等の活用など、甚大な被害をもたらす災害に備えるための対策を盛り込む。
- ⑤ 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により得た知見から、感染症流行時に災害が発生した際の避難所運営における感染症対策の推進などを加える。
- ⑥ 災害への対策は役場の取組（公助）には限界がある中、自分の命は自分で守り（自助）、地域における助け合い（共助）も重要となる。このため、計画書としてのわかりやすさに配慮し、膨大な掲載情報の中から、特に重要なことについて、ポイント的に把握できるよう次のような工夫を行う。

○ 「重要な項目」に注釈マーク（**！**）を掲載

**！**の掲載方法は、基本的には「**■**町が実施する対策**！**」、「**■**その他防災関係機関が実施する対策**！**」、「**■**住民が実施する対策**！**」などの主体別対策に対しその文末に掲載している。ただし当該対策全てに**！**をかける必要がないものは、各主体別対策の中の小項目に対しその文末に掲載している。

○ トピックス（参考図や資料、参考となる現地写真や過去の写真）の挿入

## 第2節 計画の位置づけ及び構成

### 第1項 計画の位置づけ

朝日町地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「資料編」の3編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出その他の大規模な事故を対象とした対策を記載している。

地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載している。

「資料編」については、防災関係組織や関連条例、協定、様式等をまとめて記載している。

### 第2項 計画の構成

|                    |                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1部<br>総 則         | ○ 計画の目的や方針、町、県、防災関係機関、住民等の防災上の責務や役割、朝日町の特質や既往の風水害の状況等について書かれている。                            |
| 第2部<br>災害予防・減災対策   | ○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれている。 |
| 第3部<br>台風接近時等の減災対策 | ○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれている。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性和導入方針について書かれている。                   |
| 第4部<br>発災後の応急対策    | ○ 町災対本部の部隊活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれている。                                        |
| 第5部<br>被災者支援・復旧対策  | ○ 町災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれている。                                   |
| 第6部<br>事故等による災害対策  | ○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれている。                                                        |

＜地域防災計画（風水害等対策編）の構成＞

| 第1部 総則 |                 |     |                           |
|--------|-----------------|-----|---------------------------|
| 第1章    | 計画の目的・方針        | 第1節 | 計画の目的と方針                  |
|        |                 | 第2節 | 計画の位置づけ及び構成               |
| 第2章    | 計画関係者の責務等       | 第1節 | 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割   |
|        |                 | 第2節 | 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 |
| 第3章    | 朝日町の特質及び風水害等の状況 | 第1節 | 朝日町の特質                    |
|        |                 | 第2節 | 朝日町における既往の風水害等の状況         |

| 第2部 災害予防・減災対策 |                |     |                       |
|---------------|----------------|-----|-----------------------|
| 第1章           | 自助・共助を育む対策の推進  | 第1節 | 住民や地域の防災対策の促進         |
|               |                | 第2節 | 防災人材の育成・活用            |
|               |                | 第3節 | 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化  |
|               |                | 第4節 | ボランティア活動の促進           |
|               |                | 第5節 | 企業・事業所の防災対策の促進        |
|               |                | 第6節 | 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 |
| 第2章           | 安全な避難空間の確保     | 第1節 | 避難対策等の推進              |
|               |                | 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者対策の推進    |
|               |                | 第3節 | 要配慮者利用施設における避難確保対策の推進 |
| 第3章           | 風水害に強いまちづくりの推進 | 第1節 | 水害予防対策の推進             |
|               |                | 第2節 | 地盤災害防止対策の推進           |
|               |                | 第3節 | 農地・森林の防災対策の推進         |
| 第4章           | 緊急輸送の確保        | 第1節 | 輸送体制の整備               |
| 第5章           | 防災体制の整備・強化     | 第1節 | 災害対策機能の整備及び確保         |
|               |                | 第2節 | 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保    |
|               |                | 第3節 | 医療・救護体制及び機能の確保        |
|               |                | 第4節 | 応援・受援体制の整備            |
|               |                | 第5節 | 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備     |
|               |                | 第6節 | ライフラインにかかる防災対策の推進     |
|               |                | 第7節 | 防災訓練の実施               |
|               |                | 第8節 | 災害廃棄物処理体制の整備          |
| 第6章           | 特定自然災害への備え     | 第1節 | 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策  |

| 第3部 台風接近時等の減災対策 |                         |     |                        |
|-----------------|-------------------------|-----|------------------------|
| 第0章             | タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策 | 第1節 | 防災・減災対策へのタイムラインの導入について |
| 第1章             | 災害対策本部機能の確保             | 第1節 | 準備・警戒体制の確保             |
|                 |                         | 第2節 | 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保   |
| 第2章             | 避難誘導體制の確保               | 第1節 | 避難所の確保及び早期避難の促進        |
|                 |                         | 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者の保護       |
|                 |                         | 第3節 | 学校・園における児童生徒等の安全確保     |
| 第3章             | 災害未然防止活動                | 第1節 | 公共施設等の災害未然防止体制の確保      |
|                 |                         | 第2節 | 水防活動体制の確保              |
|                 |                         | 第3節 | 住民・企業等による安全確保          |

| 第4部 発災後の応急対策 |                         |     |                         |
|--------------|-------------------------|-----|-------------------------|
| 第1章          | 災害対策本部活動の実施             | 第1節 | 災害対策活動の実施体制の確保・運営       |
|              |                         | 第2節 | 通信機能の確保                 |
|              |                         | 第3節 | 自衛隊への災害派遣要請等            |
|              |                         | 第4節 | 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 |
|              |                         | 第5節 | 応援・受援体制の整備              |
| 第2章          | 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 | 第1節 | 緊急の交通・輸送機能の確保           |
|              |                         | 第2節 | 水防活動                    |
|              |                         | 第3節 | 公共施設被災時の応急対策            |
|              |                         | 第4節 | ライフライン施設被災時の応急対策        |
|              |                         | 第5節 | ヘリコプターの活用               |
| 第3章          | 救助・救急及び医療・救護活動          | 第1節 | 救助・救急活動                 |
|              |                         | 第2節 | 医療・救護活動                 |
| 第4章          | 緊急避難対策                  | 第1節 | 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営  |
|              |                         | 第2節 | 避難行動要支援者・要配慮者対策         |
|              |                         | 第3節 | 学校・園における児童生徒等の避難対策      |
| 第5章          | 特定自然災害対策                | 第1節 | 局地的大雨・竜巻・雪害の対策          |

| 第5部 被災者支援・復旧対策 |               |     |                            |
|----------------|---------------|-----|----------------------------|
| 第1章            | 災害対策本部活動体制の確保 | 第1節 | 災害対策本部の継続・廃止               |
|                |               | 第2節 | 県・市町等からの応援受入               |
|                |               | 第3節 | 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 |
|                |               | 第4節 | 災害救助法の適用                   |
| 第2章            | 避難者支援等の活動     | 第1節 | 避難所の運営                     |
|                |               | 第2節 | 緊急輸送手段の確保                  |
|                |               | 第3節 | 救援物資等の供給                   |
|                |               | 第4節 | 給水活動                       |
|                |               | 第5節 | ボランティア活動の支援                |
|                |               | 第6節 | 防疫・保健衛生活動                  |
|                |               | 第7節 | 災害警備活動                     |
|                |               | 第8節 | 遺体の取扱い                     |
| 第3章            | 社会基盤施設等の復旧・保全 | 第1節 | 公共施設等の復旧・保全                |
|                |               | 第2節 | 農作物等の被害軽減対策                |
|                |               | 第3節 | ライフライン施設の応急復旧・保全           |
|                |               | 第4節 | 流木等漂着物対策                   |
| 第4章            | 復旧に向けた対策      | 第1節 | 廃棄物対策活動                    |
|                |               | 第2節 | 住宅の保全・確保                   |
|                |               | 第3節 | 文教等対策                      |
|                |               | 第4節 | 中小企業・農業復旧対策                |
|                |               | 第5節 | 災害義援金等の受入・配分               |
| 第5章            | 復旧にかかる支援措置    | 第1節 | 災害復旧事業にかかる財政支援             |
|                |               | 第2節 | 被災者の生活再建に向けた支援             |

| 第6部 事故等による災害対策 |         |     |                    |
|----------------|---------|-----|--------------------|
| 第1章            | 重大事故等対策 | 第1節 | 危険物施設等の事故対策        |
|                |         | 第2節 | 航空機・列車事故等突発的災害への対策 |
|                |         | 第3節 | 流出油事故等への対策         |
|                |         | 第4節 | 原子力災害対策            |
| 第2章            | 火災対策    | 第1節 | 大規模火災の対策           |
|                |         | 第2節 | 林野火災の対策            |

### 第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとする。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

### 第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 町 災 対 本 部 ……朝日町災害対策本部をいう。
- 3 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部（四日市地域防災総合事務所）をいう。
- 4 防 災 関 係 機 関 ……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 6 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 7 要 配 慮 者 ……高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
- 8 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 9 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

## 第2章 計画関係者の責務等

### 第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

#### 第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

##### 1 町

- ① 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、県防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

##### 2 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

##### 3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

##### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

##### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

## 第2項 住民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

### 1 住民

- ① 住民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

### 2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において住民の安全を確保するよう努める。

### 3 事業者

- ① 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において住民等、自主防災組織、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

## 第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1項 町の処理すべき事務又は業務の大綱

| 機関名            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町              | (1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務<br>(2) 防災対策の組織の整備<br>(3) 防災施設の整備<br>(4) 防災行政無線の整備と運用<br>(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備<br>(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練<br>(7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化<br>(8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査<br>(9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報<br>(10) 住民に対する避難指示<br>(11) 被災者の救助に関する措置<br>(12) ボランティアの受入に関する措置<br>(13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置<br>(14) 被災町営施設の応急対策<br>(15) 災害時の文教対策<br>(16) 災害時の交通及び輸送の確保<br>(17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施<br>(18) 災害廃棄物の処理に関する措置<br>(19) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整<br>(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施<br>(21) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置 |
| 四日市市北消防署朝日川越分署 | (1) 火災の予防・警戒・鎮圧<br>(2) 災害の防除及び被害の軽減<br>(3) 救助・救急活動<br>(4) 災害情報の収集・連絡等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

### 第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県   | (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務<br>(2) 防災対策の組織の整備<br>(3) 防災施設の整備<br>(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用<br>(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備<br>(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練<br>(7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査<br>(8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報<br>(9) 被災者の救助に関する措置<br>(10) ボランティアの受入に関する措置<br>(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置<br>(12) 被災県営施設の応急対策<br>(13) 災害時の文教対策<br>(14) 災害時の交通及び輸送の確保<br>(15) 自衛隊の災害派遣要請<br>(16) 災害復旧の実施<br>(17) 災害廃棄物の処理に関する措置 |

| 機関名     | 内 容                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | (18)市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整<br>(19)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施<br>(20)その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置                                                                   |
| 四日市北警察署 | (1) 災害警備体制<br>(2) 災害情報の収集・連絡等<br>(3) 救出救助活動<br>(4) 避難誘導<br>(5) 緊急交通路の確保<br>(6) 身元確認等<br>(7) 二次災害の防止<br>(8) 危険箇所等における避難誘導等の措置<br>(9) 社会秩序の維持<br>(10)被災者等への情報伝達活動<br>(11)相談活動<br>(12)ボランティア活動の支援 |

### 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 指定地方行政機関

| 機関名             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東海財務局<br>津財務事務所 | (1) 災害復旧事業における職員の査定立会<br>(2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置<br>(3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置<br>(4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整<br>(5) 金融上の諸措置                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 東海農政局<br>三重県拠点  | (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進<br>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集<br>(3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導<br>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導<br>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導<br>(6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置<br>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等<br>(8) 被災農林業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導<br>(9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握<br>(10)食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 |
| 中部運輸局<br>三重陸運支局 | (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達<br>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨<br>(3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導<br>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保<br>(5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、もしくは港湾運送                                                                                                                                                                                                                      |

| 機関名                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <p>事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達幹旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>(10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 津地方気象台               | <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 東海総合通信局              | <p>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>(3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 中部地方整備局<br>三重河川国道事務所 | <p>(1) 災害予防</p> <p>① 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>② 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>③ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>④ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>⑤ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>⑥ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>⑦ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>⑧ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）・排水計画（チュウブハイドロポンプ作戦）に関する計画等の情報共有</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>① 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>② 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> |

| 機関名              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | ③ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施<br>④ 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る<br>⑤ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施<br>⑥ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保<br>⑦ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施<br>⑧ 所管施設の緊急点検の実施<br>⑨ 情報の収集及び連絡<br>⑩ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施<br>⑪ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地支援のために出動 |
| 国土地理院<br>中部地方測量部 | (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施<br>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施<br>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施<br>(4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施                                                                                                                                                                                    |
| 三重労働局            | (1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施<br>(2) 事業場における労働災害発生状況の把握<br>(3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 2 指定公共機関

| 機関名                        | 内 容                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西日本電信電話<br>株式会社三重支店        | (1) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行<br>① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置<br>② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置<br>③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置    |
| 株式会社NTT<br>ドコモ東海支社<br>三重支店 | (1) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行<br>(2) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置<br>(3) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置<br>(4) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置 |
| KDDI株式会<br>社中部総支社          | (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置<br>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定<br>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置                                                                                          |

| 機関名            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソフトバンクモバイル株式会社 | (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置<br>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定<br>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置                                                                                                                                                                                          |
| 楽天モバイル株式会社     | (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置<br>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定<br>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置                                                                                                                                                                                          |
| 日本銀行名古屋支店      | 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。<br>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節<br>① 通貨の円滑な供給の確保<br>② 現金供給のための輸送、通信手段の確保<br>③ 通貨および金融の調節<br>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置<br>① 決済システムの安定的な運行に係る措置<br>② 資金の貸付け<br>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置<br>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請<br>(5) 各種措置に関する広報<br>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整 |
| 日本赤十字社三重県支部    | (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助<br>(2) 救援物資の配分<br>(3) 災害時の血液製剤の供給<br>(4) 義援金の受付及び配分<br>(5) その他災害救護に必要な業務                                                                                                                                                                                                   |
| 日本放送協会津放送局     | (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。<br>(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。<br>(3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知<br>(4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道                                       |
| 中日本高速道路株式会社    | (1) 東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施                                                                                                                                                                                                                                   |
| 独立行政法人水資源機構    | (1) 水資源開発施設等（調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 東海旅客鉄道株式会社     | (1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等。<br>(2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員を適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止に努めることとする。                                                                                                                                  |
| 日本貨物鉄道株式会社     | (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配<br>(2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送                                                                                                                                                                                                         |

| 機関名                               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   | (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免<br>(4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査<br>(5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理<br>(6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理<br>(7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理<br>(8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理                                                                                                                 |
| 中部電力パワーグリッド株式会社三重支店/株式会社JERA西日本支社 | (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保<br>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施<br>(3) 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携<br>(4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案<br>(5) 電力供給施設の早期復旧の実施<br>(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施                                                                                                                                                                         |
| 東邦ガス株式会社/東邦ガスネットワーク株式会社           | (1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施<br>(2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 日本郵便株式会社                          | (1) 災害時における郵便業務の確保<br>① 郵便物の送達確保<br>② 郵便局の窓口業務の維持<br>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策<br>① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。<br>② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。<br>③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。<br>④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。 |
| 独立行政法人国立病院機構                      | (1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置<br>(2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療<br>(3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援                                                                                                                                                                                             |

### 3 指定地方公共機関

| 機関名                    | 内 容                                                                       |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 公益社団法人三重県医師会           | (1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整<br>(2) 医療及び助産等救護活動                                   |
| 公益社団法人三重県歯科医師会         | (1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整<br>(2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施 |
| 三重テレビ放送株式会社<br>三重エフエム放 | (1) 日本放送協会津放送局に準ずる。                                                       |

| 機関名                       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 送株式会社                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 株式会社ケーブル<br>ルコモンネット<br>三重 | <p>災害発生に際して、県内 CATV 事業会社 8 社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。</p> <p>(1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。</p> <p>(2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。</p> <p>(3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。</p> <p>(4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。</p> |
| 三重交通<br>株式会社              | <p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</p> <p>(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 一般社団法人<br>三重県トラック<br>協会   | (1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 近畿日本鉄道<br>株式会社            | <p>(1) 災害により線路が不通となった場合のバス等による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> <p>(2) 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 一般社団法人<br>三重県LPガス<br>協会   | <p>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施</p> <p>(2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 一般社団法人三<br>重県建設業協会        | <p>(1) 応急仮設住宅の建設への協力</p> <p>(2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

#### 4 自衛隊

| 機関名               | 内 容                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第33<br>普通科連隊 | <p>(1) 要請に基づく災害派遣</p> <p>(2) 関係機関との防災訓練に協力参加</p> |

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名                      | 内 容                                           |
|--------------------------|-----------------------------------------------|
| 三重北農業協同<br>組合及び朝明商<br>工会 | (1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資斡旋に対する協力 |

|                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 公共的団体（日赤奉仕団、朝日町食生活改善推進協議会、アイリスあさひ等） | (1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力         |
| 公益社団法人<br>四日市医師会                    | (1) 災害医療救護計画の策定<br>(2) 医療救護班の派遣      |
| 一般社団法人<br>四日市歯科医師会                  | (1) 災害医療救護マニュアルの策定<br>(2) 歯科医療救護班の派遣 |
| 一般社団法人<br>四日市薬剤師会                   | (1) 災害医療救護マニュアルの策定<br>(2) 薬剤師の派遣     |

## 6 自主防災組織

| 機関名    | 内 容                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織 | (1) 自治区における災害予防に関すること。<br>(2) 避難時における自治区活動に関すること。<br>(3) 災害時における自治区の初期防災活動に関すること。 |

## 第3章 朝日町の特質及び風水害等の状況

### 第1節 朝日町の特質

#### 第1項 自然的条件

##### 1 位置及び面積

朝日町は、三重県の北東部に位置する面積 5.99 平方キロメートルの小さなまちである。北東は員弁川、丘陵をもって桑名市に隣接、南西は丘陵、朝明川を隔てて四日市市に隣接、南東は川越町に接し伊勢湾を望む町である。

##### 2 地勢

本町の地勢としては、鈴鹿山脈を源とする朝明川・員弁川の流出土砂により形成された沖積層地帯で、おおむね JR 関西本線を境にして平坦地と丘陵地とに地形が区分される。

平坦地が約 6 割、丘陵地が約 4 割であり、平坦地は水田や住宅地、工業地で、丘陵地は標高 90 メートル以下の山林及び畑、開発された住宅地から成り立っている。

##### 3 気象

本町がある伊勢平野北部は県内でも温暖な恵まれた気候である。ただ、冬期は県内でも寒く、多度山脈から吹きおろす北又は北西の季節風が冷たい風をもたらすため、時々雪しぐれに見舞われる。一方、夏期日中は南東より海風が吹き、気温は上昇しても比較的凌ぎよいが、夕風頃の無風状態はむし暑い。

#### 第2項 社会的条件

##### 1 人口

本町の人口動向は、昭和 50 年から平成 17 年まで 7,000 人前後で推移していたが、丘陵地の宅地開発により、30 代を中心とする子育て世代の転入により、平成 27 年では 10,560 人に急増し、令和 2 年では 11,021 人になった。また、年齢 3 区分人口の推移をみると、平成 27 年まではいずれの区分も人口増加していたが、令和 2 年では年少人口が減少へと転じ、生産年齢人口と老年人口は増加傾向を示し、少子高齢化の進展が見られる一方で、老年人口の割合は、県内で最も低い状況にある。

しかし、今後は住宅開発による転入超過傾向が頭打ちとなり、緩やかな人口減少傾向に転ずることが予測される。また、新たに住宅開発された地域と旧市街地では、人口構成が大きく異なり、町全体の高齢化は低い水準となっている一方で、高齢化率が 3 割を超える地域もみられる。合計特殊出生率においても、平成 27 年は 1.87 で県内 1 位となったが、令和 3 年には 1.42 へ減少した。

さらに、今後 10 歳以下の層が成長していく中、進学・就職を機に町外への転出が増加し、転入や再転入が減少した場合に、出産適齢期の層や子育て世代が減少し、出生率が減少することが懸念される。また、同時期に転入した 30 代が人口構成の中でも多数を占めることから、こうした層がほぼ同時に高齢者となり、高齢化が急激に進行することが見込まれる。

## ＜人口の推移＞

|        | 総数     | 15 歳未満 |      | 15 歳～64 歳 |      | 65 歳以上 |      |
|--------|--------|--------|------|-----------|------|--------|------|
|        |        | 人口     | 比率   | 人口        | 比率   | 人口     | 比率   |
| 平成 2 年 | 6,744  | 1,175  | 17.4 | 4,789     | 71.0 | 780    | 11.6 |
| 平成 7 年 | 6,900  | 1,060  | 15.4 | 4,846     | 70.2 | 991    | 14.4 |
| 平成12年  | 6,716  | 1,003  | 15.0 | 4,546     | 67.7 | 1,162  | 17.3 |
| 平成17年  | 7,114  | 1,138  | 16.0 | 4,536     | 63.8 | 1,431  | 20.1 |
| 平成22年  | 9,626  | 2,025  | 21.1 | 5,801     | 60.5 | 1,757  | 18.3 |
| 平成27年  | 10,560 | 2,225  | 21.7 | 6,017     | 58.7 | 2,015  | 19.6 |
| 令和2年   | 11,021 | 2,069  | 18.9 | 6,797     | 62.0 | 2,104  | 19.2 |

※三区分別人口の合計並び比率は、年齢不詳が含まれず総数と一致しない場合がある。

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

## 2 交通

本町は、自然を身近に感じられる快適な生活環境を有するまちであるとともに、名古屋圏及び四日市市・桑名市といった中核都市に近接し、国道 1 号、北勢バイパス、JR 関西本線、近鉄名古屋線が通り、さらには伊勢湾岸自動車道みえ朝日 IC を有する交通利便性のよいまちである。

## 第2節 朝日町における既往の風水害等の状況

### 第1項 町内における主な気象災害

#### 1 風水害

員弁川と朝明川の両河川の間にある朝日町は、古来からしばしば洪水に悩まされている。

記録に残る大きな洪水としては、慶安3年（1650年）9月2日、員弁川の堤防がところどころで決壊して大被害があり、また、享保2年（1717年）8月6日の大風雨では員弁・朝明の両側とも大洪水となり、数十日の間、田んぼ一面が海のようになって田地のほとんどが河原になったといわれている。

さらに享和3年（1803年）には、員弁川の堤防が決壊したが、当時のことを「<sup>かなつなりやつき</sup>金綱畧記」は次のように記している。「5月19日、近年稀なる洪水にて同夜酉の刻（午後6時）字西屋敷より東、金光寺裏を経て往還まで水溢れ、その勢、東に過して2戸半流失す。」

このように両河川の堤防はたびたび決壊している。



員弁川



朝明川

#### (1) 明治18年の洪水

7月1日に員弁川堤防が決壊した。

堤防上を越える激流を防ぐため、俵・畳をはじめ、付近の田から稲をひきぬいて並べ、最後には人々が、その上に横になって伏せたという。

なお、同日午後5時ごろ、朝明川も字半太夫起で8間余り、柿・埋縄・川北村三ヵ村立会い場所付近で15間など、それぞれ堤防が決壊した。

#### (2) 昭和34年の伊勢湾台風

旧東海道より東側にある水田まで海水が押し寄せ、数人の遺体が流れ着いたのをはじめ、民家近くまで打ちあげられている小舟がみられた。

山林は足の踏み入れ場もないほど樹木が倒れており、国道1号は洪水などのため寸断され、近鉄・国鉄などの交通機関は完全なマヒ状態となって被災地は孤島化した。

#### (3) 昭和46年の23号台風

員弁川は8月31日夜から増水し始め、翌1日午前2時30分頃、桑名市の東金井・西金井間の右岸堤防が2、3ヶ所、約100メートルにわたって決壊、濁流が縄生地区へ流れ込んでいる。流れは非常に速く、東海道での水深は膝下ぐらいであったけれども、足をとられるほどで、コンクリート製の流しが流れていったと言われている。国道1号沿いの低地では軒先近くまで浸水した家があり、着のみ着のまま避難した人も多くあった。

この水害で中部電力町屋変電所が浸水で送電不能となったのをはじめ、水道がとまったため、陸上自衛隊久居駐屯地から給水車の応援を得て桑名市から飲料水を運んで給水を行っている。

そのほか、近鉄の町屋第2鉄橋の橋脚が流失し、復旧まで数日を要した。

#### (4) 昭和49年の豪雨

朝日町役場の雨量計は降りはじめた7月24日からの総雨量270mm、また、時間最大雨量56mm（25日午前4時半より1時間）を記録した。

#### (5) 平成12年の東海豪雨

9月11日の降り始めから翌12日夜半まで517mmに達し、11日の午後3時から午後4時の間に最大時間雨量100mmという町にとって記録的な豪雨となった。

この影響で、家屋の基礎流出1戸、床上浸水9戸、床下浸水29戸、崖崩れ2ヶ所、道路損壊7ヶ所、水路崩壊4ヶ所の被害が出た。

#### (6) 平成19年の4号台風

法面崩壊2ヶ所、床下浸水1戸の被害が出た。

#### (7) 平成28年の16号台風

法面崩壊2ヶ所の被害が出た。

#### ＜朝日町に影響を及ぼした主な風水害の概要＞

| 種類        | 年月日            | 場所           | 被害の概要                                                                            |
|-----------|----------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水        | 明治18年<br>7月1日  | 縄生村          | 死亡1人、建屋流失21棟、同破損5棟、神社流失1ヶ所、田地流失22町8反4畝20歩、畑地流失23反6畝23歩、橋梁流失14ヶ所、堤防切所2ヶ所、道路毀損27ヶ所 |
|           |                | 柿村           | 堤防切所4ヶ所、道路毀損5ヶ所                                                                  |
| 伊勢湾<br>台風 | 昭和34年<br>9月26日 | 朝日町          | 家屋の倒壊17戸、家屋の半壊20戸、家屋の大破34戸、床上浸水36戸、床下浸水45戸                                       |
| 23号<br>台風 | 昭和46年<br>8月31日 | 朝日町          | 床上浸水102戸、床下浸水262戸、田畑の冠水38ha、堤防決壊1ヶ所、道路の破壊13ヶ所                                    |
| 豪雨        | 昭和49年<br>7月25日 | 朝日町          | 全壊2戸、床上浸水21戸、床下浸水110戸、田畑の冠水80ha                                                  |
| 東海<br>豪雨  | 平成12年<br>9月11日 | 朝日町          | 床上浸水9戸、床下浸水29戸、崖崩れ2ヶ所、道路損壊7ヶ所、水路崩壊4ヶ所、家屋基礎流失1戸                                   |
| 4号<br>台風  | 平成19年<br>7月14日 | 朝日町<br>縄生    | 法面崩壊2ヶ所、床下浸水1戸                                                                   |
| 16号<br>台風 | 平成28年<br>9月20日 | 朝日町<br>白梅の丘西 | 法面崩壊2ヶ所                                                                          |



東海豪雨時崖崩れ箇所



東海豪雨、4号台風時冠水地区

# 豪雨による被害甚大



先月二十五日に連続雨量二七〇ミリメートル、時間最大五九ミリメートルと朝日町として明治年間以来の豪雨のため、町内各所に家屋の倒壊、床上床下浸水、がけ崩れ、道路水路の潰損、農地の冠水等、多大の被害が生じました。被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

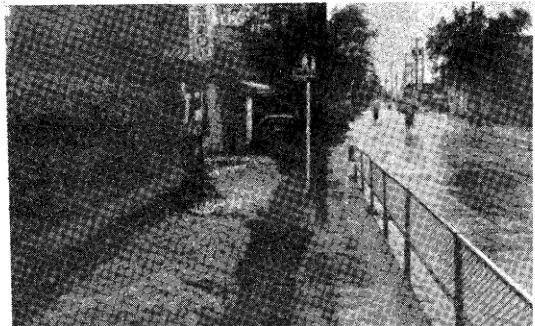
又、当日早朝から、ご家庭の事を振り返り見ず、ずぶ濡れになって防災のためにご尽力下さいました消防団員の皆様、区長さんをはじめ区の役員さん及び有志の方々に対し、厚くお礼申し上げます。

公共的施設の災害復旧につきましては、国県の関係当局と協議し、補助事業として早急に復旧するよう努力しております。〔写真上 小向神社の災害現場〕

◇ 婦人講演会のご案内  
8月25日(日) Am 9・30 ~ 12・00  
場所 東芝労働会館  
テーマ 現代婦人の生き方  
講師 東洋大学教授 神田道子



柿公民館東県道 Am 7.20 頃



小向新福商店附近 Am 6.30 頃



埋縄火の見櫓附近 Am 七・三〇頃



柿朝明住宅附近

昭和 49 年の豪雨による被害を掲載した広報



## 第 2 部 災害予防・減災対策

# 第1章 自助・共助を育む対策の推進

## 第1節 住民や地域の防災対策の促進（予防1）

### 関係機関

防災環境課  
消防団

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- ・ 自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害発生時にどのような被害を受ける危険性があるのかについての認識を高めるため、ハザードマップの周知に取り組んでいる。



#### 【この計画がめざす状態】

- ・ ほとんどの住民が、自宅等周辺の風水害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、防災の日常化の定着に向けた取組が進んでいる。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象          | 対 策（活 動）項 目             |
|------|--------------|-------------------------|
| 町    | 自治区等地域コミュニティ | (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 |
|      | 住民           | (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 |

#### 【共助】

| 実施主体                    | 対 象    | 対 策（活 動）項 目                                                       |
|-------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織                  | 地域住民   | (1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力<br>(2) 地区防災計画の策定                    |
| 防災活動に取り組む NPO 等         | 住民や関係者 | (1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築<br>(2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力          |
| 住民を顧客として事業を展開している防災関係機関 | 住民     | (1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施<br>(2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民   | (1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握<br>(2) 家族防災会議の開催<br>(3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進<br>(4) 地区防災計画作成への協力 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 自治区等地域コミュニティを対象とした対策

##### (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要

な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所の避難所運営マニュアル等作成支援
- ④ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画及び地区防災計画作成の促進

## 2 住民を対象とした対策

### (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域で発生し得る風水害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルなどの配布
- ② 町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成
- ⑤ 水害保険・共済への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 「My まっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発

## ■ 自主防災組織や防災活動に取り組む NPO 等が実施する対策

### 1 自主防災組織の対策

#### (1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難所運営マニュアル等の作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

#### (2) 地区防災計画の策定

町の防災活動と地域住民等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目指し、地区防災計画の策定に努める。

※地区防災計画は、基本法第42条の2第1項の規定に基づき、町の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）が自発的な防災活動に関する内容を定める計画で、地区居住者等が町防災会議に対し町の地域防災計画に定めることを提案することができる。また、町の防災会議は、地域の意向を踏まえつつ地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として町の地域防災計画に規定することができる。

### 【参考】

「地区防災計画」に定める項目例（地区防災計画ガイドライン(内閣府)を参考に作成）

- ① 計画の目的などの基本方針

- ② 地区特性の把握（災害履歴、被害想定、要配慮者等）と防災マップの作成
- ③ 活動体制の構築（平常時、災害等の役割、班編成等）
- ④ 災害発生時の初動対応等
- ⑤ 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の把握と、避難所の開設・運営
- ⑥ 食料、飲料水、資機材の備蓄
- ⑦ 地域住民、消防団、地域団体等との連携、相互の支援（平常時と災害発生時）
- ⑧ 防災研修、防災訓練の実施の考え方

## 2 防災活動に取り組む NPO 等の対策

### (1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけ、平時から住民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動を推進するよう努める。

### (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

## ■住民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策【！】

### 1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

### 2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

## ■住民が実施する対策【！】

### 1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

町が提供する防災ハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。

### 2 家族防災会議の開催

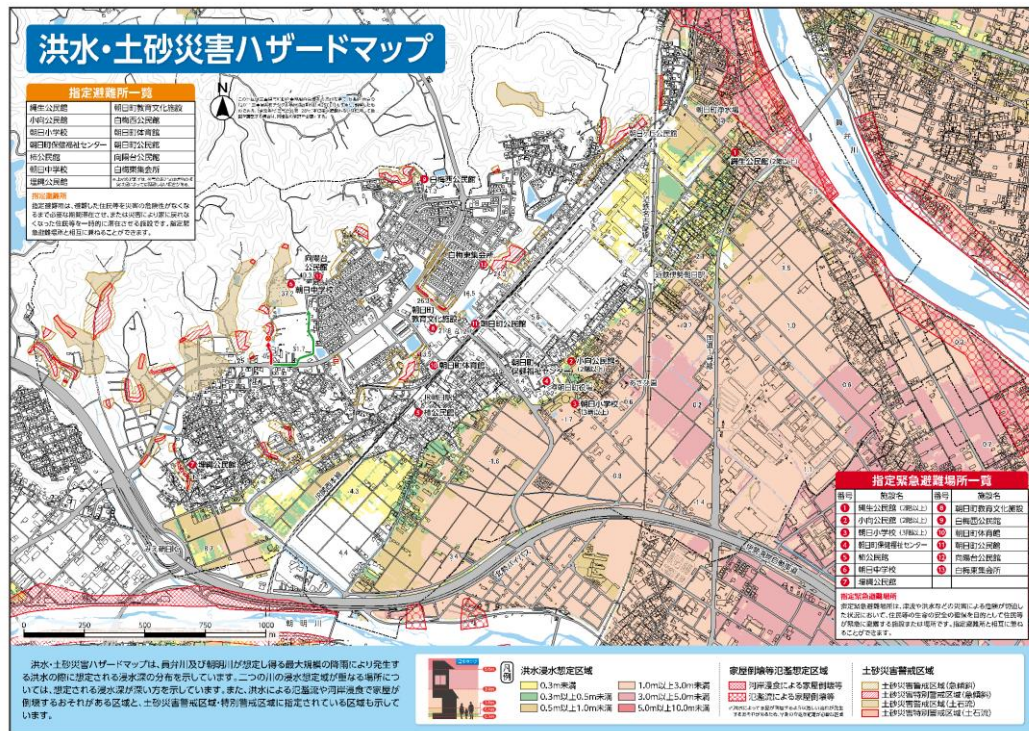
自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害想定や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有するため、家族防災会議を定期的に行い、事前に必要な防災対策や発災した際の役割分担、取るべき行動について話し合い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、簡易トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努める。

【参考：防災ハザードマップ】

町では、災害が発生したときの安全かつ迅速な避難や事前の備えに活用してもらうため、今後発生のおそれがある風水害、土砂災害に対する危険度等を掲載した「防災ハザードマップ」を作成し公表している。

(詳細は右記参照：<http://www2.town.asahi.mie.jp>)



【参考：飲料水・食料・医薬品の備蓄リスト】

各家庭において、3日以上、できれば1週間程度の食料、飲料水、非常持ち出し品などを常備して、災害が起きても、支援があるまでの間、発災後72時間自らの命を自らで守るための備えが必要。特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については確保が難しい場合が想定される。

＜備蓄品等チェックリスト（参考例）＞

|              |                                            |
|--------------|--------------------------------------------|
| 各家庭で<br>備蓄   | 3日以上、できれば1週間程度の食料・飲料水、簡易食器(水は1人1日3ℓが目安)    |
|              | ラップ、アルミホイル など                              |
|              | 毛布・寝袋 など                                   |
|              | 携帯トイレ、トイレトーパー、ティッシュ、生理用品 など                |
|              | 燃料(卓上コンロ、予備のガスボンベ など)                      |
|              | 使い捨てカイロ、マスク など                             |
|              | 予備のメガネ、補聴器 など                              |
|              | 食物アレルギーの方は配慮した食料                           |
| 非常<br>持ち出し品  | 印鑑、通帳、現金(万札だけでなく、千円札や小銭も多めに)等              |
|              | 食料品(非常食、飲料水、缶詰等)                           |
|              | 乳幼児用品(粉ミルク、おむつ等)                           |
|              | 高齢者の必需品(補聴器、入れ歯、目薬等)                       |
|              | 医療品(常備薬、傷薬、包帯、お薬手帳、ばんそうこう等)                |
|              | 衛生用品(携帯トイレ、紙おむつ、ビニール袋等)                    |
|              | 避難用品(LED電灯、レインコート、ヘルメット、手袋、携帯ラジオ等)         |
|              | 備品(乾電池、携帯電話充電器、ろうそく、ライター、缶切り、ロープ、レジャーシート等) |
| 自分に<br>関する情報 | 身元や連絡先を記入したカード                             |
|              | 診察券、病名、処方箋、健康保険番号、運転免許証番号等を書いたメモ           |

### 3 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

### 4 地区防災計画作成への協力

地区での取組をあらかじめ定める地区防災計画の作成に協力する。

#### 【参考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 避難場所：災害等から緊急かつ一時的に避難するための場所
- 指定緊急避難場所：基本法第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごとに町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 避難所：災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある）
- 指定一般避難所：基本法第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づき、町が指定する規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所（指定避難所が指定緊急避難場所を兼ねている場合もある）
- 指定福祉避難所：指定一般避難所のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは町民、地域とは町内の自治区等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている町民のことを指す。

## 第2節 防災人材の育成・活用（予防2）

### 関係機関

防災環境課  
保険福祉課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

・三重県が行っている自主防災組織リーダー研修等、人材育成の場があり、積極的な参加を促している。また、町としても地区単位の防災講座等を行うなどの活動をしている。



#### 【この計画がめざす状態】

・自主防災組織のリーダーや役員の方だけではなく、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象    | 対 策（活 動）項 目                                        |
|------|--------|----------------------------------------------------|
| 町    | 住民     | (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用                       |
|      | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発<br>(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進 |

#### 【共助】

| 実施主体                    | 対 象            | 対 策（活 動）項 目                                 |
|-------------------------|----------------|---------------------------------------------|
| 自主防災組織                  | 自主防災組織構成員      | (1) 構成員に対する教育・啓発                            |
| 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | 組織の構成員やボランティア等 | (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成<br>(2) 構成員に対する教育・啓発 |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目              |
|------|--------------------------|
| 住民   | (1) 町・県の防災人材育成事業への積極的な参画 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 住民を対象とした対策

##### (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施する研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、みえ防災・減災センターにおいて育成されるみえ防災コーディネーターや「みえ防災人材バンク」の枠組みにより育成した防災人材の活用を図る。

※ みえ防災・減災センターは、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、交流促進等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的とし、平成26年4月に設置された。

※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

※ みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の

活用を促進するための制度をいう。

## (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては、女性への配慮が不可欠なことから、専門性のある職業に従事している女性を対象とした県等が実施する防災講座の受講を促進するとともに、自主防災組織等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。

また、育成した人材の継続的なフォローアップを行うとともに、若い世代の防災人材の育成に取り組む。

## 2 自主防災組織を対象とした対策

### (1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

### (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

## ■自主防災組織や防災活動に取り組む団体等が実施する対策【！】

### 1 自主防災組織の対策

#### (1) 構成員に対する教育・啓発

町や県が実施する人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

### 2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

#### (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

#### (2) 構成員に対する教育・啓発

町や県の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

## ■住民が実施する対策【！】

### 1 町・県の防災人材育成事業への積極的な参画

住民は町や県が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画するとともに、地域の防災活動等に積極的に参画するように努める。

## 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防3）

| 関係機関         |
|--------------|
| 防災環境課<br>消防団 |

### 第1項 防災・減災重点目標

|                                                               |                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【現在の状態】</b><br>・ 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがあり、また、各組織間の連携が十分でない。 | <b>【この計画がめざす状態】</b><br>・ 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施されている。 |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象    | 対 策（活 動）項 目                                |
|------|--------|--------------------------------------------|
| 町    | 自主防災組織 | (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進<br>(2) 自主防災組織の活動促進 |
|      | 消防団    | (1) 消防団の育成及び活性化の推進                         |
|      | 住民     | (1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進                   |

#### 【共助】

| 実施主体   | 対 象                       | 対 策（活 動）項 目    |
|--------|---------------------------|----------------|
| 自主防災組織 | 地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体 | (1) 自主防災活動の活性化 |
| 消防団    | 地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体 | (1) 消防団活動の活性化  |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目           |
|------|-----------------------|
| 住民   | (1) 自主防災組織や消防団の活動への参画 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 自主防災組織を対象とした対策

##### (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性や若者の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団

との連携による組織の活性化推進

## (2) 自主防災組織の活動促進

自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

## 2 消防団を対象とした対策

### (1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

## 3 住民を対象とした対策

### (1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

## ■自主防災組織や消防団が実施する対策<sup>!</sup>

### 1 自主防災組織の対策

#### (1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。

さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会、防災活動事例集の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

## 2 消防団の対策

### (1) 消防団活動の活性化

消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、地域住民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

また、消防活動や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

さらに、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、他自治体の消防団との交流を図る。

## ■住民が実施する対策<sup>!</sup>

### 1 自主防災組織や消防団の活動への参画

住民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

## 第4節 ボランティア活動の促進（予防4）

| 関係機関           |
|----------------|
| 防災環境課<br>保険福祉課 |

### 第1項 防災・減災重点目標

|                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【現在の状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に多発化傾向にある災害から、住民のボランティア活動への関心は以前より高まり身近なものとなっている。しかし、ボランティアの受入体制や活動支援を行う災害ボランティアセンターの周知が不十分である。</li> </ul> | <b>【この計画がめざす状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象                   | 対 策（活 動）項 目                                                                           |
|------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 町    | 災害ボランティア担当機関          | (1) 災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備<br>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築<br>(3) 災害ボランティア人材の育成等 |
|      | 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等 | (1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援                                                       |
|      | 住民・企業等                | (1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進                                                               |

#### 【共助】

| 実施主体                    | 対 象            | 対 策（活 動）項 目                                                                                                                  |
|-------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町社会福祉協議会                | 組織の構成員         | (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備<br>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に向けて、必要な近隣の市町及び関係団体等と協力関係・連携体制の構築<br>(3) 災害ボランティア人材の育成等」を追加する。 |
| 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等 | 組織の構成員やボランティア等 | (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成                                                                                                      |
| 企業                      | 従業員等           | (1) 災害ボランティア等への参画促進                                                                                                          |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目       |
|------|-------------------|
| 住民   | (1) 災害ボランティア等への参画 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策！

#### 1 町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

- (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

**(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に向けて、必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築**

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営が出来るように、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制の構築に努める。

**(3) 災害ボランティア人材の育成等**

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保に努める。

**2 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等を対象とした対策**

**(1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援**

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時における NPO・ボランティア等の活動を支援する。

**3 住民・企業を対象とした対策**

**(1) 災害ボランティアへの参画促進**

災害時の災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画に努める。

**■町社会福祉協議会が実施する対策！**

**1 災害ボランティア担当機関を対象とした対策**

**(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備**

町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

**(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に向けて、必要な近隣の市町及び関係団体と協力関係・連携体制の構築**

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制の構築に努める。

**(3) 災害ボランティア人材の育成等**

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

**2 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等を対象とした対策**

**(1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援**

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時における NPO・ボランティア等の活動を支援する。

**3 住民・企業を対象とした対策**

**(1) 災害ボランティアへの参画推進**

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

## ■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策【！】

### 1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修の実施
- ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

### 2 町の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

町が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

## ■住民や企業が実施する対策【！】

### 1 企業の対策

#### (1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

### 2 住民の対策

#### (1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

## 第5節 企業・事業所の防災対策の促進（予防5）

### 関係機関

防災環境課  
産業建設課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成が進んでいる。しかし、行政と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。



#### 【この計画がめざす状態】

- 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体      | 対 象         | 対 策（活 動）項 目                                                              |
|-----------|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 町         | 企業・事業所      | (1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成促進<br>(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進<br>(3) 自主防災組織の活動支援 |
|           | 自主防災組織、自治区等 | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進                                                |
| ライフライン事業者 | 企業・事業所      | (1) 災害発生時のライフライン復旧対策の促進                                                  |

#### 【共助】

| 実施主体          | 対 象            | 対 策（活 動）項 目                |
|---------------|----------------|----------------------------|
| 企業・事業所        | 町（自主防災組織、自治区等） | (1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進    |
| みえ企業等防災ネットワーク | 関係企業・事業所       | (1) 町内企業の防災力強化のためのネットワーク構築 |
| 自主防災組織、自治区等   | 企業・事業所         | (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進  |

#### 【自助】

| 実施主体   | 対 象    | 対 策（活 動）項 目                                                            |
|--------|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 企業・事業所 | 企業・事業所 | (1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成<br>(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進<br>(3) 自主防災組織の充実強化 |
|        | 従業員等   | (1) 防災教育・防災訓練の実施                                                       |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 企業・事業所を対象とした対策

##### (1) 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、朝明商工会と連

携し、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検を促進する。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業所にかかる避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努める。

## (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結の拡充に努める。

また、本町は東芝インフラシステムズ（株）三重工場や日本トランスシティ（株）と災害時等における施設利用等の支援協力に関する協定も結んでいる。

## (3) 自主防災組織の活動支援

企業・事業所の自主防災組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

# 2 自主防災組織、自治区等を対象とした対策

## (1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### <ライフライン事業者が実施する対策>

#### 1 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

災害時において発生する電気・ガス・水道・道路・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

## ■企業・事業所が実施する対策

#### 1 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などを踏まえた防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検に努める。

特に洪水や高潮・土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。

#### 2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

### 3 自主防災組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自主防災組織の充実強化に努める。

### 4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

### 5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進【！】

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うため、救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

#### ■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

##### 1 町内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やBCP等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

#### ■自主防災組織、自治区等が実施する対策【！】

##### 1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

## 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6)

| 関係機関                                  |
|---------------------------------------|
| 防災環境課<br>子育て健康課<br>教育課<br>文化課<br>あさひ園 |

### 第1項 防災・減災重点目標

|                                                                |                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【現在の状態】</b><br>・ 行政と連携した児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携をさらに充実する必要がある。 | <b>【この計画がめざす状態】</b><br>・ すべての学校や園などにおいて風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の対応や非常時の避難対策等により、児童生徒等の安全が確保されるとともに、行政と連携した、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。 |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体         | 対 象       | 対 策（活 動）項 目                                                          |
|--------------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 町            | 小中学校      | (1) 児童生徒等の安全確保<br>(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施<br>(3) 学校施設の安全点検 |
|              | 児童生徒等     | (1) 防災教育の推進                                                          |
|              | 教職員       | (1) 学校防災人材の育成と活用                                                     |
|              | 児童生徒等の保護者 | (1) 家庭と連携した防災教育の推進                                                   |
|              | 地域(地域住民)  | (1) 地域と学校が連携した防災対策の推進<br>(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進                  |
|              | あさひ園      | (1) 幼保施設の防災対策の推進                                                     |
|              | 児童福祉施設等   | (1) 児童福祉施設等の防災対策の推進                                                  |
| 放課後児童クラブの管理者 | 放課後児童クラブ  | (1) 放課後児童クラブの防災対策の推進                                                 |

#### 【自助】

| 実施主体      | 対 策（活 動）項 目           |
|-----------|-----------------------|
| 保護者・児童生徒等 | (1) 家庭における防災についての話し合い |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 小中学校の防災対策の推進

##### (1) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発表や交通機関の運休が見込まれる場合等の対応について検討する。

## (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

小中学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、小中学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

## (3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

## (4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノートの活用等による防災教育を継続して行う。

## (5) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダー等を中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災教育を実施する。

## (6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

## (7) 地域と学校が連携した防災対策の推進

町と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と町が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、町と学校が事前に話し合いを行うなどして、事前に検討しておく。

# 2 あさひ園の防災対策の推進

小中学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、園児（乳幼児）等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

# 3 児童福祉施設等の防災対策の推進

児童福祉施設については、学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

# 4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■放課後児童クラブの管理者が実施する対策！

1 放課後児童クラブの防災対策の推進

学校、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策！

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

## 第2章 安全な避難空間の確保

### 第1節 避難対策等の推進（予防）

#### 関係機関

防災環境課  
子育て健康課  
保険福祉課  
広報・町民課  
産業建設課

#### 第1項 防災・減災重点目標

##### 【現在の状態】

- ・ 住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者や要配慮者、女性に配慮した避難所運営マニュアルを策定したが、定期的な見直しが行われていない。



##### 【この計画がめざす状態】

- ・ 避難経路の検討が進み、住民一人ひとりが避難場所までの安全な道のりを把握している。また、地域の避難対策や避難所運営において、女性や障がい者など、避難者の多様性に配慮した対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による避難行動要支援者・要配慮者に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

#### 第2項 対策項目

##### 【公助】

| 実施主体 | 対 象   | 対 策（活 動）項 目                                                                                                                                                                                                        |
|------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町    | 地域住民等 | (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と地域住民等への周知<br>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知<br>(3) 避難指示等の基準の策定等<br>(4) 避難誘導対策<br>(5) 情報収集体制の整備<br>(6) 避難所運営対策<br>(7) 避難行動要支援者・要配慮者対策<br>(8) 観光客、帰宅困難者等対策<br>(9) ペット対策<br>(10) 避難所外避難者対策<br>(11) 感染症対策 |

##### 【共助】

| 実施主体           | 対 象   | 対 策（活 動）項 目          |
|----------------|-------|----------------------|
| 自主防災組織等        | 地域住民  | (1) 地域の避難対策の推進       |
| 不特定多数の者が利用する施設 | 施設利用者 | (1) 施設利用者にかかる避難対策の推進 |
| 観光事業者等         | 観光客等  | (1) 観光客等にかかる避難対策の推進  |

【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 住民   | (1) 避難指示発令時等における避難行動<br>(2) 地域の避難対策への協力<br>(3) ペットの同行避難対策<br>(4) 避難所外避難者対策 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策<sup>!</sup>

##### 1 地域住民等を対象とした対策

###### (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と地域住民等への周知

切迫した災害から地域住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあることなど、内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域住民等に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、必要に応じて警察署及び他の防災関係機関と協議するなどして、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努める。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識、日本産業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示による標識を設置するなど、地域住民、観光客等に対する周知を図る。

###### (2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保されるなど、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域住民等に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

###### (3) 避難指示等の基準の策定等

災害発生の可能性が高まった場合に、浸水が予測されている地域を避難対象地域として、避難指示などを発令の基準をあらかじめ定めておく。

###### ① 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

###### ② 収容避難

災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

###### ③ 避難指示の伝達体制の整備

急を要する場合のため、同報無線、広報車、緊急速報メール、防災アプリ等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

###### ④ 避難の伝達体制の整備

基本法に定める避難指示のほか、住民に対して外出を控えるなど、普段の行動を見合わせたり、避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難の完了を求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

#### ⑤ 避難指示等の類型

| 警戒レベル  | 種別     | 発令時の状況                           | 町民に求める行動                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|--------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保 | 既に災害が発生・切迫している状況                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生または切迫した状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>                                       |
| 警戒レベル4 | 避難指示   | 災害が発生する危険が高まっている状況               | <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul> |
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難 | 避難に時間を要する人と要配慮者が避難行動を開始する必要がある状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</li> <li>その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> </ul>                                                                              |

#### ⑥ 避難指示及び高齢者等避難の基準等の策定

避難指示及び高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水や高潮、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

#### (4) 避難誘導対策

避難等に関する意思決定に対する県からの助言など、国・県との連携・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導看板の整備や訓練の実施に努める。

#### (5) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、「避難情報に関するガイドライン」を参考とし、必要に応じ、地方气象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、町長と県や气象台、河川管理者等との間のホットラインを活用し、緊密な連携が図れるようにしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相

互に避難指示等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

#### (6) 避難所運営対策

避難所運営マニュアル及び避難行動要支援者避難行動援助プランに沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努める。また、避難所運営マニュアルに基づき、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。避難所運営に当たり関係者との定期的な情報交換の場を設けるよう努め、避難所の運営管理に必要な知識の普及を図る。

また、食料、飲料水、生活必需品等避難者支援を行うために必要な物資、資機材を計画的に備蓄するよう努めるとともに、住民等に対し、備蓄に関する啓発を行う。

#### (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策

##### ① 避難行動要支援者対策

避難に特に支援を要する避難行動要支援者について、朝日町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。

##### ② 要配慮者対策

配慮が必要な者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等）に対する災害時の避難行動や避難生活の支援などの対策の強化に努めるものとする。

#### (8) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

#### (9) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット同行者用の避難所の設置など避難所運営マニュアルに沿い、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

#### (10) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所外避難者対策を推進する。

#### (11) 感染症対策

避難所運営マニュアルに沿った避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することも検討する。

### ■ 自主防災組織等が実施する対策 **!**

#### 1 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの見直し及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

### ■ その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 不特定多数の者が利用する施設の対策

##### (1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

## 2 観光事業者等の対策

### (1) 観光客等にかかる避難対策の推進

町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

## ■住民が実施する対策

### 1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に高齢者等避難や避難指示が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

### 2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

### 3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

## 第2節 避難行動要支援者対策の推進（予防8）

### 関係機関

防災環境課  
保険福祉課  
子育て健康課  
消防団

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 避難行動要支援者支援のための避難対策について、避難援助等関係者へ説明会を開催し、個別避難計画作成に取り組んでいる。



#### 【この計画がめざす状態】

- 高齢者や障がい者などに配慮した避難対策が図られるとともに、避難援助等関係者との連携により避難行動要支援者対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象   | 対 策（活 動）項 目                                               |
|------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 町    | 地域住民等 | (1) 避難行動要支援者名簿<br>(2) 避難行動要支援者名簿の管理・更新<br>(3) 個別避難計画作成の推進 |

#### 【共助】

| 実施主体      | 対 象      | 対 策（活 動）項 目             |
|-----------|----------|-------------------------|
| 自主防災組織等地域 | 地域住民     | (1) 地域の避難対策の推進          |
| 要配慮者利用施設  | 入所者等要配慮者 | (1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進 |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目     |
|------|-----------------|
| 住民   | (1) 地域の避難対策への協力 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 地域住民等を対象とした対策

##### (1) 避難行動要支援者名簿

町長は、基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿（以下、この節において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

##### ① 避難援助等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難援助等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、法令に特別の定めがある場合、又は基本法第49条の11第3項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではな

い。

なお、避難援助等関係者とは、次の機関及び個人とする。

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員

エ 町社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの

## ② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、次のいずれかの要件に該当する者とする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者であって、心臓・じん臓機能障がいのみで該当する以外の者

ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者

エ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者

オ 年齢が75歳以上のひとり暮らし高齢者

カ 上記以外の者で町長及びこの計画に定める避難援助等関係者がともに援助が必要であると認める者

## ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報など町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に定めるもののほか、避難援助等の実施に関し町長が必要と認める事項

(注) エの「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関

する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 名簿情報提供に関する同意確認

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、災害時に加え、平常時から防災に関する援助活動を行うため、避難援助等関係者への名簿情報提供について、同意書により同意の確認を行う。

⑤ 避難行動要支援者同意者名簿への登録と避難援助等関係者への名簿情報の提供

町は、同意書により同意を得られた避難行動要支援者について、避難行動要支援者同意者名簿として登録するとともに、当該名簿情報を地域の避難援助等関係者に提供することとし、災害時の援助のほか、平常時の訓練や防災に関する地域の活動等にも使用する。

⑥ 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は、常に変化し得ることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努める。

避難行動要支援者の避難援助等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難援助等関係者間で情報を共有し、避難援助体制の適正化を図る。

⑦ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び講じる措置

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難援助等関係者に提供されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難援助等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難援助等の実施に必要な限度で避難援助等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合は、その限りではない。

避難行動要支援者から避難援助等関係者への名簿の提供について同意を得るためには、町担当課が避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的に働き掛ける必要があり、その際には、避難援助等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得た上で、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障がい等により、個人情報取り扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することができる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難援助等関係者に名簿情報を提供する際は、次の措置を講じる、又は避難支援等関係者に求めることで情報漏洩の防止を図らなければならない。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難援助等関係者に限り提供する。
- イ 基本法に基づき、避難援助等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- カ 上記以外に情報漏洩を防止するために必要な指導をする。

### ⑧ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難のための情報伝達については、避難行動要支援者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から避難行動要支援者には避難することについて理解を得るよう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

### ⑨ 避難援助等関係者の安全確保

避難援助等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難援助等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難援助を行えるよう、避難援助等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

また、地域においても避難行動要支援者や避難援助等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難援助のルールを決めるなど、地域住民全体で避難援助等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難援助等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

## (2) 避難行動要支援者名簿の管理・更新

### ① 管理方法

避難行動要支援者名簿及び同意者名簿は、町担当課、社会福祉協議会及び地域の避難援助等関係者において、朝日町避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき厳重に管理する。

### ② 更新方法

町は、地域の避難援助等関係者及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者同意者名簿の更新を適時行い、関係部局と共有するとともに、避難援助等関係者に提供する。

### ③ 情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難援助等関係者は、町より提供された避難行動要支援者同意者名簿に関する情報の適正な管理と注意を払いながら、平常時から避難行動要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難援助の方法等について確認した上で、援助者（災害時に避難行動要支援者に対して直接避難援助を行う者）の確保や避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難援助が行えるよう努める。

## (3) 個別避難計画作成の推進

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の作成のみに留まらず、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成を推進する。

## ■ 自主防災組織等地域が実施する対策

### 1 地域住民を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、個人の避難計画等の策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

■要配慮者利用施設が実施する対策 **!**

1 入所者等要配慮者の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努める。

■住民が実施する対策 **!**

1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の援助対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

## 第3節 要配慮者利用施設における避難確保対策の推進(予防9)

### 関係機関

防災環境課  
保険福祉課  
教育課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- ・ 浸水想定区域内、あるいは土砂災害警告区域内にある要配慮者利用施設において、利用者のための避難対策が十分でない。



#### 【この計画がめざす状態】

- ・ 浸水想定区域内、あるいは土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置が講じられている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象               | 対 策（活 動）項 目                                                   |
|------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 町    | 要配慮者利用施設の所有者又は管理者 | (1) 防災ハザードマップの提供<br>(2) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等の促進 |

#### 【共助】

| 実施主体              | 対 象     | 対 策（活 動）項 目                                                |
|-------------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 要配慮者利用施設の所有者又は管理者 | 当該施設利用者 | (1) 避難確保計画の作成<br>(2) 避難訓練の実施<br>(3) 自衛水防組織の設置<br>(4) 町への報告 |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目           |
|------|-----------------------|
| 住民   | (1) 要配慮者利用施設の避難対策への協力 |

### 第3項 対策

#### ■ 共通事項

#### 1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

#### 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、内水又は高潮に係

る避難訓練の実施に関する事項

- ④ 浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

### 3 水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う措置

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年 6 月 19 日に改正され、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとされた。

## ■町が実施する対策

### 1 防災ハザードマップの提供

本町では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定を踏まえ、避難場所等への円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「早期の立ち退き避難が必要な区域」などを明示した防災ハザードマップを作成し、印刷物の配布・町のホームページに掲載するなどにより情報提供する。

また、防災ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、発災時における住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### 2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等の促進

#### (1) 要配慮者利用施設の指定

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる次の施設を、水防法による要配慮者利用施設として指定する。

#### <要配慮者利用施設一覧>

|   | 場所                      | 住所           | 管理者          | 災害の種類 |
|---|-------------------------|--------------|--------------|-------|
| 1 | 朝日小学校                   | 柿 750 番地     | 小学校長         | 洪水、高潮 |
| 2 | 朝日町保健福祉センター             | 小向 891 番地 5  | 社会福祉協議<br>会長 | 高潮    |
| 3 | あさひ園                    | 小向 2068 番地 1 | 園長           | 洪水、高潮 |
| 4 | 特別養護老人ホーム往還             | 柿 564 番地     | ホーム長         | 洪水、高潮 |
| 5 | 介護付有料老人ホーム<br>エクセレントあさひ | 小向 2064 番地 1 | ホーム長         | 洪水、高潮 |
| 6 | グループホームあさひ              | 小向 2064 番地 1 | ホーム長         | 洪水、高潮 |
| 7 | くわな共立クリニック              | 縄生 353 番地 1  | 院長           | 洪水、高潮 |
| 8 | あさひよつばの里<br>ひまわり作業所     | 柿 618 番地 1   | 理事長          | 洪水、高潮 |

また、土砂災害警戒区域内にある次の施設を、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設として指定する。

＜要配慮者利用施設一覧＞

|   | 場所    | 住所        | 管理者  | 災害の種類 |
|---|-------|-----------|------|-------|
| 1 | 朝日中学校 | 柿 2838 番地 | 中学校長 | 土砂    |

## (2) 避難確保計画作成等の指導

要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を確実に行うよう指導する。

また、各施設から提出された避難確保計画に対しては、確実なチェック及び指導監査時等の計画内容の定期的な再確認と施設への指導を行うとともに、計画に基づく訓練が実践されるよう、必要な支援・働きかけを行う。

## (3) 指示及び公表

計画未作成の施設に対しては、施設の所有者又は管理者に対し作成に係る必要な指示を行うとともに、指示に従わなかった際には、その旨を公表できる制度を活用する。

## (4) 当該要配慮者利用施設に係る措置

水防法に基づく指定施設については、当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認するとともに、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。

また、要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保のため、洪水予報等の情報伝達訓練の実施に努める。

# ■要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する対策【！】

## 1 避難確保計画の作成

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画を作成する（義務）。

### 【避難確保計画を作成する際の記載例】

- ・計画の目的
- ・計画の適用範囲
- ・防災体制
- ・事前対策
- ・情報収集及び伝達
- ・避難の誘導、避難基準
- ・避難場所、避難経路、避難誘導方法、施設周辺や避難経路の点検
- ・避難の確保を図るための施設の整備
- ・洪水等に係る情報収集
- ・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況
- ・防災教育及び訓練、実施
- ・自衛水防組織の業務（水防法に基づく避難確保計画のみ）

## 2 避難訓練の実施

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施する（義務）。

### 3 自衛水防組織の設置

水防法に基づく要配慮者利用施設においては、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、自衛水防組織を置くよう努めるものとする（努力義務）。

### 4 町への報告

要配慮者利用施設において作成した避難確保計画を町へ報告する。また、水防法の規定による自衛水防組織を設置した場合、構成員等を町へ報告する（義務）。

#### ■自主防災組織等地域が実施する対策【！】

##### 1 要配慮者利用施設の利用者を対象とした対策

###### (1) 施設の避難対策の推進

町や要配慮者利用施設の管理者等が行う避難対策に協力し、施設利用者の避難確保計画に基づく避難訓練等の実施に協力する。

#### ■要配慮者利用施設が実施する対策【！】

##### 1 要配慮者利用施設の利用者を対象とした対策

###### (1) 施設の避難対策の推進

施設の所在地や施設を利用する要配慮者の特性に応じた避難確保計画の策定や避難訓練の実施、関係施設との災害時の連携体制の確立などの施設の避難対策を進める。

#### ■住民が実施する対策【！】

##### 1 要配慮者利用施設の避難対策への協力

要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練等の実施、要配慮者の援助対策などの避難対策に協力するよう努める。

## 第3章 風水害に強いまちづくりの推進

### 第1節 水害予防対策の推進（予防10）

#### 関係機関

防災環境課  
産業建設課  
上下水道課

#### 第1項 防災・減災重点目標

##### 【現在の状態】

- 河川整備の遅れ等により、台風や大雨時に水害、高潮被害が生じるおそれがあり、また、町における避難指示等発令基準の設定や国・県の避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。



##### 【この計画がめざす状態】

- 河川が適切に整備され水害、高潮被害の軽減が見込まれるとともに、町と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難指示等を適切に発令できている。

#### 第2項 対策項目

##### 【公助】

| 実施主体       | 対 象 | 対 策（活 動）項 目                                                                                                     |
|------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町          | 住民  | (1) 河川の整備促進<br>(2) 施設の維持管理<br>(3) 避難判断情報の収集<br>(4) 避難判断基準の設定<br>(5) 要配慮者利用施設の水害対策<br>(6) 水防体制の整備<br>(7) 大雨・台風対策 |
| その他の防災関係機関 | 住民  | (1) 河川の整備<br>(2) 施設の維持管理<br>(3) 避難判断情報等の提供体制<br>(4) 水防体制の整備                                                     |

#### 第3項 対策

##### ■町が実施する対策！

##### 1 河川の整備促進

##### (1) 計画的な河川整備の促進

台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害の発生が想定されることから、河川の整備を推進するため、県管理河川の早期改修を働きかけるとともに町管理河川の管理・改修に努める。

##### (2) 河川対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、ハード対策の促進に加え、降雨量や河川水位の状況を把握するための雨量計や水位計の設置促進を図る。

## 2 施設の維持管理

### (1) 巡視・点検の実施

町が管理する公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

### (2) 維持修繕工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

## 3 避難判断情報の収集

国・県及び関係市町から、河川の水位情報・高潮情報等、町が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

## 4 避難判断基準の設定

国・県及び関係市町から提供を受けた河川の水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準を設定する。

## 5 要配慮者利用施設の水害対策

水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練実施の推進に努める。

## 6 水防体制の整備

三重県水防計画に基づき、必要な水防体制を確立する。

## 7 大雨・台風対策

近年局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に被害が起こることが想定されるため、川越雨水排水機場の整備・維持管理に協力・依頼し、安全性の確保に努める。

また、排水路及び堤防の防災施設整備事業の施工を促進するため、関係機関に働きかけるとともに、町管理の排水路等の管理・改修に努める。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### ＜河川管理者が実施する対策＞

#### 1 河川の整備

「＜町が実施する対策＞ 1 河川の整備促進」に準ずる。

#### 2 施設の維持管理

「＜町が実施する対策＞ 2 施設の維持管理」に準ずる。

#### 3 避難判断情報等の提供体制

##### (1) 水防法に基づく水位設定

県管理河川の水位周知について、水防法に基づき、適切な水位設定及び周知を行う。

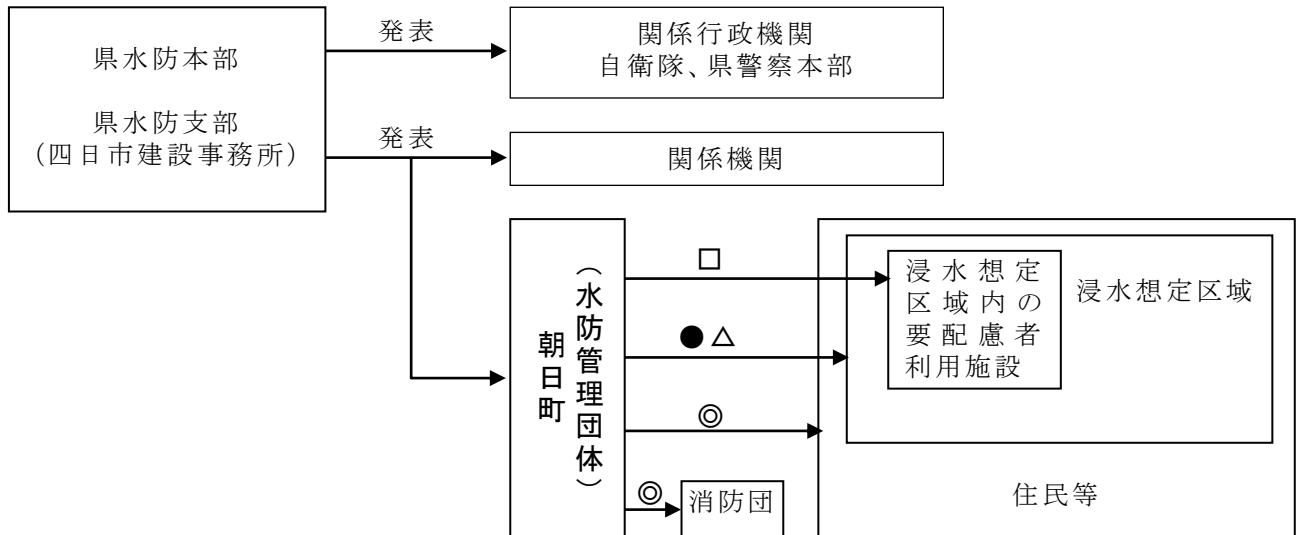
##### (2) 町への技術的助言を行うための連絡体制の設定

町から、基本法第 61 条の 2 の規定に基づく避難指示に関する技術的助言を求められた場合に備え、町と県との間に発災時における連絡体制を事前に定めるよう努める。

#### 4 水防体制の整備

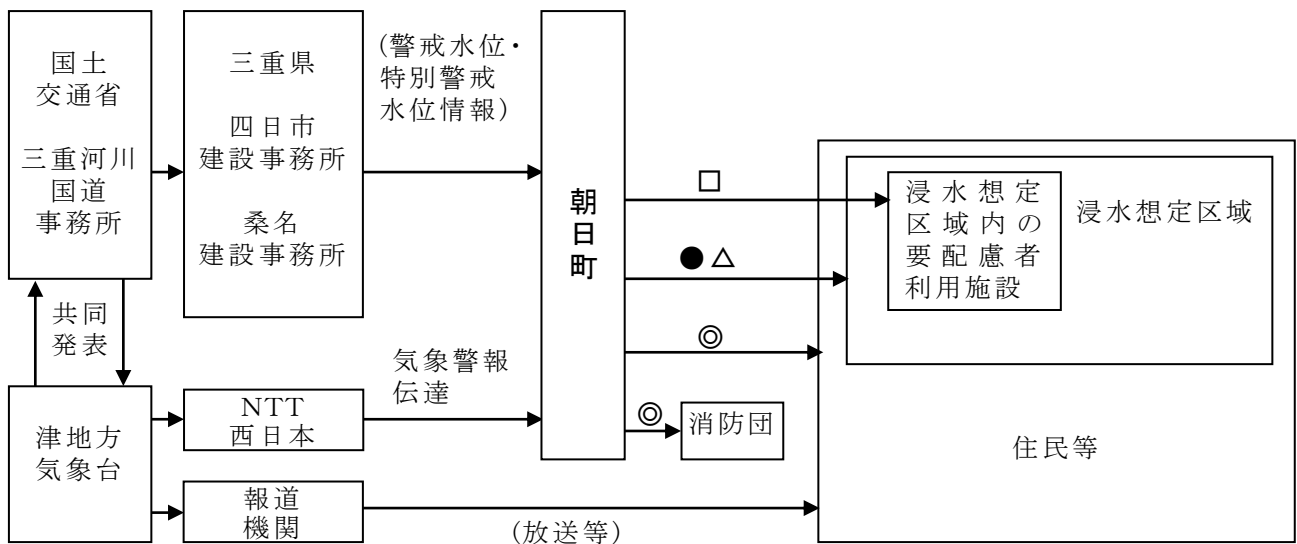
「＜町が実施する対策＞ 5 水防体制の整備」に準ずる。

### 水防警報の伝達系統



| 凡 例 |                 |
|-----|-----------------|
| ◎   | 防災行政無線、防災アプリ    |
| ●   | 消防車・広報車による巡回放送  |
| △   | 自治会・消防団員による各戸伝達 |
| □   | 電話、FAX 等        |

### 洪水予報の伝達系統



| 凡 例 |                 |
|-----|-----------------|
| ◎   | 防災行政無線、防災アプリ    |
| ●   | 消防車・広報車による巡回放送  |
| △   | 自治会・消防団員による各戸伝達 |
| □   | 電話、FAX 等        |

## 第2節 地盤災害防止対策の推進（予防11）

### 関係機関

防災環境課  
保険福祉課  
産業建設課  
教育課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対策が進んでいない。



#### 【この計画がめざす状態】

- 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体       | 対策（活動）項目                                                                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町          | (1) 土砂災害対策<br>(2) 土砂災害関連情報の収集<br>(3) 避難判断基準の設定<br>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備<br>(5) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 |
| その他の防災関係機関 | (1) 崩壊危険地域の災害防止                                                                            |

#### 【共助】

| 実施主体          | 対象           | 対策（活動）項目       |
|---------------|--------------|----------------|
| 自主防災組織等<br>地域 | 地域住民         | (1) 地域の避難対策の推進 |
| 要配慮者利用施設      | 要配慮者利用施設の利用者 | (1) 施設の避難対策の推進 |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対策（活動）項目   |
|------|------------|
| 住民   | (1) 防災への備え |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策 **!**

##### 1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示及び指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知

- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

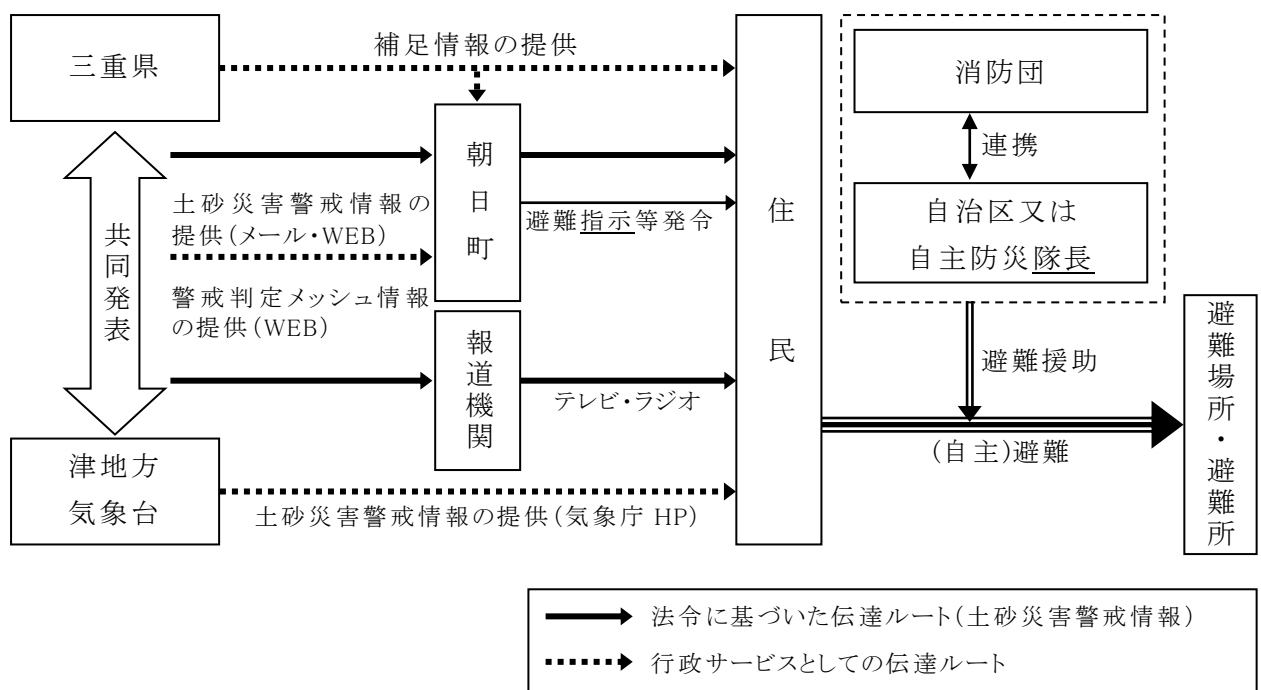
特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮した適切な警戒避難体制の整備に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

## 2 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、町長の避難指示発令や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる町を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表している。

土砂災害警戒情報の伝達系統については、次の系統により伝達する。



## 3 避難判断基準の設定

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難指示等を発令するための基準を設定する。

なお、土砂災害によって生命に危険が及び避難行動が必要となるタイミング（判断基準）とエリア（対象区域）の考え方については、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）及び朝日町避難指示等の判断・伝達マニュアルに沿い、次の図のように定める。

| 避難指示等<br>(避難情報等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編)P2、P28～P36)<br>(朝日町避難指示等の判断・伝達マニュアル P2、P10)                                                                                                                   |        |        |                                                                                                                                              | 気象警報等            |                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 対象区域の考え方                                                                                                                                                                                           | 警戒レベル  | 種類     | 判断基準の設定例                                                                                                                                     | 種類               |                                                  |
| ○避難指示等の対象とする区域<br>(1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」<br>(2)その他の場所<br><br>○具体的な区域設定の考え方<br>・土砂災害警戒区域等を避難指示等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒等に避難指示等を発令することを基本とする。 | 警戒レベル5 | 緊急安全確保 | ・土砂災害が発生又は切迫しているとき                                                                                                                           | 大雨特別警報(土砂災害)     | 土砂災害警戒情報<br><br>土砂災害警戒判定メッシュ情報<br><br>記録的短時間大雨情報 |
|                                                                                                                                                                                                    | 警戒レベル4 | 避難指示   | ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、実況で土砂災害警戒情報の基準を超過<br>・近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊、亀裂など)が確認されたとき<br>※人的被害発生のおそれがある場合及び立ち退き避難が必要な場合の事象においては可能な限り緊急安全確保を発令 | 大雨警報(土砂災害)       |                                                  |
|                                                                                                                                                                                                    |        |        | ・土砂災害警戒情報が発表された場合<br>・近隣で前兆現象(斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生)が確認された旨の通報があったとき<br>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、予想で土砂災害警戒情報の基準を超過                                |                  |                                                  |
|                                                                                                                                                                                                    | 警戒レベル3 | 高齢者等避難 | ・近隣で前兆現象(湧き水、地下水が濁り始めた、量が変わった)が確認された旨の通報があったとき<br>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、実況又は予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数基準(138)を超過                                       | (警報に切り替える可能性に言及) | 土砂災害警戒判定メッシュ情報                                   |
| ・気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る<br>・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。                                                                                                                                 |        |        |                                                                                                                                              | 大雨注意報            |                                                  |
|                                                                                                                                                                                                    |        |        |                                                                                                                                              | 予告的な気象情報         |                                                  |

(注1) 土砂災害に関するメッシュ情報とは「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と都道府県が提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」をまとめた呼称です。

(注2) この図は、ガイドライン、マニュアルを基に、避難指示等と気象警報等との関係を分かりやすく示すことを目的としたもので、主な対応関係に絞って簡略化して作成しているため、実際の対応は個別の状況により変わり得ることにご留意ください。例えば、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。

#### 4 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

#### 5 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練実施の推進に努める。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 崩壊危険地域の災害防止

##### (1) 国道防災事業（中部地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

### ■自主防災組織等地域が実施する対策【！】

#### 1 地域住民を対象とした対策

##### (1) 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、土砂災害警戒区域内の地域や住民、特に要配慮者の避難計画の策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

### ■要配慮者利用施設が実施する対策【！】

#### 1 要配慮者利用施設の利用者を対象とした対策

##### (1) 施設の避難対策の推進

施設の所在地や施設を利用する要配慮者の特性に応じた避難確保計画の策定や避難訓練の実施、関係施設との災害時の連携体制の確立などの施設の避難対策を進める。

### ■宅地建物取引事業者が実施する対策【！】

#### 1 宅地建物取引における措置

宅地建物取引業者は、以下のことについて重要事項説明を行う（義務）。

- ① 土砂災害警戒区域では、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域である旨について説明を行う。
- ② 取引の対象となる宅地又は建物が、水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップ上のどこに所在するかについて、当該宅地又は建物の概ねの位置を示して説明を行う。

### ■住民が実施する対策【！】

#### 1 防災への備え

土砂災害警戒区域に居住する住民は、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害

警戒情報の発表に注意し、高齢者等避難や避難指示が発令された場合や、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に早期避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避し、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

## 第3節 農地・森林の防災対策の推進（予防12）

### 関係機関

防災環境課  
産業建設課  
上下水道課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- ・ 農地・森林における防災対策が十分でなく、風水害発生時に大きな被害を生じるおそれがある。



#### 【この計画がめざす状態】

- ・ 農地・森林における防災対策が進み、風水害発生時であっても、被害の軽減が図られる。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策（活 動）項 目                                      |
|------|-----|--------------------------------------------------|
| 町    | 住民  | (1) 農地の防災対策<br>(2) 森林の防災対策<br>(3) 災害時の農作物等被害軽減対策 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 農地の防災対策

##### (1) 基幹水利施設の補修

土地改良事業により造成された幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

##### (2) 農業水利施設の保全対策

土地改良事業で造成された農業水利施設について、巡視・点検を行い、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、施設管理の合理化を図る。

##### (3) 川越雨水排水機場の整備・維持管理

局地的大雨や台風時の人家や農地等への被害を軽減するため、川越雨水排水機場の整備・維持管理に協力・依頼し、安全性の確保に努める。

#### 2 森林の防災対策

##### (1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握する。

また、局地的大雨による災害は、住民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、土砂災害警戒区域について住民への周知を図るように努める。

##### (2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の現況を確認し、必要に応じて改良する。

### 3 災害時の農作物等被害軽減対策

#### (1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重北農業協同組合が機能できるよう組織強化を図る。

#### (2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、三重北農業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

#### (3) 防災営農体制の整備

気象、地形、土壌等の自然条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は、予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と三重北農業協同組合と協力して指導を行う。

# 第 4 章 緊急輸送の確保

## 第 1 節 輸送体制の整備（予防13）

| 関係機関           |
|----------------|
| 防災環境課<br>産業建設課 |

### 第 1 項 防災・減災重点目標

|                                                                                  |                                                                                   |                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【現在の状態】</b><br>・ 大規模災害時の陸上輸送にかかる、防災拠点及び輸送（物資）拠点等に繋がる緊急輸送ネットワーク（道路）の確保が進んでいない。 |  | <b>【この計画がめざす状態】</b><br>・ 広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び航空輸送にかかる緊急輸送ネットワーク（道路）の見直し及び整備が着実に進められている。 |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第 2 項 対策項目

【公助】

| 実施主体             | 対 象      | 対 策（活 動）項 目                                   |
|------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 町                |          | (1) 緊急輸送ネットワークの確保<br>(2) 陸上輸送対策<br>(3) 航空輸送対策 |
|                  | 運送事業者等   | (1) 運送事業者等との連携体制の構築                           |
| 輸送・運搬等を担う防災関係機関等 | 県及び関係機関等 | (1) 発災時の災害対策体制の整備                             |

### 第 3 項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

(1) 緊急輸送ネットワーク（道路）の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送（物質）拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点・物資拠点や避難所の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路など、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く住民へ周知を図り、代替路の検討を行う。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制の確保を図る。

そのために、道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備を検討する。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

### (3) 航空輸送対策

#### ① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

## 2 運送事業者等を対象とした対策

### (1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

## <その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策>

### 1 発災時の災害対策体制の整備

#### (1) 情報伝達体制の確立

① 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

#### (2) 協定に基づく体制の確立

① 協定における町と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。

② 協定に基づき、災害時に町から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。

③ 町が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

## 第5章 防災体制の整備・強化

### 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防14）

#### 関係機関

防災環境課

消防団

#### 第1項 防災・減災重点目標

##### 【現在の状態】

- 風水害の規模等によっては、災害対策本部の情報収集や応急対策が追いつかず、混乱を生じるおそれがある。また、課によって災害対応の度合いにバラつきがある。



##### 【この計画がめざす状態】

- どのような風水害が発生しても、災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、風水害の規模によって課の業務を跨いだ全庁的な災害対応が行われている。

#### 第2項 対策項目

##### 【公助】

| 実施主体 | 対 象 | 対 策（活 動）項 目                                                                      |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 町    |     | (1) 町災対本部機能等の整備・充実<br>(2) 職員参集体制の整備・充実<br>(3) 職員への防災教育・防災訓練の実施<br>(4) 職員の防災対策の推進 |
|      | 消防団 | (1) 消防力の強化<br>(2) 救助・救急機能の強化                                                     |

#### 第3項 対策

##### ■町が実施する対策

##### <町災対本部を対象とした対策>

##### 1 町災対本部機能等の整備・充実

##### (1) 町災対本部施設及び設備の整備

発災時、庁舎建物内に迅速に町災対本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常用電源、無線設備を平時から確認、点検しておく。

なお、町災対本部は、必要な情報機器等を整備し、その機能及び機動力を十分に発揮できるよう、庁舎建物の更新も含め十分な広さを確保するよう努める。

##### (2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

##### 2 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、職員へ一斉に通知できる防災アプリなどにより迅速な職員参集体制の整備を推進する。

### 3 職員への防災教育・防災訓練の実施

職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるようマニュアル等を作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- ① 職員等が果たすべき役割
- ② 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ③ 職員が各家庭において実施すべき防災対策
- ④ 気象情報に関する知識
- ⑤ 風水害に関する知識

### 4 職員の防災対策の推進

職員は、「第2部 第1章 第1節 住民や地域の防災対策の促進」において住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

### 5 業務継続体制の確保対策

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、令和5年度に「朝日町業務継続計画」を改訂した。計画では、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等があらかじめ定められている。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

## <消防団を対象とした対策>

### 1 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

#### (1) 消防団員の充実・資質向上等

地域における消防防災の中核である消防団について、団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

#### (2) 消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

#### (3) 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

## 2 救助・救急機能の強化

災害時の消防団員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

## 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防15）

### 関係機関

防災環境課  
企画情報課  
広報・町民課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化整備はされている。情報伝達手段の拡充として防災アプリ（朝日Sアラート）を導入。微増ではあるが、アプリの登録者数も増加しており、情報伝達先も拡充されてる。しかし、スマートフォンを所持していない高齢者等への情報伝達手段が十分ではない。



#### 【この計画がめざす状態】

- いかなる状況において災害が発生しても町災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、町、県、防災関係機関において整っている。また、高齢の方など情報収集手段が少ない方への情報伝達手段の対策が講じられている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体         | 対 象         | 対 策（活 動）項 目                                                  |
|--------------|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 町            |             | (1) 災害情報収集・伝達体制の整備<br>(2) 被害情報収集・伝達手段の整備                     |
|              | 通信事業者、放送事業者 | (1) 通信設備の優先利用の手続き                                            |
| 通信事業者、放送事業者等 |             | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 防災広報活動<br>(4) 広域応援体制の整備 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 町災対本部を対象とした対策

##### (1) 災害情報収集・伝達体制の整備

災害時において広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

##### ① 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システム等を活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

##### ② 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに最新のICT技術を導入するなどにより、各機関のシステム利用を推進する。

##### (2) 被害情報収集・伝達手段の整備

##### ① 防災行政無線の整備等

防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化が完了し、情報伝達手段の拡充とし

て防災アプリ（朝日 S アラート）を導入している。今後は、要支援者にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った設備更新等適切な管理に努める。

## ② 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

### ③ 情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する手段のあり方について検討する。

## 2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

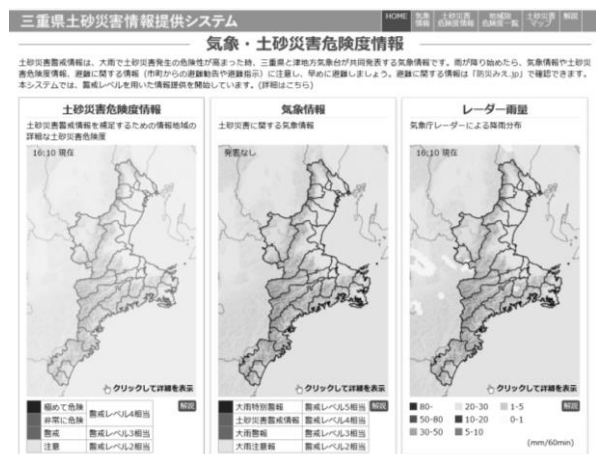
### (1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

【参考：土砂災害から身を守るために～「三重県土砂災害情報提供システム」の活用～】

県では、「三重県土砂災害情報提供システム」を通じて、土砂災害警戒区域等の位置、土砂災害警戒情報に伴う土砂災害危険度情報など、土砂災害に関する情報をインターネットで提供している。

土砂災害の発生のおそれが高まったとき、その危険度の状況を、住民自ら確認できるシステムである。



<https://www.g.sabo.pref.mie.jp/>

## ■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

### ＜固定通信事業者、移動通信事業者等の対策＞

## 1 設備面の災害予防

### (1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

## (2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

### (3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

#### (4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

## 2 災害対策体制の整備

### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等は朝日町職員初動マニュアルに基づき行う。

### (2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

## 3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## 4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

## <放送事業者の対策>

### 1 設備面の災害予防

#### (1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

#### (2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

### 2 災害対策体制の整備

#### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

### 3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防16）

### 関係機関

子育て健康課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 町において医薬品等の備蓄が十分ではない。また、災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。



#### 【この計画がめざす状態】

- 災害協定に基づき必要数を確保できる体制が整っている。また、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象            | 対 策（活 動）項 目                      |
|------|----------------|----------------------------------|
| 町    | 災害時に医療・救護を担う機関 | (1) 医療・救護体制の整備<br>(2) 医療・救護機能の確保 |
|      | 住民(患者)         | (1) 災害時医療・救護体制等の周知               |

#### 【共助】

| 実施主体           | 対 策（活 動）項 目                                             |
|----------------|---------------------------------------------------------|
| 災害時に医療・救護を担う機関 | (1) 医療・救護体制の整備<br>(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備<br>(3) 医療・救護機能の確保 |

#### 【自助】

| 実施主体   | 対 策（活 動）項 目        |
|--------|--------------------|
| 住民(患者) | (1) 災害時の医療に関する事前対策 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

##### (1) 医療・救護体制の整備

##### ① 救護所設置場所の指定

救護所の設置場所は、保健福祉センターとする。

また、その他候補地として民間医療機関の活用についても検討する。

##### ② 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣については、(公社)四日市医師会、(一社)四日市歯科医師会、(一社)四日市薬剤師会と締結した協定に基づき提出された計画・マニュアルにより定める。

なお、四日市地域救急医療対策協議会会議に参加し、情報共有に努める。

##### ③ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

##### ④ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

#### ⑤ 災害医療コーディネーターの活用

災害時における適切な医療提供体制の確保に向け、県が整備する医療コーディネート機能（災害医療コーディネーター）の活用を検討する。

#### (2) 医療・救護機能の確保

町長は、あらかじめ医療施設の利用について（公社）四日市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

また、迅速的確な情報伝達体制を構築するため、災害医療情報の収集、伝達等に関するシステムに基づき、平時より情報伝達訓練を実施する。

### 2 住民を対象とした対策

#### (1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

### ■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

#### 1 医療・救護体制の整備

「＜町が実施する対策＞ 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 （1）医療・救護体制の整備」に準ずる。

#### 2 医薬品等の確保・供給体制の整備

「＜町が実施する対策＞ 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 （1）医療・救護体制の整備 ④ 医薬品等の確保体制」に準ずる。

#### 3 医療・救護機能の確保

「＜町が実施する対策＞ 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 （2）医療・救護機能の確保」に準ずる。

### ■住民が実施する対策

#### 1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を数日分確保し、持ち出せるよう事前準備に努める。

## 第4節 応援・受援体制の整備（予防17）

### 関係機関

防災環境課  
総務課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 町内外の地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受援体制の整備が十分でない。また、応援体制についても十分な調整がなされていない。



#### 【この計画がめざす状態】

- 応援受入のための拠点が確保され、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象    | 対 策（活 動）項 目                                                                                        |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町    |        | (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備<br>(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築<br>(3) 防災関係機関の受援体制の整備<br>(4) 応援協定団体の受援体制の整備 |
|      | 防災関係機関 | (1) 防災関係機関との連携体制の構築                                                                                |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策！

#### 1 町災対本部を対象とした対策

##### (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

##### (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣府県の町村で川越町、遠方の市町村では山形県朝日町、富山県朝日町、長野県朝日村と締結した。

また、これら町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

##### (3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

##### (4) 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

## 2 防災関係機関を対象とした対策

### (1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

## 第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防18）

| 関係機関                     |
|--------------------------|
| 防災環境課<br>保険福祉課<br>子育て健康課 |

### 第1項 防災・減災重点目標

|                                                                                                                                                                             |   |                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【現在の状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄・調達に関しては、三重県備蓄・調達基本方針に沿い、当町に必要な分を備蓄。広域的な大規模災害時を想定した物資の受入・供給に備え、平成29年度に朝日町教育文化施設を物質拠点に選定し、拠点活動マニュアルを作成。</li> </ul> | → | <b>【この計画がめざす状態】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象         | 対 策（活 動）項 目                                                                |
|------|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 町    |             | (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築<br>(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄<br>(3) 県等関係機関との情報共有 |
|      | 事業者及び事業者団体等 | (1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築                                                  |
|      | 住民          | (1) 家庭における災害用備蓄の促進<br>(2) 地域における災害用備蓄の促進                                   |

#### 【共助】

| 実施主体                             | 対 象  | 対 策（活 動）項 目                                      |
|----------------------------------|------|--------------------------------------------------|
| 災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等 | 県・市町 | (1) 災害時用物資等の供給体制の構築<br>(2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築 |
| 地域                               |      | (1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保                             |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目          |
|------|----------------------|
| 住民   | (1) 家庭における災害用備蓄品等の確保 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 町における対策

##### (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。なお、物資や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

##### (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

##### (3) 県等関係機関との情報共有

避難所、町救援物資拠点、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

## 2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

### (1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達体制を強化する。

#### ① 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努め、協力関係の構築に努める。

精米については、町内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握に努める。

#### ② 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努め協力関係の構築に努める。

## 3 住民を対象とした対策

### (1) 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間程度の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

### (2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

## ■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者等が実施する対策

### 1 災害時用物資等の供給体制の構築

町と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

### 2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

町と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努めるなど協力関係の構築に努める。

## ■地域が実施する対策

### 1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要

な物資等の備蓄に努める。

## ■住民が実施する対策

### 1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間程度の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

## 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防19）

### 関係機関

防災環境課  
上下水道課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- ・ ライフライン対策が各々の機関の個別の防災対策活動に頼った状態にとどまっており、公共、民間のライフライン関係機関の連携体制や情報共有が十分でない。



#### 【この計画がめざす状態】

- ・ 他市町との広域的な連携やライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有がなされて、ライフライン防災対策に取り組んでいる。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象   | 対 策（活 動）項 目                                                                |
|------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 町    | 施設利用者 | (1) 上水道施設（町管理）を対象とした対策<br>(2) 下水道施設（町管理）を対象とした対策<br>(3) その他のライフラインを対象とした対策 |

#### 【共助】

| 実施主体    | 対 策（活 動）項 目                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 電気事業者   | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備<br>(4) 広域応援体制の整備 |
| ガス事業者   | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備                  |
| 通信事業者   | (1) 設備面の災害予防<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 防災広報活動<br>(4) 広域応援体制の整備      |
| 鉄道事業者   | (1) 平常時の防災・減災対策<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備               |
| その他交通機関 | (1) 平常時の防災・減災対策<br>(2) 災害対策体制の整備<br>(3) 災害時の広報体制の整備               |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目        |
|------|--------------------|
| 住民   | (1) ライフラインにかかる予防対策 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 上水道施設(町管理)を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

###### (1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

###### (2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材の確保に努めるとともに、水道水を供給できる体制を確保するよう努める。

なお、町単独で活動等が困難な場合には、「三重県水道災害広域応援協定」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」等に基づき、活動を実施し、必要があれば要請等を行う。

###### (3) 浸水対策の実施

県が作成する河川の浸水想定区域図や町が作成する防災ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

##### 2 下水道施設(町管理)を対象とした対策

下水道事業業務継続計画(下水道BCP)に基づき、被害軽減及び早期の機能回復を図るため、次の措置を講じる。

###### (1) 浸水対策の実施

浸水シミュレーションによる雨水管理総合計画を策定し、施設整備優先順位を設定する。

##### 3 その他のライフラインを対象とした対策

町は、ライフライン事業者と密接な連携を図り、災害時において広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、情報連絡体制を平時から確立しておく。

#### ■ライフライン関係企業が実施する対策

##### <電気事業者の対策>

###### 1 設備面の災害予防

###### (1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

###### (2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

###### (3) 長期停電への対策

町・県と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

## 2 災害対策体制の整備

### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

### (2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

## 3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制や町及び関係機関との関係強化を平時から確立しておく。

## 4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、隣接する電気事業者等への応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、あらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておく。

## <都市ガス事業者の対策>

### 1 設備面の災害予防

#### (1) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

### 2 災害対策体制の整備

#### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 情報伝達体制の確立

① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

### 3 災害時の広報体制の整備

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## <固定通信事業者の対策>

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 その他の防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>」に準ずる。

### ＜移動通信事業者の対策＞

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 その他の防災関係機関が実施する対策 ＜固定通信事業者、移動通信事業者の対策＞」に準ずる。

### ＜鉄道事業者の対策＞

#### 1 平常時の防災・減災対策

##### (1) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

##### (2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

#### 2 災害対策体制の整備

##### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

##### (2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

##### (3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

#### 3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

### ＜その他交通機関の対策＞

#### 1 平常時の防災・減災対策

##### (1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施

施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

## 2 災害対策体制の整備

### (1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

### (2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

### (3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

## 3 災害時の広報体制の整備

その他交通機関は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

## ■住民が実施する対策

### 1 ライフラインにかかる予防対策

住民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための備蓄品を備えるなど事前対策を講じるよう努める。

## 第7節 防災訓練の実施（予防20）

### 関係機関

防災環境課  
消防団

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- 町主催の防災訓練を2年に1回開催している。今後、地域主体の防災訓練となるよう調整会議を開き、訓練内容について協議を行う。



#### 【この計画がめざす状態】

- 町・県をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を定期的に行っており、地域の防災力が高まっている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 象         | 対 策（活 動）項 目                         |
|------|-------------|-------------------------------------|
| 町    |             | (1) 多様な防災訓練の実施<br>(2) 県の防災訓練への協力・参画 |
|      | 消防団、自主防災組織等 | (1) 消防団、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援     |

#### 【共助】

| 実施主体    | 対 策（活 動）項 目                                 |
|---------|---------------------------------------------|
| 企業・事業所等 | (1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施<br>(2) 地域等と連携した防災訓練の実施 |
| 自主防災組織等 | (1) 地域課題に沿った防災訓練の実施<br>(2) 町・県等の防災訓練への協力・参画 |

#### 【自助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目         |
|------|---------------------|
| 住民   | (1) 地域等における防災訓練への参画 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する（年1回以上の実施に努める）。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

#### 2 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

### 3 消防団、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

消防団、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

#### ■企業・事業者等の対策【！】

##### 1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。  
また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

##### 2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、町、県、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

#### ■自主防災組織等の対策【！】

##### 1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等が主体となって、防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、消防団等関係機関と連携し、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

##### 2 町・県等の防災訓練への協力・参画

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

#### 【参考：防災訓練の様子】



炊き出し訓練の様子  
(令和4年11月20日)



避難所開設訓練の様子  
(令和4年11月20日)

#### ■住民が実施する対策【！】

##### 1 地域等における防災訓練への参画

町、県、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

## 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防21）

関係機関

防災環境課

### 第1項 防災・減災重点目標

#### 【現在の状態】

- ・ 災害廃棄物処理計画に基づき、大規模な豪雨、竜巻、台風等による広域的な大規模災害を想定した、発災後の具体的な行動や国、県、近隣市町等と連携した体制が不十分である。



#### 【この計画がめざす状態】

- ・ 豪雨、竜巻、台風等の風水害等に伴い発生する災害廃棄物を、当該計画に従い、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施する体系が構築されている。

### 第2項 対策項目

#### 【公助】

| 実施主体 | 対 策（活 動）項 目                             |
|------|-----------------------------------------|
| 町    | (1) 町災害廃棄物処理計画の適切な運用<br>(2) 広域的な協力体制の整備 |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 町災害廃棄物処理計画の適切な運用

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町地域防災計画と整合を図りつつ、「町災害廃棄物処理計画」を適切に運用する。

なお、計画の運用にあたっては、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など災害廃棄物等の処理を円滑かつ迅速に実施するための具体的体系を構築する。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。

#### 2 広域的な協力体制の整備

##### (1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、町は、広域的な協力体制の整備に努める。

##### (2) 応援体制の整備

町は、風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

##### (3) 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

## 第6章 特定自然災害への備え

### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防22）

#### 関係機関

防災環境課  
産業建設課  
上下水道課  
消防団

#### 第1項 防災・減災重点目標

##### 【現在の状態】

- 局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる住民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。



##### 【この計画がめざす状態】

- 局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発災した際に、住民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。

#### 第2項 対策項目

##### 【公助】

| 実施主体       | 対 象 | 対 策（活 動）項 目                                                                                                                                          |
|------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町          | 住民  | （局地的大雨対策）<br>（1）河川、下水道及び道路の適切な維持管理<br>（2）情報収集・伝達体制の整備<br>（3）防災ハザードマップの活用<br>（4）局地的大雨対策に関する知識の啓発<br>（5）川越雨水排水機場の整備・維持管理<br>（6）農業への被害防止<br>（7）住民等の意識啓発 |
|            |     | （竜巻等突風対策）<br>（1）関係機関・県との情報伝達体制の整備<br>（2）農業への被害防止<br>（3）住民等の意識啓発                                                                                      |
|            |     | （雪害対策）<br>（1）ライフライン施設等の機能の確保<br>（2）災害情報の収集・伝達体制の充実<br>（3）道路除雪対策<br>（4）農業への被害防止<br>（5）住民等の意識啓発                                                        |
| ライフライン関連機関 |     | （局地的大雨対策）<br>（1）施設の浸水対策の推進及び代替性の確保                                                                                                                   |
| 津地方気象台     |     | （竜巻等突風対策）<br>（1）津地方気象台の体制整備及び事前対策                                                                                                                    |
| ライフライン施設等  |     | （雪害対策）<br>（1）ライフライン施設等の機能の確保                                                                                                                         |

【自助】

| 実施主体   | 対 策（活 動）項 目                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民・事業者 | （局地的大雨対策）<br>（1）地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認<br>（2）局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得<br>（3）建築物等の地階における避難体制の整備 |
|        | （竜巻等突風対策）<br>（1）住居・施設等の予防対策<br>（2）竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得                                 |
|        | （雪害対策）<br>（1）車両の事前防護措置                                                                    |

### 第3項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 局地的大雨対策

###### （1）河川、下水道及び道路の適切な維持管理

県管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図るよう県に対し要望する。

町管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、下水管渠等の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

###### （2）情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常の気象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報の庁内での共有や、町防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

###### （3）防災ハザードマップの活用

町が作成した防災ハザードマップなどを、洪水や内水及び土砂災害に関する避難訓練等に活用する。

###### （4）局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

###### （5）川越雨水排水機場の整備・維持管理

局地的大雨や台風時の人家や農地等への被害を軽減するため、川越雨水排水機場の整備・維持管理に協力・依頼し、安全性の確保に努める。

###### （6）農業への被害防止

局地的大雨による農業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

### (7) 住民等の意識啓発

住民・事業者等が「＜住民・事業者等が実施する対策＞1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、住民等への啓発を行う。

## 2 竜巻等突風対策

### (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

津地方気象台が県に通知する竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報を的確に受けることができるよう、体制を整備する。

### (2) 農業への被害防止

竜巻等突風による農業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

### (3) 住民等の意識啓発

住民・事業者等が「＜住民・事業者等が実施する対策＞2 竜巻等突風対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、住民等への啓発を行う。

## 3 雪害対策

### (1) ライフライン施設等の機能の確保

① 上下水道施設等（町管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。

### (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

① 津地方気象台が県に通知する大雪への注意に言及した防災気象情報を的確に受けることができるよう、体制を整備する。

② 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・消防団・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

### (3) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための融雪材等、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

### (4) 農業への被害防止

降積雪による農業への被害を防止するため、農業施設の雪害対策に努める。

### (5) 住民等の意識啓発

住民・事業者等が「＜住民・事業者等が実施する対策＞3 雪害対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、住民等への啓発を行う。

## ■その他の防災関係機関等が実施する対策

### 1 局地的大雨対策

#### (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関）

電気、ガス、上水道（企業庁管理）、下水道（三重県管理）、電話等のライフライン関連施設について浸水対策を進めるとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

## 2 竜巻等突風対策

### (1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

- ① 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。
- ② 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、竜巻等突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。
- ③ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。
- ④ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

## 3 雪害対策

### (1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

## ■住民・事業者等が実施する対策！

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、住民や事業者による自助の対策を重視している。

## 1 局地的大雨対策

### (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、町や県等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害警戒区域などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。

### (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを習得するよう努める。

### (3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

## 2 竜巻等突風対策

### (1) 住居・施設等の予防対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次前の対策について検討しておくよう努める。

### (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）などを習得するよう努める。

## 3 雪害対策

### (1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する住民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

## 第 3 部 台風接近時等の減災対策



## 第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策

### 第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |

#### 1 タイムラインについて

##### (1) タイムライン策定・導入の目的

現在の町の災害対策活動は、町災対本部設置後の対策が主であり、災対本部設置までの様々な事前防災・減災活動については、各関係部署・機関が独自に行っているため、検証・整理・共有がきちんとなされていない。

また、町災対本部設置後の対策についても、「いつ（いつまでに）、誰が、何を」すべきかを事前に決めておくことが可能な対策項目と、事前に決めておくことができない、災害の様相や状況に応じて判断すべき対策項目との整理ができていない。

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待される。

このため、町では県に準じて、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、タイムライン（仮称）の策定・導入を進めることとする。

##### (2) タイムラインの取組主体

タイムラインの取組主体は、町災対本部とする。

#### 2 タイムラインの導入

##### (1) 町が導入を図るタイムラインの位置づけ

- ① 町地域防災計画を補完する行動要領（マニュアル）とする。
- ② 台風を起因とした水害や土砂移動現象等を対象とする。

##### (2) タイムラインの検討と導入

- ① 町は、台風等接近時の減災対策として実施する災害対策活動を、より効率的・効果的に行うため、町及び防災関係機関が実施すべき対策を時系列で明記した行動計画（タイムライン）の検討と導入を図る。
- ② タイムライン検討及び導入にあたっては、県が実地するタイムライン項目（案）を踏まえつつ、防災関係機関との連携及び調整により、行動項目を定め、情報を共有する。
- ③ 連携及び調整を図り、行動計画に規定する県及び防災関係機関は以下を予定する。
  - ア 県：四日市地域防災総合事務所、四日市建設事務所、四日市農林事務所
  - イ 防災関係機関：津地方気象台、国土交通省北勢国道事務所、四日市北警察署、鉄道・輸送事業者、電力事業者、通信事業者等

# 第1章 災害対策本部機能の確保

## 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）

|      |
|------|
| 関係機関 |
| 全課   |

### 第1項 活動方針

- |                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| ○ 配備体制に応じて、町災害対策本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。 |
|----------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 町の活動体制

町の地域に災害発生のおそれがある場合は、町災害対策本部を設置し、災害対策活動を実施する。

##### (1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

##### (2) 県との連携

県災害対策本部及び地方部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

##### (3) 第2指令機能整備にかかる検討

高潮での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失の可能性があるため、災害対策機能を代替できる施設等の候補リストを作成し指定及び整備を検討する。なお、朝日町役場庁舎は三重県の高潮浸水想定区域によると、高潮浸水想定区域内（最大浸水深 3.0～5.0m 未満）に位置しており、高潮浸水想定区域外への新庁舎整備を進めている。

#### 2 体制

##### (1) 準備体制の配備基準

町は、台風や台風に発達すると予想される前線が接近し、町に影響を及ぼすおそれがある場合、準備体制をとる。

##### (2) 参集基準と配備要員

参集基準と配備要員は、配備体制による。

##### (3) 準備体制の内容

- ① 町は、県及び防災関係機関と協力し、台風接近時における準備体制を確保する。
- ② 町災害対策本部を設置していない段階における準備的対応を行う。
- ③ 台風情報等の収集と伝達に努める。

##### (4) 警戒体制への移行

台風等接近に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町災害対策本部を

設置し、準備体制は警戒体制に移行する。

## (5) 非常体制への移行

台風等接近に伴い、甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生したときは、非常体制に移行する。

## ■その他防災関係機関が実施する対策

### 1 活動体制の整備

町内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、町、県及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

## ■配備基準及び災対本部の概要

### 1 配備体制

| 体制(※1) | 準備体制                                                    | 警戒体制                                                                                                                                  | 非常体制                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参集基準   | 1 大雨、洪水、注意報のいずれかが町に発表されたとき。<br>2 その他異常な原因による災害等が発生したとき。 | 1 次の警報のうち、いずれかが町に発表されたとき。<br>(1) 暴風、暴風雪警報<br>(2) 大雨、大雪警報<br>(3) 洪水警報<br>(4) 高潮警報<br>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで町長が必要と認めたとき。 | 1 町に風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、町長が必要と認めたとき。<br>2 次の特別警報のうち、いずれかが町に発表されたとき。<br>(1) 暴風、暴風雪特別警報<br>(2) 大雨、大雪特別警報<br>(3) 高潮特別警報 |
| 災対本部設置 | —                                                       | 災対本部設置                                                                                                                                | 災対本部設置                                                                                                                                     |
| 配備要員   | 配備計画による                                                 | 配備計画による                                                                                                                               | 全職員                                                                                                                                        |
| 業務     | 必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。                    | 相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、災害対策本部を設置し、所掌する応急対策を迅速的確に行う。                                                                            | 甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、総力をあげて災害応急対策活動にあたる。                                                                                             |

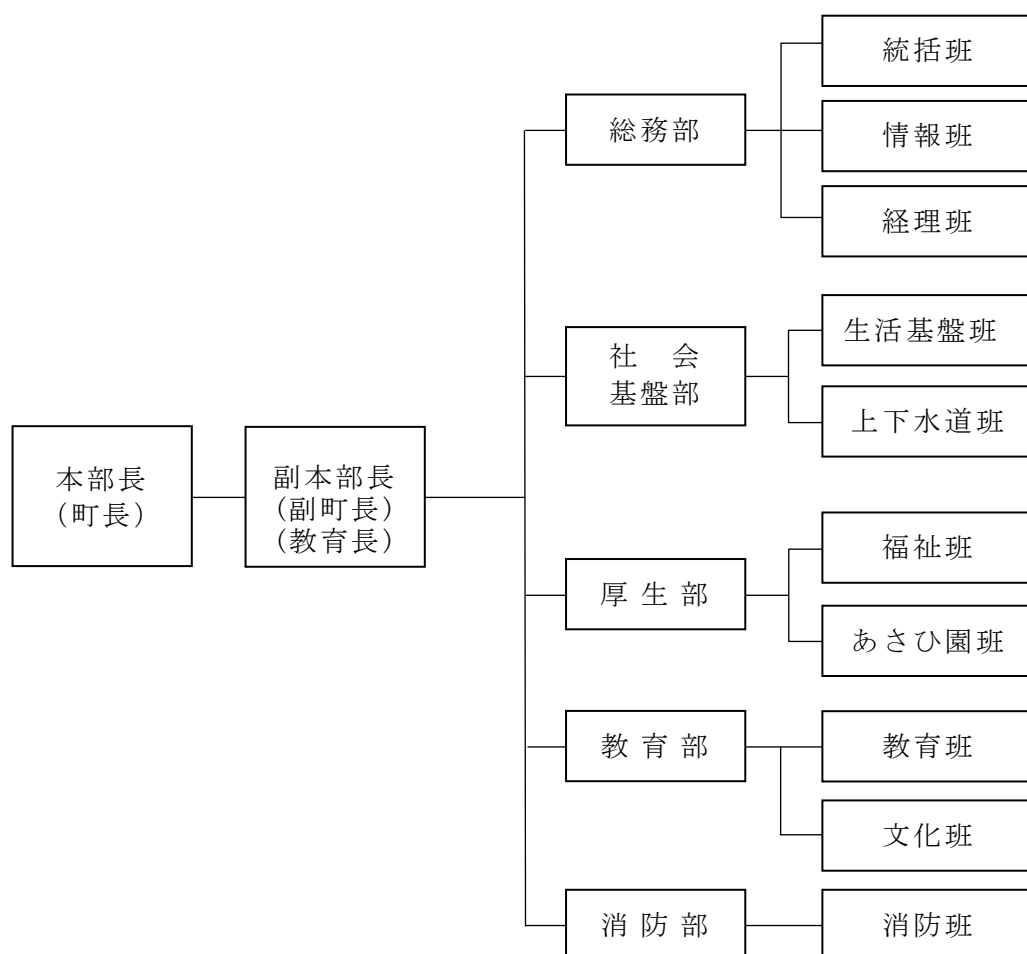
※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

### 2 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

| 準備体制・警戒体制                                                                                                      | 非常体制                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部等と連絡を取り、又は自らの判断で参集する。 | 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに自ら参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に町災対本部に参加するものとする。 |

### 3 組織図



### 4 事務分掌

| 部名<br>(部長)      | 班名<br>(班長)    | 担当課                   | 所掌事務                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部<br>(防災環境課長) | 統括班<br>(総務課長) | 防災環境課<br>総務課<br>議会事務局 | 1 町災対本部の設置に関すること。<br>2 本部員会議の庶務に関すること。<br>3 県災対本部、防災関係機関との連絡に関すること。<br>4 気象予警報及び対策通報等の収集、伝達に関すること。<br>5 職員の動員及び配備に関すること。<br>6 避難指示等の発令に関すること。<br>7 本部長からの命令及び伝達に関すること。 |

| 部名<br>(部長)            | 班名<br>(班長)                | 担当課                | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|---------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                           |                    | 8 国、県及び他市町村への応援要請に関すること。<br>9 各部からの災害情報、被害報告等の総括に関すること。<br>10 基本法第 53 条の規定による被害状況等の報告に関すること。<br>11 緊急通行車両の確認申請に関すること。<br>12 災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること。<br>13 災害視察者、見舞者の応接に関すること。<br>14 災害復旧計画のとりまとめに関すること。<br>15 災害対策費の予算措置に関すること。<br>16 被災者の救出要請に関すること。<br>17 水防に関すること。<br>18 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること。<br>19 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。<br>20 議会災害対策本部との連携に関すること。                                          |
|                       | 情報班<br>(企画情報課長)           | 企画情報課              | 1 災害情報収集等に必要の回線確保等に関すること。<br>2 災害状況の記録、撮影に関すること。<br>3 他の班の応援協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                       | 経理班<br>(会計管理者)            | 出納室<br>税務課         | 1 災害救助に要する経費の経理に関すること。<br>2 災害応急復旧に要する資金の調達に関すること。<br>3 災害義援金の受付及び出納に関すること。<br>4 町税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。<br>5 救助用物資の出納に関すること。<br>6 他の班への応援協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 社会基<br>盤部<br>(産業建設課長) | 生活基<br>盤班<br>(庶務・町史編さん課長) | 産業建設課<br>庶務・町史編さん課 | 1 公共土木施設の被害調査並びに災害防御及び応急復旧に関すること。<br>2 公営住宅の被害調査、応急復旧に関すること。<br>3 緊急輸送道路の確保に関すること。(中部版くしの歯作戦)<br>4 障害物の除去に関すること。<br>5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の実施に関すること。<br>6 応急危険度判定・家屋被害認定調査に関すること。<br>7 建設業者等からの諸資材の調達及び供給に関すること。<br>8 農業関係及び商工関係の被害調査のとりまとめ及び応急復旧に関すること。<br>9 農作物の種苗、生産資材、飼料、肥料等の調達及び斡旋に関すること。<br>10 商工業者の災害復旧融資対策に関すること。<br>11 公用車の管理、配車等に関すること。<br>12 公有財産等の被害状況調査の総括に関すること。<br>13 死体の処理及び埋葬に関すること。 |
|                       | 上下水道班<br>(上下水道課長)         | 上下水道課              | 1 公共排水施設の被害調査、応急復旧に関すること。<br>2 上下水道施設の被害調査及び断水地域の調査に関すること。<br>3 断水地域の飲料水供給に関すること。<br>4 水道事業修繕単価請負契約業者等への応援要請に関すること。<br>5 上水道施設の災害防御及び災害復旧に関すること。<br>6 他の班の応援協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                 |

| 部名<br>(部長)      | 班名<br>(班長)       | 担当課                       | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生部<br>(保険福祉課長) | 福祉班<br>(広報・町民課長) | 保険福祉課<br>広報・町民課<br>子育て健康課 | 1 災害救助法の適用申請に関する事。<br>2 避難所の開設等及び緊急炊出しに関する事。<br>3 食料、生活必需品の調達に関する事。<br>4 医療、助産及び防疫に関する事。<br>5 救援物資の受付、配分及び輸送に関する事。<br>6 国民健康保険等の被保険者証の再交付に関する事。<br>7 災害弔慰金の支給等に関する事。<br>8 被災者に対する生活福祉資金に関する事。<br>9 被災母子等に関する母子及び寡婦福祉資金の貸付け等に関する事。<br>10 国民健康保険料等の減免に関する事。<br>11 ボランティアに関する事。<br>12 年金等の被保険者証の再交付の手続きに関する事。<br>13 住民への広報活動に関する事。<br>14 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関する事。 |
|                 | あさひ園班<br>(園長)    | あさひ園                      | 1 園児の安全確保に関する事。<br>2 あさひ園の被害調査、応急復旧に関する事。<br>3 被災園児の保健管理に関する事。<br>4 被災園児の園給食に関する事。<br>5 他の班の応援協力に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 教育部<br>(教育課長)   | 教育班<br>(生涯学習課長)  | 教育課                       | 1 児童生徒の安全確保に関する事。<br>2 学校教育施設の被害調査、応急復旧に関する事。<br>3 応急教育の実施に関する事。<br>4 被災町立学校の環境衛生指導に関する事。<br>5 被災児童生徒への教科書、学校用品等の支給に関する事。<br>6 被災児童生徒の保健管理に関する事。<br>7 被災児童生徒の学校給食に関する事。<br>8 他の班の応援協力に関する事。                                                                                                                                                                        |
|                 |                  | 生涯学習課                     | 1 社会教育施設利用者の安全確保に関する事。<br>2 社会教育施設の被害調査、応急復旧に関する事。<br>3 他の班の応援協力に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                 | 文化班<br>(文化課長)    | 文化課                       | 1 文化財の災害予防及び被害調査に関する事。<br>2 教育文化施設利用者の安全確保に関する事。<br>3 教育文化施設の被害調査、応急復旧に関する事。<br>4 他の班の応援協力に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 消防部<br>(消防団長)   | 消防班<br>(副団長)     | 防災環境課                     | 1 消防に関する事。<br>2 被災者の救出に関する事。<br>3 行方不明者及び死体の捜索に関する事。<br>4 他の班の応援協力に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

※所掌事務は、災害時職員初動マニュアルに規定の設置体制による各班の配備要員により変動するため、同マニュアルに基づくものとする。

## 5 災害対策職員の健康管理

### (1) 連続勤務の制限

各部班の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。

### (2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

## 6 職員の安否確認と動員

職員の安否確認は、各所属で取りまとめをした後に総務課へ報告する。

災害対策活動を実施するにあたり、各部及び班の間で職員の応援動員が必要な場合は、統括班に報告する。ただし、緊急を要する場合においては各部長間で要請ができるものとし、後に統括班へ報告する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2）

|       |
|-------|
| 関係機関  |
| 防災環境課 |

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に収集・伝達するとともに、町内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

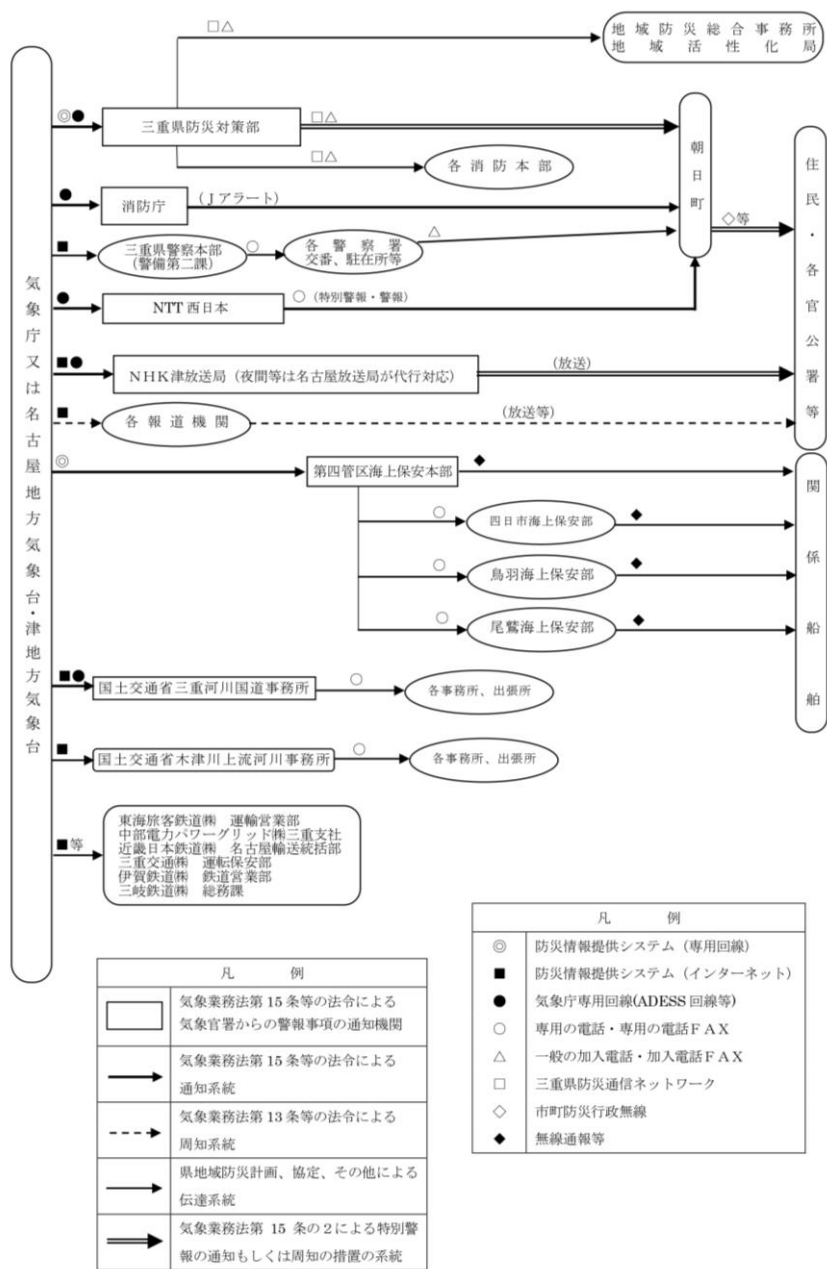
■町が実施する対策！

1 予報・警報等の伝達

台風等が接近し、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき津地方気象台が発した予報・警報、並びに県と津地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を迅速・確実に収集し住民等へ伝達する（以下、気象予警報伝達系統図参照）。

伝達にあたっては、「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」による。

気象予報伝達系統図



## 2 早期避難の決定

### (1) 早期避難実施の判断

#### ① 台風等情報の収集

町は、避難指示等の発令に備えて、気象状況や予報・警報等の発表を土砂災害システム等の県の防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。

#### ② 早期の広域避難の判断

広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設に収容しきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、実施の判断を行う。

### (2) 早期避難の決定

#### ① 避難困難地域等への早期避難の実施

判断基準に達してから避難を開始すると、夜間や浸水等により避難が困難になることが予想される地域や、要配慮者を対象として、早期避難を実施する。

#### ② 早期の広域避難の実施

広範囲で浸水するなどし、町内では避難者を避難施設に収容しきれないおそれがある場合は、早期の広域避難について、県と調整の上、実施する。

## 3 被害情報等の収集と報告

### (1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から町内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況、住民の避難状況の収集に努める。

### (2) 被害情報等の報告

町内に災害が発生した場合は、県の防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

### (3) 県緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等連携して活動を行う。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 気象注意報・警報・特別警報等の発表(津地方気象台)

気象等によって重大な災害の危険性が著しく高まっている場合最大限の警戒を呼び掛けるために特別警報を、気象等によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するために警報を、また気象等によって災害の起こるおそれのある場合に、その旨を注意するために注意報を発表する。特別警報、警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2、3のとおりである。また、町における特別警報、警報及び注意報の発表基準は別表4のとおりである。

別表1 特別警報の種類と概要

| 種 類  |         | 概 要                                                                                                                                                                                                            |
|------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別警報 | 大雨特別警報  | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が付記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。 |
|      | 暴風特別警報  | 暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。                                                                                                                                                                              |
|      | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                                                                                                               |
|      | 大雪特別警報  | 大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。                                                                                                                                                                              |
|      | 高潮特別警報  | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。                                                                                                                                        |

(注) 1 特別警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな特別警報が発表されたとき、これまでの特別警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

別表2 警報の種類と概要

| 種 類  |       | 概 要                                                                                                                                |
|------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気象警報 | 暴風警報  | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                               |
|      | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                                |
|      | 大雨警報  | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 |
|      | 大雪警報  | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                               |
| 洪水警報 |       | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。        |
| 高潮警報 |       | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。                                                           |

(注) 1 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報が発表されたとき、これまでの警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

別表3 注意報の種類と概要

| 種 類   |       | 概 要                                                                                        |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気象注意報 | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                           |
|       | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                       |
|       | 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |

| 種 類      |        | 概 要                                                                                                                                                                   |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 大雪注意報  | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                      |
|          | 濃霧注意報  | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                     |
|          | 雷注意報   | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。                                                    |
|          | 乾燥注意報  | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                   |
|          | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                   |
|          | 着氷注意報  | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                   |
|          | 着雪注意報  | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                   |
|          | 霜注意報   | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                       |
|          | 低温注意報  | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                      |
| 洪水注意報    |        | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。                                                           |
| 高潮注意報    |        | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する。 |
| ※地面現象注意報 |        | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                      |
| ※浸水注意報   |        | 浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。                                                                                                                                      |

(注) 1 ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。

(注) 2 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

別表 4 特別警報・警報・注意報の基準(令和 5 年 6 月 8 日現在)

|                   |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発表官署／担当区域         |           | 津地方気象台／三重県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 一次細分区域            |           | 北中部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 市町をまとめた地域         |           | 北部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 特別<br>警報          | 大雨        | 50年に1回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値が三重県程度の広がり、次のいずれかを満たすと予測され、かつ、さらに雨が降り続くと予測される場合<br>・48時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上(本町の場合48時間降水量:423mm、土壌雨量指数:263)となった5km格子が50格子以上出現<br>・3時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上(本町の場合3時間降水量:159mm、土壌雨量指数:263)となった5km格子が10格子以上出現(ただし、3時間降水量が173mm以上となった格子のみをカウント)<br>本町の48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数が上記値となることのみで特別警報となるわけではない。 |
|                   | 暴風<br>暴風雪 | 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                   | 暴風<br>暴風雪 | ・台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮の警報を特別警報として発表<br>・温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮の警報を、特別警報として発表                                                                                                                                                                         |
|                   | 大雪        | 三重県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深(本町は「データ不足のため、50 年に一度の値が算出できない地点」として位置づけられている)となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合                                                                                                                                                                                                                                    |
| 警報                | 暴風(平均風速)  | 20m/s以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                   | 暴風雪(平均風速) | 20m/s以上 雪を伴う                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | 大雨(浸水害)   | 表面雨量指数基準:40                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                   | 大雨(土砂災害)  | 土壌雨量指数基準:138                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | 洪水        | 流域雨量指数基準:員弁川流域=42.3、朝明川流域=24.9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                   | 大雪        | 12時間降雪の深さ20cm                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                   | 高潮        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 注<br>意<br>報       | 強風(平均風速)  | 13m/s以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                   | 風雪(平均風速)  | 13m/s以上 雪を伴う                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | 大雨        | 表面雨量指数基準:19                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                   |           | 土壌雨量指数基準:93                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                   | 洪水        | 流域雨量指数基準:員弁川流域=33.8、朝明川流域=19.9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                   | 大雪        | 12時間降雪の深さ5cm                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | 高潮        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                   | 雷         | 落雷等により被害が予想される場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                   | 乾燥        | 最小湿度が30%で、実効湿度60%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                   | 濃霧(視程)    | 100m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                   | 霜         | 晩霜期に最低気温3℃以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | なだれ       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                   | 低温        | 冬期:最低気温-5℃以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | 着氷・着雪     | 著しい着氷(雪)が予想される場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 記録的短時間大雨情報(1時間雨量) |           | 120mm以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

(1) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、発表する。また、警報とは、重大な災害が起こるおそ

- れのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。特別警報・警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の()内は基準を示す。
  - (3) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
  - (4) 土壌雨量指数基準は1 km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示している。  
1 km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
  - (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=33.8」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 33.8 以上」を意味する。
  - (6) 表中において、空欄は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていないことを示す。
  - (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
  - (8) 特別警報の欄中、「5 km 格子」とは、日本全国を5 km 四方に区切った領域のことを呼ぶ。

## 2 水防活動等に必要な予報及び警報等の発表

### (1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報・特別警報（大津波警報）をもって代える。

### (2) 洪水予報

別表3のとおり各気象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を警戒レベルを付して、発表する。

## 3 土砂災害警戒情報(津地方気象台)

津地方気象台及び県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想した時は、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

- ① 気象台における伝達系統については、気象・洪水に関する警戒情報の伝達に準ずる。
- ② 県における伝達系統については、「三重県災害対策活動実施要領」に準ずる。

## 4 気象情報(特別警報・警報・注意報に先立つ注意喚起や特別警報・警報・注意報の補完等)の発表(津地方気象台)

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報、特別警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時発表する。

記録的短時間大雨情報においては、三重県では1時間に120mm以上の雨量をアメダス及び三重県雨量観測所で観測した場合、あるいは解析雨量で解析された場合に発表する。

(注) 解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダス等の地上の雨量計から得られる各地点の雨量をもとに、1km四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものである。

## ■住民が実施する自助・共助の対策<sup>!</sup>

### 1 風水害からの自衛措置

#### (1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、町が発行する防災ハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、防災アプリ等を通じて、気象情報や町の発令する警戒レベルが付された避難指示等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、町から避難指示等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

#### (2) [警戒レベル3] 高齢者等避難発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に町から[警戒レベル3] 高齢者等避難が発令された場合は、立ち退き避難又は垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、避難行動要支援者に対しては、[警戒レベル3] 高齢者等避難発令時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が避難行動要支援者の避難行動を支援する。

#### (3) [警戒レベル4] 避難指示発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に町から[警戒レベル4] 避難指示が発令された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。また、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、[警戒レベル4] 避難指示発令時点で安全な場所へ避難を行うことを原則とする。

なお、立ち退き避難を行う場合は、町により洪水、高潮や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ避難所や避難経路を確認しておく。

やむを得ず[警戒レベル4] 避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

#### (4) [警戒レベル5] 緊急安全確保発令時の対応

住民は、自ら居住等する地域に市町から[警戒レベル5] 緊急安全確保が発令された場合は、既に災害が発生している状況であることを鑑み、生命を守るための最善の行動をとる。

### 2 災害発生の危険の認知

町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促

しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

### 3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、町や施設管理者への報告に努める。

#### 【参考：雨の強さと降り方】

##### ＜雨の強さと降り方＞

| 1時間雨量         | 予報用語    | 人の受けるイメージ                 | 人への影響            | 屋内(木造住宅を想定)        | 屋外の様子                    | 車に乗っていて    |
|---------------|---------|---------------------------|------------------|--------------------|--------------------------|------------|
| 10～20<br>(mm) | やや強い雨   | ザーザーと降る                   | 地面からの跳ね返りで足元がぬれる | 雨の音で話し声が良く聞き取れない   | 地面一面に水たまりができる            | —          |
| 20～30<br>(mm) | 強い雨     | どしゃ降り                     | 傘をさしていてもぬれる      | 寝ている人の半数くらいが雨に気がつく |                          |            |
| 30～50<br>(mm) | 激しい雨    | バケツをひっくり返したように降る          |                  |                    |                          | 道路が川のようになる |
| 50～80<br>(mm) | 非常に激しい雨 | 滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)        | 傘は全く役に立たなくなる     |                    | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり視界が悪くなる | 車の運転は危険    |
| 80～<br>(mm)   | 猛烈な雨    | 息苦しくなるような圧迫感がある<br>恐怖を感じる |                  |                    |                          |            |

(気象庁パンフレット「大雨や台風に備えて」を基に作成)

## 第2章 避難誘導体制の確保

### 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |
| 広報・町民課 |

#### 第1項 活動方針

- |                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 町内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、早期・広域避難を実施する体制を確保する。呼びかけ、迅速かつ的確な避難誘導を実施する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策！

##### 1 避難の実施

##### (1) 避難実施体制の確立

町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

##### (2) 避難所の開設

〔警戒レベル3〕高齢者等避難・〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令する必要がある場合は、あらかじめ指定されている避難所について、避難所運営マニュアル等に沿って速やかに避難所を開設するとともに、住民等に周知を図る。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ① 避難の種類（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- ② 避難所開設の日時及び場所
- ③ 箇所数及び収容人員

##### (3) 避難指示等の発令

町は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令するとともに、その旨を県に報告する。住民等への情報伝達にあたっては、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線や緊急速報メール、防災アプリ、広報車、Ｌアラート、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設や、高齢者等避難の発令等を検討する。

#### (4) 避難行動の周知及び支援

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所や安全な場所（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は留まる等、計画的に身の安全を確保することについても、住民等に周知を図る。また、避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は支援者とともに避難を行う。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 住民等への避難情報の広報（放送機関）

町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

### ■住民が実施する対策

#### 1 避難指示等発令時の行動

住民は、町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の意味を理解し、また、防災ハザードマップや土砂災害警戒区域等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や緊急的な待避、屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護（接近4）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、町外の福祉避難所等への受入等の調整を図る。</li><li>○ 地域と連携し、避難行動要支援者の避難行動を支援する。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

##### 1 避難行動要支援者の避難支援

〔警戒レベル3〕高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### 1 住民等への避難情報の広報（報道機関）

町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

##### 2 要配慮者の避難受入（社会福祉施設等）

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受入に努める。

#### ■住民が実施する対策【！】

##### 1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治区、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用する等して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保及び避難行動要支援者の避難行動の支援に努める。

また、避難所運営マニュアル等に沿って、避難行動要支援者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

##### 2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

## 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（接近5）

| 関係機関        |
|-------------|
| 教育課<br>あさひ園 |

### 第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護及び登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校・休園を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 休校・休園措置の実施

##### (1) 休校・休園措置の判断

学校・園の長は、始業前に暴風警報が発表されるおそれがあるなど、登校等に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校・休園の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表された場合、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時等の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を集団下校させる。

##### (2) 休校・休園措置の連絡

学校・園の長は、休校・休園措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

#### 2 児童生徒等の安全確保

##### (1) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置等を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、通学路等の安全を確認し、集団下校させるなどの安全確保対策を行う。

##### (2) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難所などの安全な場所において保護する。

## 第3章 災害未然防止活動

### 第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保（接近6）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |
| 上下水道課 |
| 消防団   |

#### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。</li><li>○ 町有施設、町管理道路及び上下水道等の台風接近前の被害防止体制を検討する。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策

#### 1 台風接近に伴う災害未然防止体制の確保

##### (1) 連絡体制の確保

町は、公共施設・ライフライン関係機関との連絡体制を確保する。

##### (2) 災害発生時に必要な資機材の緊急点検等

町及び公共施設等の管理者は、災害が発生した場合において、応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行う。

#### 2 危険箇所の監視、警戒活動

町は、県及び河川管理者、消防団等と連携し、台風情報に十分注意し、河川や土砂災害警戒区域の監視・巡回等の警戒活動を行う。

また、必要に応じて土のう等の防護施設を設置する。

## 第2節 水防活動体制の確保（接近1）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |
| 消防団   |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。</li><li>○ 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 水防活動の実施

##### (1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

##### (2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

## 第3節 住民・企業等による安全確保（接近8）

| 関係機関 |
|------|
|------|

|                 |
|-----------------|
| 防災環境課<br>広報・町民課 |
|-----------------|

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、ホームページや防災アプリ等による気象情報等の提供を行う。</li><li>○ 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を住民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策！

#### 1 防災ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、町ホームページや広報誌等により、町内の洪水時の浸水箇所等を示した防災ハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

#### 2 避難指示等の伝達・報告

町において、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メール、防災アプリや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保等を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

#### 3 被害情報等の報告

町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

また、町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

#### ■企業・事業所が実施する対策！

#### 1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

#### 2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

## ■ 地域・住民が実施する対策 **!**

### 1 避難所運営への協力

町から要請があった場合は、自治区、自主防災組織等は、避難所運営マニュアル等に基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

### 2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

### 3 適切な避難行動の実施

住民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の避難情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、町ホームページやメール配信サービス、防災アプリ等で最新の気象情報等を把握し、町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

### 4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等を見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

## 第 4 部 発災後の応急対策



# 第 1 章 災害対策本部活動の実施

## 第 1 節 災害対策活動の実施体制の確保・運営（発災1）

| 関係機関                      |
|---------------------------|
| 防災環境課<br>庶務・町史編さん課<br>消防団 |

### 第 1 項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。</li><li>○ 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、町災対本部の配備体制を強化し、災害対策活動にあたる。</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第 2 項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 町の活動体制

「第 3 部 第 1 章 第 1 節 準備・警戒体制の確保 第 2 項 町が実施する対策 1 町の活動体制」に基づき実施する。

##### 2 災害情報の収集・報告

###### (1) 災害発生情報の収集・報告

町内に災害が発生したとの通報を受けた場合、町は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県災対本部に対し報告を行う。

###### (2) 詳細情報の収集・報告

町内に災害が発生した場合、町は、警察、消防機関や自治区等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県災対本部に対し報告を行う。

##### 3 災害派遣要請等の実施

自衛隊への災害派遣要請（応急措置の実施要請）が必要と判断した場合は、「第 4 部 第 1 章 第 3 節 自衛隊への災害派遣要請等」に基づき、県災対本部への災害派遣要請（応急措置の実施要請）の要求を行う。

##### 4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第 4 部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### ＜国が実施する対策＞

#### 1 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

#### 2 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準ずる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

### ＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

#### 1 活動体制の整備

災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画又はその他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、町、県及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

## 第2節 通信機能の確保（発災2）

### 関係機関

防災環境課  
企画情報課

### 第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

### 第2項 対策

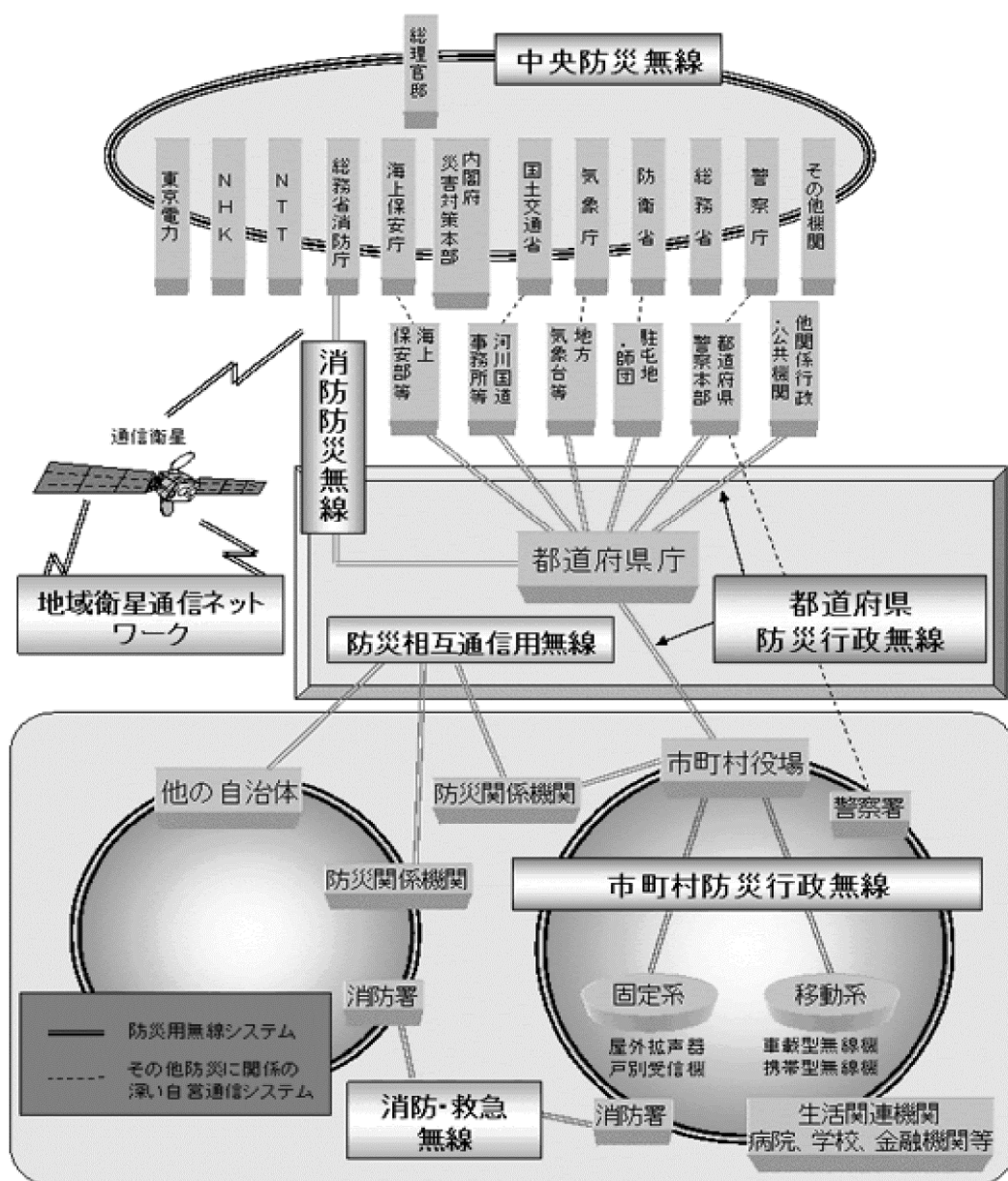
#### ■計画関係者共通事項等

##### 1 災害時に用いる通信手段の概要

| 通信手段                    | 種類                      | 概要                                                                                                                                                                                    | 課題                                              |
|-------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 固定通信網、<br>移動体通信網<br>等   | 電話、FAX、携<br>帯電話など       | ・一般的な通信手段で取り扱いが<br>容易                                                                                                                                                                 | ・災害時は輻輳、途絶<br>等により使用でき<br>ない可能性がある              |
| 三重県防災通<br>信ネットワー<br>ク   | 地上系無線<br>衛星系無線<br>有線系設備 | ・地上系及び衛星系無線は、県⇄<br>町、消防、警察、拠点病院等医<br>療機関、国と通信可能<br>・地上系無線は雨雲等の影響を受<br>けづらいことから風水害に、衛<br>星系無線は地上施設が少ない<br>ことから地震に相対的に強い<br>・有線系設備は、町、消防へ気象<br>情報等を伝達するための通信<br>ネットワークで、大容量データ<br>通信が可能 | ・地上系無線、有線系<br>設備は地震に、衛星<br>系無線は風水害に<br>対し相対的に弱い |
| 町防災行政無<br>線             | 地上系無線                   | ・町→住民へ屋外スピーカー等<br>により情報伝達するための同報<br>系と消防車両等に配備する移<br>動系からなる                                                                                                                           | ・地震に対し、相対的<br>に弱い                               |
| 小型 IP 無線機               | 地上系無線                   | ・町防災行政無線とも連動できる<br>IP 無線機、相互通信可能                                                                                                                                                      | ・地震に対し、相対的<br>に弱い                               |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク        | 衛星系無線                   | ・衛星系無線設置町が国や全国自<br>治体と直接連絡可能                                                                                                                                                          | ・風水害に対し、相対<br>的に弱い                              |
| 三重県防災情<br>報プラットフ<br>ォーム | インターネット<br>回線           | ・県⇄町の間で被害情報等の収<br>集・共有を行い、管理する防災<br>情報システム、県民に防災・災                                                                                                                                    | ・災害時には輻輳、途<br>絶等により使用で<br>きない可能性があ              |

| 通信手段 | 種類 | 概要                                                                                                                                                     | 課題 |
|------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|      |    | <p>害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される</p> <p>・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」により県民に情報提供を行う</p> | る  |

<全国の無線系統イメージ図>



(総務省ホームページより)

## ■町が実施する対策！

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

### 1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

また、指定避難所等への通信手段として特設公衆電話を設置し、避難者の安否確認などを行う。

### 2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルを付された避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やインターネット、防災アプリ、ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県に対する県及び地方部緊急派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### <固定通信事業者が実施する対策>！

#### 1 応急措置

##### (1) 各施設等に対する応急措置

##### ① 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

##### ② トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

ア 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

イ 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

##### ③ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

#### 2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

##### (1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の町内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ア 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- イ テレビ・放送回線の救済
- ウ 指定避難所等への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- ア 移動無線機等の活用
- イ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ウ 中継送路のマイクロ方式による救済
- エ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ア 重要加入者及び重要専用線の救済
- イ 公衆電話の復旧

② 復旧方法

- ア 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- イ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

＜移動通信事業者が実施する対策＞ **!**

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知

- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

#### (4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

## 2 復旧計画

### (1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備による復旧工事等により、通信の疎通を早急に確保する。

### (2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

|      | 重要通信を確保する機関                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第1順位 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関 |
| 第2順位 | ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体     |
| 第3順位 | 第1順位、第2順位に該当しないもの                                                               |

### (3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

## 3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

### <東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策>

#### 1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、町、県は必要に応じて要請を行う。

### <その他の防災関係機関が実施する対策>

#### 1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築

する。

## 2 通信手段が確保できない場合の対応

### (1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

### (2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

### (3) 町災対本部への連絡員派遣

町災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を町災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

## 3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

## 第3節 自衛隊への災害派遣要請等（発災3）

### 関係機関

防災環境課  
庶務・町史編さん課

### 第1項 活動方針

- 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

### 第2項 対策

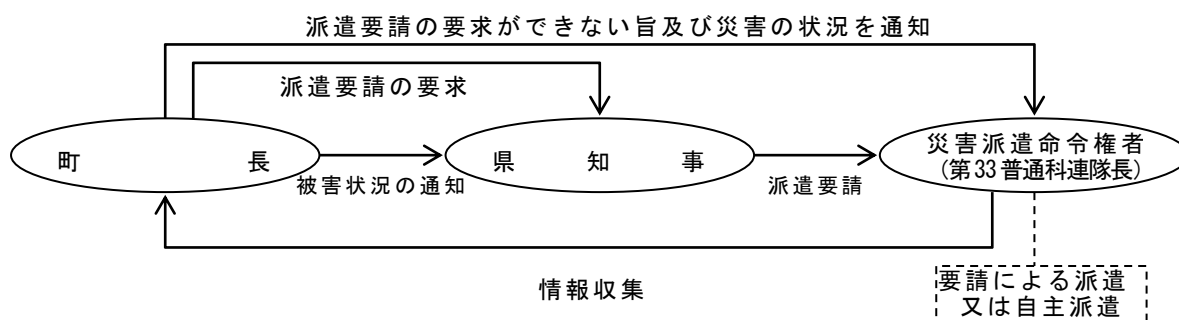
#### ■町が実施する対策

#### 1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

##### (1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、四日市地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



#### 《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

##### (2) 派遣部隊の受入体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

### (3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の町が協議して負担区分を決める。

### (4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙2により、知事へ撤収要請を行う。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### ＜自衛隊の対策＞

#### 1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合においては、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

#### 《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

#### 2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8 災害派遣時に実施する救援活動）

- ① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ② 避難の援助（誘導、輸送）
- ③ 遭難者等の搜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去等

### 3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第 63 条～第 65 条、第 76 条及び第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

### 4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、町災対本部又は県に連絡員（リエゾン）を派遣し、町災対本部との調整・連絡にあたらせる。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

朝日町長

印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由  
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)  
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 派遣を希望する活動内容
  - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙2) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

朝日町長 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請日時  
年 月 日 時 分
- 2 派遣要請日時  
年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所  
撤収作業内容

## 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（災4）

| 関係機関                            |
|---------------------------------|
| 防災保全課<br>企画情報課<br>広報・町民課<br>消防団 |

### 第1項 活動方針

- 住民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、県と連携して住民や地域の協力を積極的に求める。
- 被害情報等の収集・伝達にあたっては、職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 災害情報の報告

##### (1) 災害情報の収集・報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から速やかに、県災対本部へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、町から直接、消防庁へ報告する。

##### (2) 応急対策活動情報の報告

町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、県災対本部へ報告する。

#### 2 住民への広報・広聴

##### (1) 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど、的確な情報の提供に努める。

#### 【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報

- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報

上記の広報にあたっては、文字放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報に関しては、防災アプリやLアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

町長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

## (2) 住民対応窓口の設置

必要に応じ、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

「第3部 第1章 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 第1項 その他の防災関係機関が実施する対策」に準ずる。

### <電気事業者が実施する対策>

#### 1 停電状況の把握および情報の配信

電気事業者は、管内の停電状況や復旧の見込みを速やかに把握し、町災対本部や町への情報共有を行うとともに、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに町民への情報周知に努める。

### <移動通信事業者の実施する対策>

#### 1 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信

各移動通信事業者は、町が発信する避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）を配信し、情報の周知に努める。

## ■住民が実施する対策

#### 1 被害状況等の収集、連絡

##### (1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察署に通報するよう努める。

## 第5節 応援・受援体制の整備（発災5）

関係機関

防災環境課

総務課

### 第1項 活動方針

#### 《応援体制》

- 三重県市町災害時応援協定に基づく応援要請を受け、応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築して、積極的に被災地における活動を展開する。

#### 《受援体制》

- 必要がある場合は、三重県市町災害時応援協定に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、受入体制を構築する。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

##### 《応援体制》

#### 1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定、災害時における広域避難等相互応援に関する協定書、川越町との災害時における相互応援等に関する協定、全国朝日災害時相互応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県災対本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

#### 2 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する際は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣するよう努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣するよう努める。

連絡要員は、町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。

#### 3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）の確保に努める。

応援が不可能な場合は、直ちに県災対本部又は被災市町へその旨を報告することとする。

#### 4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自発的に行えるよう、応援要員の移動手

段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

## 5 被災地への応援

災害に対する応援（協定及び基本法第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

### 《受援体制》

#### 1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定、災害時における広域避難等相互応援に関する協定書、川越町との災害時における相互応援等に関する協定、全国朝日災害時相互応援協定ほか各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

#### 2 連絡要員の受入

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

#### 3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

#### 4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

## 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

### 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災6）

| 関係機関      |
|-----------|
| 防災環境課     |
| 庶務・町史編さん課 |
| 産業建設課     |
| 消防団       |

#### 第1項 活動方針

- |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。 |
|-------------------------------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策

##### 1 通行規制の実施

###### (1) 通行規制区間における通行規制の実施

町管理道路について、異常気象等により被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む規制区間において、道路管理者は速やかに通行規制を行う。

###### (2) 通行規制区間外での通行規制の実施

町管理道路について、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じ規制区間に準じた通行規制を実施する。

##### 2 道路被害情報の収集

###### (1) 道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生危険性が高まっている場合、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

###### (2) 国や県、民間事業者等からの道路情報等の収集

町内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、町管理道路の情報以外に、国や県が管理する道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者から多様な手段を用いて情報収集を行う。

##### 3 道路パトロールと緊急時の措置

###### (1) 道路パトロールの実施

道路パトロールについては、道路管理者が実施する。

###### (2) 道路パトロール時における緊急時の措置

###### ① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

###### ② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇

したときは、直ちに産業建設部長にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

### ③ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

## 4 緊急輸送道路の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートの確保を図る。

### (1) 道路啓開の実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、「中部版くしの歯作戦」、「三重県広域受援計画」に基づく道路啓開方針決定により、建設業協会等関係機関及び町内建設業者と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

### (2) 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(基本法第76条の6第1項)

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

### (3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

（緊急輸送道路の指定等については、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」に記載）

## 5 交通規制の実施

### (1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、三重県地域防災計画に定める「路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに四日市北警察署長に通知しなければ

ばならない。

### 【参考】

#### 三重県地域防災計画 第4部第2章第1節＜県が実施する対策＞5(3)路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### ＜自衛隊の対策＞

##### 1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「＜町が実施する対策＞5(1)路上放置車両等に対する措置」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに四日市北警察署長に通知しなければならない。

##### 2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、町、県、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

#### ＜中部地方整備局の対策＞

##### 1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

##### 2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとと

もに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

### 3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

### 4 排水作業の実施

洪水や高潮等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

## <中日本高速道路株式会社の対策>

### 1 災害対策活動の実施

#### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

#### (2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

#### (3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

#### (4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

### 2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

特に、緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### <自動車運転者がとるべき行動>

#### 1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、

通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
  - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

【参考】

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



## 第2節 水防活動（発災1）

| 関係機関                  |
|-----------------------|
| 防災環境課<br>産業建設課<br>消防団 |

### 第1項 活動方針

- 台風・大雨時等の河川、ため池等の護岸における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。
- 洪水又は高潮による水災を警戒、防御及び被害を軽減する。
- 本節は、水防法第33条の規定に基づく町水防計画を兼ねる。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策！

#### 1 水防組織

本町における水防活動は、町がその責任を果たすものとし（水防法第3条）県水防計画に準じて、災害に即応できる有効適切なる水防体制を確立する。

##### (1) 水防組織

- ① 水防本部は、町災対本部を準用する。
- ② 水防団は、消防団と同一とする。

##### (2) 消防団

消防団は、水防管理者（町長）の指示により、河川の洪水又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業に当たるものとする。

#### 2 水防活動

##### (1) 水防倉庫及び資機材の備蓄

水防倉庫及び資機材等の備蓄状況は、次のとおりである。

＜町内水防備蓄資材状況＞

| 河川名 | 管理責任者 | 倉庫名    | 所在地   | 倉庫面積           | 備 蓄 資 材 |     |     |    |      |    |      |    |    |      |
|-----|-------|--------|-------|----------------|---------|-----|-----|----|------|----|------|----|----|------|
|     |       |        |       |                | 土のう袋    | 大杭  | 小杭  | 鉄船 | スコップ | 掛矢 | ツルハシ | おの | たこ | 備考   |
|     |       |        |       | m <sup>2</sup> | 枚       | 本   | 本   | kg | 丁    | 丁  | 丁    | 丁  | 丁  |      |
| 朝明川 | 町長    | 役場倉庫   | 朝日町小向 | 30             | 300     |     |     |    | 20   | 5  | 2    | 2  | 1  |      |
| 員弁川 | 町長    | 防災備蓄倉庫 | 朝日町小向 | 120            | 1,000   | 200 | 190 | 15 | 20   | 1  | 2    |    | 1  | H9竣工 |
| 計   |       |        |       |                | 1,300   | 200 | 190 | 15 | 40   | 6  | 4    | 2  | 2  |      |

## (2) 水防活動の配備基準

### ① 水防組織配備基準

町の水防組織の配備基準は、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」のとおりである。

### ② 消防団配備基準

| 種別    | 配備内容                                                                                      | 配備基準                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次配備 | 消防団員は、緊急連絡がとれる体制とする。                                                                      | 1 大雨・洪水注意報が発表され、危険が予想されるとき。<br>2 豪雨や長雨等により、浸水のおそれがあり水防の必要が予想されるとき。                                           |
| 第二次配備 | 消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保する。<br>なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とする。 | 1 暴風、大雨、洪水、高潮警報等が発表されたとき。<br>2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。<br>3 豪雨や長雨等により浸水の危険があるとき。<br>4 気象状況により高潮の危険が予知されるとき。 |
| 第三次配備 | 消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とする。                                                               | 1 風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。<br>2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。                                                      |

### ③ 消防団動員計画

消防団長は、「②配備基準」に基づき団員を招集する。

### ④ 情報伝達

「第3部 第1章 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」のとおり。

### ⑤ 重要水防区域

ア 県の管理区間

(ア) 重要水防箇所の評定基準

| 種別       | 重 要 度                        |                                                                                                                                                  | 要注意区間 |
|----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|          | A 水防上最も重要な区間                 | B 水防上重要な区間                                                                                                                                       |       |
| 1<br>堤防高 | ① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所 | ① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所<br>② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所<br>③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所<br>④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所 |       |

| 種別           | 重 要 度                                                                                                                                        |                                                                                                                                        | 要注意区間 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|              | A 水防上最も重要な区間                                                                                                                                 | B 水防上重要な区間                                                                                                                             |       |
| 2<br>堤防断面    | ① 破堤、決壊、半決壊の実績があり、その対策が未施工の箇所                                                                                                                | ① 破堤、決壊、半決壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所<br>② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、決壊、半決壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所<br>③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所（堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防） |       |
| 3<br>法崩れ・すべり | ① 法崩れ又はすべりの実績があり、その対策が未施工の箇所                                                                                                                 | ① 法崩れ又はすべりの実績があり、その対策が暫定施工の箇所<br>② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所                           |       |
| 4<br>漏水      | ① 漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所                                                                                                                      | ① 漏水の実績があり、その対策が暫定施工の箇所<br>② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所                                                      |       |
| 5<br>水衝・洗掘   | ① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所<br>② 橋台取り付け部、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊しているが、その対策が未施工の箇所<br>③ 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所 | ① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所                                                                                       |       |

| 種別               | 重 要 度                                                                                                                                                                |                                                                                                                            | 要注意区間                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|                  | A 水防上最も重要な区間                                                                                                                                                         | B 水防上重要な区間                                                                                                                 |                                          |
| 6<br>工作物         | ① 「河川管理施設等応急対策基準」に基づく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所<br>② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）等以下となる箇所<br>③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所 | ① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所<br>② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所 |                                          |
| 7<br>工事施工        |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                            | ① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所 |
| 8<br>新堤防・破堤跡・旧川跡 |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                            | ① 新堤防で築造後3年以内の箇所<br>② 破堤跡又は旧川流の箇所        |

(イ) 重要水防区域等

本町における重要水防区域等は、次のとおりである。

<重要水防区域>

| 河川名 | 重要水防区域指定区間 |                          |                                   | 重 要 水 防 箇 所   |                          |       |     |         | 適用   |
|-----|------------|--------------------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------|-------|-----|---------|------|
|     | 左右の岸       | 位置                       | 地 先 名                             | 種 別           | 位置                       | 延長(m) | 評 定 | 対策水防工 法 |      |
| 員弁川 | 右          | 2.2K+0mから<br>3.0K+190mまで | 三重郡朝日町<br>当新田から<br>三重郡朝日町<br>縄生まで | 堤防高<br>(流下能力) | 2.2K+0mから<br>3.0K+190mまで | 1,050 | B   | 積土俵工    | 河積不足 |
|     |            |                          |                                   | 漏水            | 2.2K+0mから<br>2.2K+150mまで | 150   | B   | 月の輪工    |      |
| 朝明川 | 左          | 3.0K+150mから<br>3.4K+0mまで | 三重郡朝日町<br>柿から<br>三重郡朝日町<br>柿まで    | 堤防高<br>(流下能力) | 3.0K+150mから<br>3.4K+0mまで | 260   | B   | 積土俵工    | 河積不足 |

⑥ 水門等の措置

ア 水門等の管理者（操作責任者）は、洪水・高潮等の発生を未然に防止するため、水防に関する予報、警報等が発表されたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じて

適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係市町や四日市北警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

イ 理者（操作責任者）は、操作等について支障のないように常に整備点検を行う。

ウ 水門等は、次のとおりである。

#### ＜水門等の状況＞

| 番号 | 管理者 | 河川名 | 種別 | 所在地     | 巾高連数    | 操作責任者 | 操作基準 | 電話番号 |
|----|-----|-----|----|---------|---------|-------|------|------|
| 78 | 朝日町 | 溜池  | 水門 | 三重郡朝日町柿 | φ25.0×3 | 柿 区 長 | 巻上   | —    |

#### ⑦ 避難

「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」のとおり。

#### ⑧ 輸送

「第4部 第4章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」のとおり。

#### ⑨ 監視、警戒体制

##### ア 観測

##### (ア) 水位の観測及び通報

- a 水防管理者は、水防法第10条第1項の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対しの確な状況判断が下されるようする。
- b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関に対し通知する。
  - (a) 水防団待機水位（通報水位）
  - (b) 氾濫注意水位（警戒水位）「警戒レベル2相当情報〔洪水〕」
  - (c) 避難判断水位（特別警戒水位）「警戒レベル3相当情報〔洪水〕」
  - (d) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）「警戒レベル4相当情報〔洪水〕」
  - (e) 堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）「警戒レベル4相当情報〔洪水〕」
  - (f) 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合（氾濫発生）「警戒レベル5相当情報〔洪水〕」
  - (g) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下廻ったとき「警戒レベル3相当情報〔洪水〕」
  - (h) 避難判断水位を下廻ったとき「警戒レベル2相当情報〔洪水〕」
  - (i) 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
  - (j) 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

##### (イ) 水位の測定

河川水位については、状況により災害対策要員及び消防団員等を派遣し、状況を把握する。

##### (ウ) 潮位の通報

水防管理者は、高潮のおそれが予知されるときは、関係機関と連絡をとり、潮位に関する情報を収集し、常に水防活動上の確な情勢判断が下されるようにする。

##### イ 水位到達情報

水防法第13条に基づき、水位到達情報の通知を受けた場合は、情報をもとに状況を適切に判断し、必要に応じ「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」により、避難のための立ち退きの指示を行う。

(7) 県が行う水位情報の通知及び周知

a 水位周知河川の指定区域

| 河川名 | 左右岸<br>の別 | 区 域                    | 延長<br>(m) | 建設事<br>務所名 | 担当水防管理団体 |                        |
|-----|-----------|------------------------|-----------|------------|----------|------------------------|
|     |           |                        |           |            | 指定<br>有無 | 団体名                    |
| 員弁川 | 左         | いなべ市藤原町大字下野尻<br>から河口まで | 27,000    | 桑名<br>四日市  | 有<br>無   | 桑 名 市<br>東 員 町         |
|     | 右         | いなべ市藤原町大字下野尻<br>から河口まで | 27,000    |            | 有<br>無   | いなべ市<br>川 越 町          |
| 朝明川 | 左         | 四日市市西村町から河口まで          | 15,000    | 四日市        | 有<br>有   | 朝 日 町                  |
|     | 右         | 四日市市西村町から河口まで          | 15,000    |            | 有<br>有   | 川 越 町<br>朝 日 町<br>四日市市 |

b 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

上段 ( ) は T、P

| 河川<br>名 | 水位<br>観測所 | 水防団待<br>機(通報)<br>水位 | 氾濫注意<br>(警戒)<br>水位 | 避難判断<br>水位       | 氾濫危険<br>(洪水特<br>別警戒)<br>水位 | 発表<br>担当者         | 受報<br>担当者                    | 摘要                       | 連絡<br>方法  |
|---------|-----------|---------------------|--------------------|------------------|----------------------------|-------------------|------------------------------|--------------------------|-----------|
| 員弁川     | 星川        | (13.430)<br>2.43    | (13.700)<br>2.70   | (13.700)<br>2.70 | (14.970)<br>3.97           | 桑名建<br>設事務<br>所長  | 桑名市長<br>朝日町長<br>川越町長<br>東員町長 | 四日市<br>建設事<br>務所長<br>へ通知 | 加 入<br>電話 |
|         | 安永        | (4.260)<br>4.26     | (4.560)<br>4.56    | (4.560)<br>4.56  | (5.520)<br>5.52            | 桑名建<br>設事務<br>所長  | 桑名市長<br>朝日町長<br>川越町長         | 四日市<br>建設事<br>務所長<br>へ通知 | 加 入<br>電話 |
| 朝明川     | 松寺        | (7.060)<br>1.20     | (7.560)<br>1.70    | (7.930)<br>2.07  | (8.490)<br>2.63            | 四日市<br>建設事<br>務所長 | 朝日町長<br>川越町長<br>四日市市<br>長    |                          | 加 入<br>電話 |
|         | 南福崎       | (3.050)<br>2.13     | (3.430)<br>2.51    | (3.430)<br>2.51  | (3.930)<br>3.01            | 四日市<br>建設事<br>務所長 | 朝日町長<br>川越町長<br>四日市市<br>長    |                          | 加 入<br>電話 |

c 水位情報の発表

避難判断水位（特別警戒水位）情報は、県水防支部長がこれを発信するものとする。回避避難判断水位（特別警戒水位）情報の発信については、県水防計画の発表・報告と同様の手段により関係者に通知し、特に付近住民に対する避難の目安となるよう周知に努めなければならないものとする。

```

graph TD
    RISC["(財)河川情報センター"]
    subgraph LeftBox [" "]
        B["県水防支部  
(四日市建設事務所)  
(桑名建設事務所)"]
        D["県地方部  
(四日市地域防災  
総合事務所)"]
    end
    subgraph CenterBox [" "]
        H["県水防本部  
(施設災害対策課)"]
        I["県災対本部  
(災害即応・連携課)"]
    end
    B1["北勢流域  
下水道事務所"]
    B2["水防管理団体  
(朝日町)"]
    subgraph RightBox [" "]
        C1["三重河川国道事務"]
        C2["県警察本部"]
        C3["津地方気象台"]
        C4["報道機関"]
    end
    PS["警察署"]
    J["交番"]
    subgraph BottomBox [" "]
        M["水門等  
管理者"]
        R["住民"]
    end

    RISC -.-> B
    RISC -.-> H
    B --> H
    B --> B1
    B --> B2
    H --> C1
    H --> C2
    H --> C3
    H --> C4
    C2 --> PS
    B2 --> M
    B2 --> R
    PS --> J

    RISC -.->|水位・雨量等の情報| B
    RISC -.->|水位・雨量等の情報| H
    B -.->|洪水予報情報| H
    B -.->|洪水予報情報| B1
    B -.->|洪水予報情報| B2
    H -.->|洪水予報情報| C1
    H -.->|洪水予報情報| C2
    H -.->|洪水予報情報| C3
    H -.->|洪水予報情報| C4
    C2 -.->|洪水予報情報| PS
    B2 -.->|洪水予報情報| M
    B2 -.->|洪水予報情報| R

```

→ 洪水予報情報  
 ..... 水位・雨量等の情報

a 高潮に係る水位周知海岸の指定区域

| 番号 | 海岸名                      | 区 域              | 建設事務所名          | 担当水防管理団体                        |                                                  |
|----|--------------------------|------------------|-----------------|---------------------------------|--------------------------------------------------|
|    |                          |                  |                 | 指定有無                            | 団体名                                              |
| 1  | 伊勢湾沿岸<br>(三重県区間)<br>区間-1 | 木曽岬町新輪から鈴鹿市磯山町まで | 桑名<br>四日市<br>鈴鹿 | 有<br>有<br>有<br>有<br>有<br>有<br>有 | 木曽岬町<br>桑 名 市<br>川 越 町<br>朝 日 町<br>四日市市<br>鈴 鹿 市 |

| 海岸名                      | 基準水位<br>観測所名 | 高潮特別警戒水位<br>(T. P. m) | 発表担当者         | 受報担当者                 | 連絡方法 |
|--------------------------|--------------|-----------------------|---------------|-----------------------|------|
| 伊勢湾沿岸<br>(三重県区間)<br>区間-1 | 四日市港         | 2.9                   | 四日市建設<br>事務所長 | 川越町長<br>朝日町長<br>四日市市長 | 加入電話 |

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

| 種 類        | 発表基準                                                                                                                                         |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高潮氾濫発生情報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき</li> <li>・高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合</li> </ul> |
| 高潮氾濫発生情報解除 | 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り、気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合                                                                  |

## リ 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、水防警報の通知を受けた場合は、「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保」の体制により対応する。

### (ア) 県が発表する水防警報

#### a 県が水防警報を発する河川及び区域

| 河川名 | 左右岸の別 | 区 域                | 延長<br>(m) | 建設事務所名 | 担当水防管理団体 |                                  |
|-----|-------|--------------------|-----------|--------|----------|----------------------------------|
|     |       |                    |           |        | 指定有無     | 団体名                              |
| 員弁川 | 左     | いなべ市藤原町大字下野尻から河口まで | 27,000    | 桑名四日市  | 有無無有有    | 桑名市<br>東員町<br>いなべ市<br>川越町<br>朝日町 |
|     | 右     | いなべ市藤原町大字下野尻から河口まで | 27,000    |        |          |                                  |
| 朝明川 | 左     | 四日市市西村町から河口まで      | 15,000    | 四日市    | 有有有      | 川越町<br>朝日町<br>四日市市               |
|     | 右     | 四日市市西村町から河口まで      | 15,000    |        |          |                                  |

#### b 県が水防警報を発する海岸及び区域

| 番号 | 海岸名                               | 区 域              | 建設事務所名 | 担当水防管理団体 |                    |
|----|-----------------------------------|------------------|--------|----------|--------------------|
|    |                                   |                  |        | 指定有無     | 団体名                |
| 1  | 伊勢湾沿岸<br>(三重県区間)<br>(漁港、農地海岸等を含む) | 木曽岬町新輪から伊勢市朝熊町まで | 四日市    | 有有有      | 川越町<br>朝日町<br>四日市市 |

### (イ) 河川の水防警報発表の対象とする水位観測所及び発表担当者

上段( )はT、P

| 河川名 | 水位観測所 | 水防団待機(通報)水位      | 氾濫注意(警戒)水位       | 避難判断水位           | 氾濫危険(洪水特別警戒)水位   | 発表担当者     | 受報担当者                        | 摘要           | 連絡方法 |
|-----|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|------------------------------|--------------|------|
| 員弁川 | 星川    | (13.430)<br>2.43 | (13.700)<br>2.70 | (13.700)<br>2.70 | (14.970)<br>3.97 | 桑名建設事務所長  | 桑名市長<br>朝日町長<br>川越町長<br>東員町長 | 四日市建設事務所長へ通知 | 加入電話 |
|     | 安永    | (4.260)<br>4.26  | (4.560)<br>4.56  | (4.560)<br>4.56  | (5.520)<br>5.52  | 桑名建設事務所長  | 桑名市長<br>朝日町長<br>川越町長         | 四日市建設事務所長へ通知 | 加入電話 |
| 朝明川 | 松寺    | (7.060)<br>1.20  | (7.560)<br>1.70  | (7.930)<br>2.07  | (8.490)<br>2.63  | 四日市建設事務所長 | 朝日町長<br>川越町長<br>四日市市長        |              | 加入電話 |
|     | 南福崎   | (3.050)<br>2.13  | (3.430)<br>2.51  | (3.430)<br>2.51  | (3.930)<br>3.01  | 四日市建設事務所長 | 朝日町長<br>川越町長<br>四日市市長        |              | 加入電話 |

## ⑩ 堤防の巡視及び警戒

### ア 巡視

(ア) 水防管理者（町長）は、水防法第9条の規定に基づき、随時、区域内の河川堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求める。また、監視・観測機械の設置にも努める。

(イ) 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水に備える。

- a 水門等の点検
- b 角落と資材の保管状況の確認
- c 堤防等の点検

### イ 警戒

水防管理者は、大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報等が発表された場合、又は必要と認められる場合は、水防作業員等の安全が確保できる範囲で重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点的に警戒し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に報告し、水防作業を行う。

- (ア) 堤防の裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (イ) 堤防の表のりで水当たりの強い場所の亀裂又は崖崩れ
- (ウ) 堤防天端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防溢水
- (オ) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の異常
- (カ) 橋梁及びその他の構造物と堤防の取り付け部分の異常

## ⑪ 出動

水防管理者は、気象の予警報等を考慮の上、県水防本部が発表する水防警報等に基づき、水防活動を行う消防団に対し、待機、準備又は出動の配備指令を行う。

### ア 町災対本部員

町災対本部各部、各班は互いに協力して水防活動を行う。

### イ 消防団員

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、上昇のおそれがあるときは、水防管理者の出動指令により、直ちに出動して、警戒又は水防活動を行う。

## ⑫ 安全配慮

水防活動従事者においては、ライフジャケットの着用や、通信機器の携行など、団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

## ⑬ 居住者等の水防活動

水防管理者又は消防機関の長は、水防法第24条の規定により、水防のためやむを得ないときは、区域内に居住する者等に協力を求め、水防活動に従事させる。

## ⑭ 水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材、流速、法面、護岸等の状態及び原因等を勘案し、最も効果的でかつ使用材料がその近くで得易い工法で施工する。

## ⑮ 水防資機材の調達

水防資機材は、関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じたときは町災対本部の指示により非被災地区の水防倉庫から調達する。さらに、不足する場合は、災害応援協定を活用するなどして、水防資機材を調達する。

## ⑯ 決壊等の通報並びに措置

ア 堤防、調整池等の決壊等、水防上の危険のおそれがある場合、水防管理者、消防

- 団長等は四日市北警察署長に通報の上、当該地域の住民等に対し避難のための立ち退きを指示するとともに、応急措置を講ずる等によりでき得る限り被害の拡大を防止するよう努める。
- イ 堤防、橋梁その他の施設が決壊、損壊したとき、又はそのおそれがあるときは、町災対本部員等現場にある者は電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため、必要な措置を講じる。
- ウ 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者に通知する。

⑰ 避難のための立ち退き

「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」のとおりとする。

⑱ 応援

ア 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体の行う水防のための活動として下記の協力を行う。

【県】

(ア) 河川に関する情報の提供

(イ) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(ウ) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

イ 警察官の応援要請

水防管理者は、水防法第22条の規定により、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対し警察官の出動を要請する。

ウ 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町長もしくは消防長に対して応援を要請する。

エ 自衛隊の応援要請

水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、県災対本部長を通じて自衛隊の出動を要請する。

⑲ 水防解除

水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議のうえ、これを解除する。

また、消防団についても同様とする。

ア 県が発表する水防警報の解除

イ 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮に関する特別警報・警報の解除

⑳ 水防報告

ア 水防管理者は、次の場合直ちにその概要を県水防支部に報告する。

(ア) 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外の場合で水防関係者が出動したとき。

(イ) 水防作業を開始したとき。

(ウ) 他の水防管理者に応援を要請したとき。

(エ) 堤防、水門等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。

イ 水防管理者が水防解除を指令したときは、消防団長等及び警察署長に連絡し、住民に周知を図るとともに、県水防支部長に報告する。

ウ 水防顛末報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに次の事項を取りまとめ、県水防支部長を経由して、知事に報告する。

(ア) 気象及び水防状況

- (イ) 警戒出動及び解散命令時期
- (ウ) 消防団員等の出動時刻及び人員
- (エ) 堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (オ) 水防作業の状況
- (カ) 使用水防資機材の種類及び員数
- (キ) 水防法第28条の規定に基づき公用負担を命じた資材等の種別、数量及び使用場所
- (ク) 応援の状況
- (ケ) 居住者の出動状況
- (コ) 警察の応援状況
- (サ) 現場指揮者の職、氏名
- (シ) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (ス) 水防関係者の死傷の有無
- (セ) 功労のあった者の職、氏名及びその功績の内容
- (ソ) 今後の水防施策上、改善を要すると認められる事項及びその要旨
- (タ) 所見
- (チ) その他必要と認められる事項

## ② 水防信号及び標識

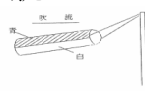
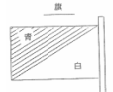
水防信号並びに標識規則（昭和24年三重県規則第76号）に基づき、次の水防信号及び標識を使用する。

ア 水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

- (ア) 第1信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- (イ) 第2信号は、消防団の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (ウ) 第3信号は、水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (エ) 第4信号は、必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。
- (オ) 第5信号は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、増水のおそれなくなったことを知らせるもの。

イ サイレン等による水防信号は、下表の方法に従い発する。

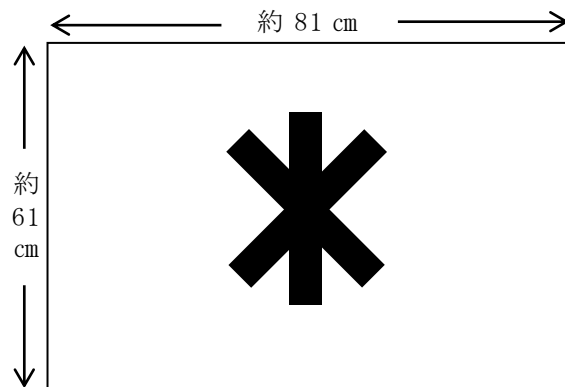
[水防信号の種類]

| 区分   | 種類             | 警鐘信号                    | サイレン信号                               | その他の信号                                                                                                                                                                                                             |
|------|----------------|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1信号 | 氾濫注意水位（警戒水位）信号 | 休 休<br>● ● ●<br>止 止     | 約5秒 約5秒 約5秒<br>休止 休止<br>（約15秒）（約15秒） | 掲示板<br>氾濫注意水位<br>（警戒水位）<br>発令中                                                                                                                                                                                     |
| 第2信号 | 出動信号           | ●—●—●<br>●—●—●<br>●—●—● | 約5秒 約5秒 約5秒<br>休止 休止<br>（約6秒）（約6秒）   | 吹流し<br><br>（白地に青色）<br>旗<br><br>形状の大きさは適宜 |

| 区分   | 種類                 | 警鐘信号                          | サイレン信号                                             | その他の信号 |
|------|--------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------|--------|
| 第3信号 | 水防管理団体の区域内の居住者出動信号 | ●—●—●—●<br>●—●—●—●<br>●—●—●—● | 約10秒 約10秒 約10秒 約10秒<br>休止 休止 休止<br>(約5秒)(約5秒)(約5秒) |        |
| 第4信号 | 避難信号               | 乱 打                           | 約1分 約1分 約1分<br>休止 休止<br>(約5秒)(約5秒)                 |        |
| 第5信号 | 洪水警報解除信号           | ● ●—●<br>● ●—●<br>1点と2点の斑点    |                                                    |        |

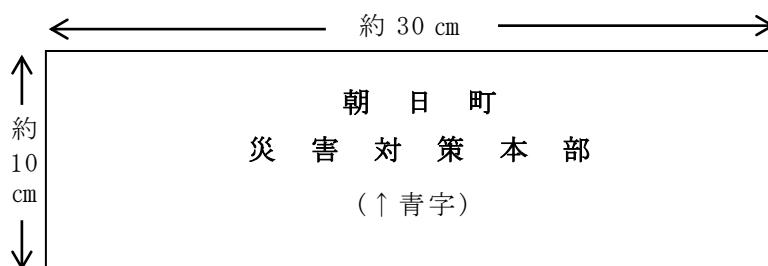
- (ア) 信号は、適宜の時間継続する。  
 (イ) 必要に応じて、サイレン信号等により伝達する。  
 (ウ) ②ア(エ)による「第4信号」は、水防法第29条の規定に基づき発する。  
 (エ) 車両等に対する優先通行の標識は、次のとおり。

a 車両等の標識



b 職員の標識

現場に赴く職員は、次の腕章を着用する。



## ② 水防訓練

水防訓練は、水防法第3条の2に基づき、次の項目について消防機関、消防団等が毎年、各種水防工法等の訓練を実施する。

### ア 実施要領

観測（水位、潮位）

通報（電話、伝達）

動員（消防団の動員、居住者の応援）

輸送（資材、人員）

工法（各水防工法）

水門等の操作法

避難・立ち退き（危険区域居住者の避難）

救援救護（町災対本部の活動準備体制）

イ 実施の時期

指定水防管理団体の水防訓練は、毎年7月末日までに1回以上実施する。

### 3 費用負担と公用負担

#### (1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理が協議して定める。

#### (2) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一次使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

#### (3) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを呈示しなければならない。

#### 公用負担権限委任証

|                     |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| 公用負担権限委任証           |                                      |
| 氏            名      |                                      |
| 上記の者に<br>を証明する。     | 区域における水防法第28条第1項の権限を委任したこと           |
| 年        月        日 |                                      |
|                     | 水防管理者<br>氏            名            印 |

■その他の防災関係機関が実施する対策**!**

＜国が実施する対策＞

1 水防活動の実施

洪水・高潮等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

＜県が実施する対策＞

1 水防活動の実施

洪水・高潮等により、相当な損害が予想される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量等の防災情報の提供や、水防警報及び水位情報等の通知並びに水防資機材の提供を行う。

## 第3節 公共施設被災時の応急対策（発災8）

| 関係機関    |
|---------|
| 防災環境課   |
| 産業建設課   |
| 公共施設管理課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。</li><li>○ 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 道路、橋梁にかかる応急対策

###### (1) 被害情報の収集

「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第2項 町が実施する対策 2 道路被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や住民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

###### (2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

##### 2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

##### 3 農業用施設にかかる応急対策

###### (1) 被害情報の収集

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### <道路管理者が実施する対策>

##### 1 公共土木施設等にかかる応急対策

###### (1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<町が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

## 第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災9）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 上下水道課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 上下水道について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。</li><li>○ ライフライン施設の管理者は、町災対本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

##### 1 上水道施設（町管理）の応急対策

###### (1) 被害状況の把握等

発災後、町が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し、町災対本部へ報告する。

###### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

##### 2 下水道施設（町管理）の応急対策

###### (1) 被害状況の把握等

発災後、町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し町災対本部へ報告する。

###### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

#### ■その他防災関係機関が実施する対策【！】

##### <電気事業者が実施する対策>

##### 1 災害対策活動の実施

###### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

###### (2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

###### (3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネット等により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

## 2 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

## 3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

## 4 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

### <都市ガス事業者が実施する対策>

#### 1 災害対策活動の実施

##### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

##### (2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

##### (3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

##### (4) ガス供給停止の判断

- ① 下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
  - ア 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。
  - ア 道路及び建物の被害状況
  - イ 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
  - ウ ガス漏洩通報の受付状況

### (5) 緊急連絡体制

災害発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

### (6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

## 2 復旧対策活動の実施

### (1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

### (2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

## <LPガス販売事業者が実施する対策>

### 1 緊急対策

- ① 協会員及び町災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③ LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。
- ④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

### 2 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引き上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

### 3 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、町からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

### 4 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

## <固定通信事業者が実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 その他の防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者が実施する対策>」に準ずる。

### ＜移動通信事業者が実施する対策＞

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 その他の防災関係機関が実施する対策 ＜移動通信事業者が実施する対策＞」に準ずる。

### ＜鉄道事業者が実施する対策＞

#### 1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

#### 2 災害対策活動の実施

##### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、旅客等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

##### (2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通線区
- ⑤ 開通の見込み等

##### (3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、町、警察、消防等に協力を依頼する。

##### (4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

##### (5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

##### (6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通しなどについて、情報連絡体制を確立すると

ともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

### ＜その他交通機関が実施する対策＞

#### 1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

#### 2 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

#### 3 災害対策活動の実施

##### (1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

##### (2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通区間
- ⑤ 開通の見込み等

##### (3) 救護、救出及び避難

- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、町、警察、消防等に協力を依頼する。

##### (4) 利用者に対する広報

その他交通機関は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネット等により周知を図る。

## 第5節 ヘリコプターの活用（発災10）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |

### 第1項 活動方針

- 風水害の発生により、町内で甚大な被害が発生し、陸上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 県防災ヘリコプターの応援要請

町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

##### 2 受入体制の構築

町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

##### 3 その他のヘリコプターの活用

町は災害時にドクターヘリなど必要な場合、別の定めにより応援要請を行う。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### <指定地方行政機関及び自衛隊が実施する対策>

##### 1 被害情報の収集

風水害の発生により、町内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、町災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

##### 2 要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

## 第3章 救助・救急及び医療・救護活動

### 第1節 救助・救急活動（発災11）

#### 関係機関

防災環境課  
保険福祉課  
子育て健康課  
消防団

#### 第1項 活動方針

- 自衛隊、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 困難な状況下（気象条件、現場条件）での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。（排水ポンプ車、照明車、ボートなど）

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策

#### 1 救助・救急活動の実施及び調整 **!**

##### (1) 救助・救急活動の実施

町は、消防機関及び消防団等の保有するすべての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

##### (2) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

##### (3) 協定に基づく応援出動

他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

##### (4) 救助・救急活動の調整

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町へ応援要請を行ったときは、緊密な連携を図るとともに、町内における自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

#### 2 活動拠点等の確保 **!**

自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

### 3 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

### 4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### ＜自衛隊の対策＞

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### 1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

## 第2節 医療・救護活動（発災12）

| 関係機関   |
|--------|
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 発災後は、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。</li><li>○ 高齢者、障がい者等の要配慮者支援を踏まえた、医療・保健・福祉の連携を図る。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

##### 2 医療・救護活動

###### (1) 救護所の設置

町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、（公社）四日市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所への救護所の併設についても検討する。

###### (2) 医療救護班の派遣による実施

###### ① 医療救護班の派遣要請

町は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、（公社）四日市医師会等に対し医療救護班の派遣を要請する。

###### ② その他

町長は、町内において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

###### (3) 医療機関による実施

町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

###### (4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき、もしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第4部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

### 3 医療施設の応急復旧

#### (1) 地域に連携した病院施設復旧計画

「第2部 第5章 第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 町が実施する対策 1 上水道施設(町管理)を対象とした対策 (2) 応急給水・復旧のための体制整備」に準ずる。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### <医療機関が実施する対策>

##### 1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、医療機関相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、知事又は町長からの派遣要請を待つことなく、災害発生直後において、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時、派遣できる体制を整えておく。

##### 2 患者搬送及び収容

「<町が実施する対策> 2 (4) 患者搬送及び収容」に準ずる。

#### <日本赤十字社三重県支部の対策>

##### 1 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。  
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

#### <赤十字奉仕団の対策>

赤十字奉仕団は、日本赤十字社三重県支部からの協力要請により、ボランティアを派遣する。

#### <(一社)三重県歯科医師会の対策>

##### 1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な場所で被災者の口腔ケア活動を行う。

#### ＜（一社）四日市歯科医師会の対策＞

歯科医療救護班は、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定、転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導を行う。

#### ＜（一社）四日市薬剤師会の対策＞

薬剤師は、救護所における傷病者に対する調剤及び服薬指導、救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理、避難所における公衆衛生の管理を行う。

### ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

#### 1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

## 第4章 緊急避難対策

### 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の

#### 確保・運営（発災13）

|      |
|------|
| 関係機関 |
| 全課   |

#### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。</li><li>○ 県内市町や県と協力して広域的な避難対策に取り組む。</li><li>○ 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各課が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策 **!**

##### 1 避難の指示等

###### (1) 避難指示等

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第29条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して〔警戒レベル4〕避難指示の発令等により避難のための指示を行う。この場合、町長は、その旨を知事に報告する。（基本法第60条）

また、避難の指示のほか、必要に応じて〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等により、避難行動要支援者等を対象として適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。（基本法第56条）

避難指示等を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、町は、予めマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておく。

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮した適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難し得るよう、周知のための必要な措置を講ずる。

① 町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は〔警戒レベル4〕避難指示の発令等により立ち退きを指示する。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告する。（基本法第60条）

② 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退くべきことを指示する（水防法第29条）。

水防管理者が上記指示をする場合には、四日市北警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(2) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(3) 〔警戒レベル3〕高齢者等避難の内容

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を講じつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める〔警戒レベル3〕高齢者等避難を必要に応じて伝達する。（基本法第56条）

(4) 避難指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、〔警戒レベル4〕避難指示等の発令にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(5) 〔警戒レベル4〕避難指示等の解除

町長は、〔警戒レベル4〕避難指示または〔警戒レベル5〕緊急安全確保の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

〔警戒レベル4〕避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 〔警戒レベル4〕避難指示等の住民への伝達

① 住民への伝達方法等

〔警戒レベル4〕避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ア 同報無線による周知
- イ 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス
- ウ 防災アプリ
- エ 広報車による周知

オ 県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

カ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

キ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

## ② 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

| 避難に関する発令 | サイレン音                                              |
|----------|----------------------------------------------------|
| 高齢者等避難   | 上り4音チャイム→音声放送→下り4音チャイム 2回                          |
| 避難指示     | サイレン音(7秒)→休止(4秒)→サイレン音(7秒) 2回                      |
| 緊急安全確保   | サイレン音(3秒)→休止(2秒)→サイレン音(3秒)→<br>休止(2秒)→サイレン音(3秒) 2回 |

## (3) 帰宅困難者への対応

町にある民間企業の労働者の安全を図るため、災害発生時に、町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するとともに、民間従業員が一斉徒歩帰宅しないよう、また、従業員や観光客等の一時的な収容について、企業に呼びかける。

## 3 避難場所・避難所への避難誘導

避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。

## 4 避難の実施

### (1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿等及び個別避難計画等を使用して行い、民生委員や地域住民、社会福祉施設等と連携して情報を収集し、避難誘導を行う。

### (2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

### (3) 避難者の大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

### (4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

## 5 避難所の開設及び運営

### (1) 避難所の開設

- ① あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その充足状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。
- ② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

### (2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

### (3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により県に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

### (4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアル等に沿って行うが、住民の主体的な運営を可能とするための配慮及びボランティア団体等外部支援者の活用等にも配慮し、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康

に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。
- ⑩ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

## 6 広域避難の実施

避難先を町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 避難の指示等

##### (1) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

#### 2 避難指示等の住民への広報（報道機関）

町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難情報等の指示内容の周知等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

### ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 **!**

## 1 適切な避難行動の判断

町から〔警戒レベル4〕避難指示等が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、防災ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの避難場所等に避難する、自宅の2階等安全な場所に退避するなど、各自の判断によって安全を確保するために適切な避難行動をとる。

## 2 住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行う。

## 3 避難行動要支援者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発令されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

また、避難行動要支援者の個別の避難計画に努める。

## 4 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアル等に沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

## 5 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

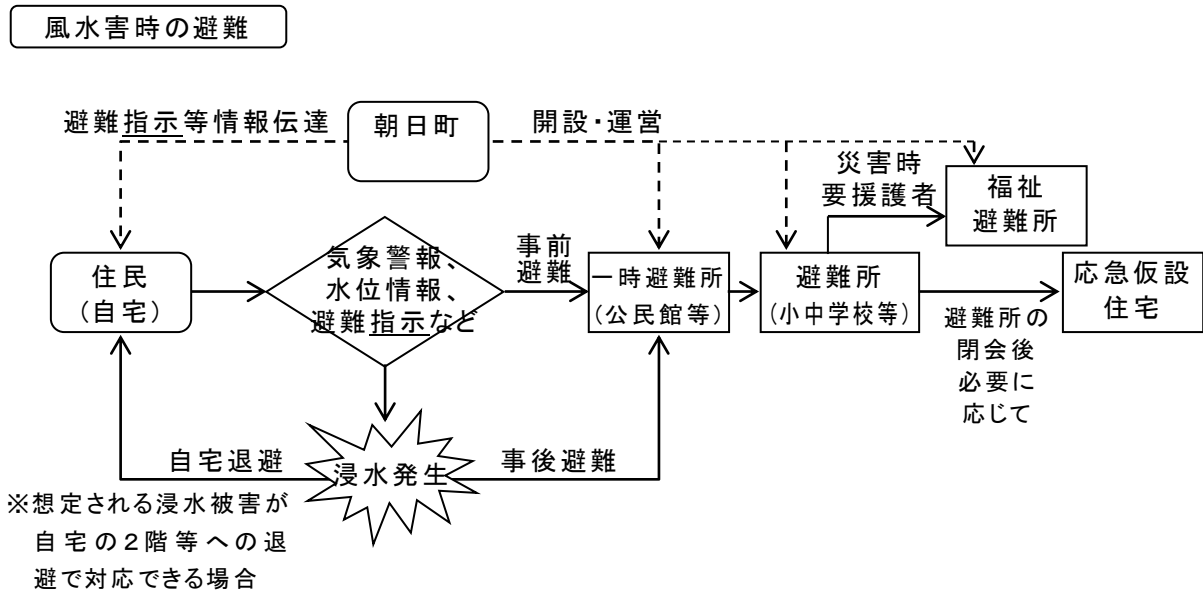
## 6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

### 【参考：風水害時における避難の流れ】

風水害時には、局地的な集中豪雨を除き、多くの場合、事前に気象予警報など防災情報が発表され、それらを参考として事前避難を行う時間的余裕がある。町もそれらの事前の防災情報を参考に避難情報を発表する。

なお、状況によっては移動途中での被災の危険性もあるため、必ずしも指定の避難所への屋外の移動を伴う避難（水平避難）を行うだけでなく、状況に応じて、自宅の2階以上への垂直避難（屋内での避難等の安全確保措置）を行うことも必要である。



## 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災14）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |
| 消防団    |

### 第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町及び県は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 医療・保健・福祉の連携を図る。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策！

#### 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

#### 2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

##### (1) 避難行動要支援者の避難行動支援

支援者並びに避難援助等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

##### (2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

#### 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアル等を活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

#### 4 避難行動要支援者の保健・福祉対策等

避難行動要支援者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、避難行動要支援者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

#### 5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、国際交流関係団体等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

## ■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

### 1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治区、自主防災組織等は、町、防災関係機関、福祉サービス事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画等を活用して、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、避難所運営マニュアル等に沿って、避難行動要支援者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

### 2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

町から高齢者等避難が発令された場合、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所等への避難行動を開始し、保護責任者は避難行動要支援者の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

## 第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策（発災15）

| 関係機関        |
|-------------|
| 教育課<br>あさひ園 |

### 第1項 活動方針

- 風水害等発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 学校・園における児童生徒等の安全確保

学校・園の教職員は、風水害等による校舎の損壊や警報発表等により校内・園内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ指定された避難場所等へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

#### 2 登下校時の児童生徒等の安全確保

学校・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、直ちに校内・園内の児童生徒等を把握し、学校・園からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ指定された避難場所等へ誘導する。

学校・園の教職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

#### 3 夜間・休日等における対応

学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、風水害等の発生を確認次第、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等の安否及び所在の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告する。

#### 4 学校・園の施設の被害状況の把握、情報提供

町災対本部は、小中学校及びあさひ園の人的被害及び施設の被害状況を各学校等からの報告により収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、町ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

#### ■地域・住民が実施する対策【！】

地域住民や自治区、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

## 第5章 特定自然災害対策

### 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災16）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |

#### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 津地方気象台や県が発表する情報を速やかに収集し、住民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。</li><li>○ 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。</li><li>○ 住民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策

##### 1 局地的大雨対策

###### (1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討等、必要な防災対策を講じる。

###### (2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「＜住民・事業者等が実施する対策＞1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

##### 2 竜巻等突風対策

###### (1) 住民への注意喚起

津地方気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「＜住民・事業者等が実施する対策＞2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

###### (2) 避難所の開設及び運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

###### (3) 災害がれき処理

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

###### (4) 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

### 3 雪害対策

#### (1) 住民への注意喚起

津地方気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「＜住民・事業者等が実施する対策＞3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

#### (2) 道路除雪

「第2部 第6章 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 第3項 町が実施する対策 3 雪害対策 (3) 道路除雪対策」に準ずる。

#### (3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

#### (4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

### ■住民・事業者等が実施する対策<sup>!</sup>

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、住民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。

### 1 局地的大雨対策

#### (1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

#### (2) 局地的大雨からの避難対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

#### (3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

## 2 竜巻等突風対策

### (1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

### (2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

#### ① 屋内での退避行動

- ・ 窓や、ドア、外壁から離れる。
- ・ 家の1階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

#### ② 屋外での退避行動

- ・ コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・ 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

## 3 雪害対策

### (1) 大雪に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や12時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

### (2) 雪害からの防護対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

## 第 5 部 被災者支援・復旧対策



# 第1章 災害対策本部活動体制の確保

## 第1節 災害対策本部の継続・廃止（復旧1）

関係機関

防災環境課

### 第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、町災対本部の設置を継続する。
- 町災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 町災対本部の継続・廃止

###### (1) 町災対本部の継続

「(2) 町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

###### (2) 町災対本部の廃止

町災対本部は、町内に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### <国が実施する対策>

##### 1 非常災害対策本部の継続・廃止

###### (1) 非常災害対策本部の継続

「(2) 非常災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、非常災害対策本部は継続される。

###### (2) 非常災害対策本部の廃止

非常災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の非常災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるとき、又は緊急災害対策本部が設置されたときに廃止される。

##### 2 緊急災害対策本部の継続・廃止

###### (1) 緊急災害対策本部の継続

「(2) 緊急災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、緊急災害対策本部は継続される。

###### (2) 緊急災害対策本部の廃止

緊急災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の緊急災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるときに廃止される。

## 第2節 県・市町等からの応援受入（復旧2）

| 関係機関         |
|--------------|
| 防災環境課<br>総務課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| ○ 県に対する要請、及び各協定等に基づく応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開・配分する。 |
|----------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策！

##### 1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、三重県市町災害時応援協定、災害時における広域避難等相互応援に関する協定書、川越町との災害時における相互応援等に関する協定、全国朝日災害時相互応援協定ほか各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

##### 2 連絡要員の受入

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

##### 3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

##### 4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に沿って活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

## 第3節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（復旧3）

| 関係機関         |
|--------------|
| 防災環境課<br>総務課 |

### 第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣の斡旋を求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 国への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により県の職員の派遣要請、派遣の斡旋を求める。

##### (1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

##### (2) 国の職員の派遣斡旋の求め

指定地方行政機関の職員の派遣斡旋を県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

##### (3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

##### (4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

#### 2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

## 第4節 災害救助法の適用（復旧4）

### 関係機関

防災環境課  
税務課  
産業建設課  
保険福祉課  
子育て健康課  
教育課

### 第1項 活動方針

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。
- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 災害救助法の適用手続

##### (1) 被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が【参考】「市町別適用基準」に該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

#### 2 救助の実施

町長は、知事が行うべき救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

#### 3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

| 標準税収入見込額に占める災害救助費の割合         | 国庫負担   |
|------------------------------|--------|
| 標準税収入見込額の2/100以下の部分          | 50/100 |
| 標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分 | 80/100 |
| 標準税収入見込額の4/100を超える部分         | 90/100 |

【参考】＜市町別適用基準＞ 施行令第1条第1項による。

| 市町名 | 人口     | 世帯数   | 第1号 | 第2号 |
|-----|--------|-------|-----|-----|
| 朝日町 | 11,099 | 4,336 | 40  | 20  |

※人口、世帯数は令和5年3月31日現在の値

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

## 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

令和5年度災害救助基準

| 救助の種類         | 対 象                                               | 費用の限度額                                                                                                                             | 期 間             | 備 考                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の設置        | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。                   | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人 1日当たり<br>340 円以内<br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内    | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難にあたっての輸送費は別途計上<br>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。      |
| 応急仮設住宅の供与     | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | 建設型応急住宅<br>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえて、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2 基本額 1戸当たり<br>6,775,000 円以内<br>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から20日以内着工 | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000 円以内であればよい。<br>2 同一敷地内等に概ね50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)<br>3 供与期間 最高2年以内<br>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 炊き出しその他の食品の給与 | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者    | 1人1日当たり<br>1,320 円以内                                                                                                               | 災害発生の日から7日以内    | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は 1/3 日)                                                                                                                                              |
| 飲料水の給         | 現に飲料水を得ることができない者<br>(飲料水及び炊事のための水であること。)          | 当該地域における通常の実費                                                                                                                      | 災害発生の日から7日以内    | 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                                                                                                |

第5部 被災者支援・復旧対策  
第1章 災害対策本部活動体制の確保

| 救助の種類                                | 対 象                                                                                                       |   | 費用の限度額                                                                                        |        |        | 期 間                | 備 考                                                                       |                       |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 被服、寝具<br>その他生活<br>必需品の<br>給与又は<br>貸与 | 全半壊(焼)、流出、<br>床上浸水等により、生活<br>上必要な被服、寝具、そ<br>の他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により<br>使用することができず、直<br>ちに日常生活を営むこと<br>が困難な者 |   | 1 夏季(4月～9月)冬季<br>(10月～3月)の季別は<br>災害発生の日をもって決<br>定する。<br>2 下記金額の範囲内                            |        |        | 災害の発生の日<br>から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年<br>度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること                                     |                       |
|                                      | 区 分                                                                                                       |   | 1人世帯                                                                                          | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯               | 5人世帯                                                                      | 6人以上<br>1人増す<br>ごとに加算 |
|                                      | 全 壊<br>半 壊<br>流 出                                                                                         | 夏 | 19,200                                                                                        | 24,600 | 36,500 | 43,600             | 55,200                                                                    | 8,000                 |
|                                      |                                                                                                           | 冬 | 31,800                                                                                        | 41,100 | 57,200 | 66,900             | 84,300                                                                    | 11,600                |
|                                      | 半 壊<br>半 焼<br>床上浸水                                                                                        | 夏 | 6,300                                                                                         | 8,400  | 12,600 | 15,400             | 19,400                                                                    | 2,700                 |
|                                      |                                                                                                           | 冬 | 10,100                                                                                        | 13,200 | 18,800 | 22,300             | 28,100                                                                    | 3,700                 |
| 医 療                                  | 医療の途を失った者<br>(応急的処置)                                                                                      |   | 1 救護班…使用した薬<br>剤、治療材料、医療器<br>具破損等の実費<br>2 病院又は診療所…国<br>民健康保険診療報酬の<br>額以内<br>3 施術者<br>協定料金の額以内 |        |        | 災害発生の日<br>から14日以内  | 患者等の移送費は、<br>別途計上                                                         |                       |
| 助 産                                  | 災害発生の日以前又<br>は以後7日以内に分べん<br>した者であって災害のた<br>め助産の途を失った者<br>(出産のみならず、死産<br>及び流産を含み現に助<br>産を要する状態にある<br>者)    |   | 1 救護班等による場合<br>は、使用した衛生材料等<br>の実費<br>2 助産師場合は、慣行<br>料金の100分の80以内<br>の額                        |        |        | 分べんした日か<br>ら7日以内   | 妊婦等の移送費は、<br>別途計上                                                         |                       |
| 被災者の<br>救助                           | 1 現に生命、身体が危<br>険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にあ<br>る者                                                              |   | 当該地域における通常<br>の実費                                                                             |        |        | 災害発生の日か<br>ら3日以内   | 1 期間内に生死が明ら<br>かにならない場合は、<br>以後「死体の捜索」とし<br>て取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、<br>別途計上 |                       |
| 住家の被<br>害の拡大を<br>防するための<br>緊急の修理     | 準半壊以上(相当)の被<br>害を受けた者(損害割合<br>10%以上)                                                                      |   | 1世帯当たり50,000円以<br>内<br>・ブルーシート、ロープ、土<br>嚢など緊急措置に必要な<br>資材費<br>・建設業者・団体等の施<br>工費用              |        |        | 災害の発生の日<br>から10日以内 |                                                                           |                       |
| 被災した住<br>宅の応急<br>修理                  | 1 住宅が半壊(焼)し、<br>自らの資力により応急<br>修理をすることができな<br>い者<br>2 大規模な補修を行わ<br>なければ居住することが<br>困難である程度に住家<br>が半壊(焼)した者  |   | 居室、炊事場及び便所<br>等日常生活に必要最小<br>限度の部分1世帯当たり<br>706,000円以内                                         |        |        | 災害発生の日<br>から1ヵ月以内  |                                                                           |                       |

| 救助の種類                              | 対 象                                                                                                                     | 費用の限度額                                                                                                                                                                     | 期 間                                                         | 備 考                                                                                                          |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学用品の<br>給 与                        | 住宅の全壊(焼)流失<br>半壊(焼)又は床上浸水<br>により学用品を喪失又は<br>毀損等により使用する<br>ことができず、就学上支<br>障のある小学校児童、中<br>学校生徒、義務教育学<br>校生徒及び高等学校等<br>生徒。 | 1 教科書及び教科書以<br>外の教材で教育委員会<br>に届出又はその承認を<br>受けて使用している教<br>材、又は正規の授業で<br>使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品<br>は、1人当たり次の金額<br>以内<br>小学生児童 4,800 円<br>中学生生徒 5,100 円<br>高等学校等生徒 5,600 円 | 災害発生の日か<br>ら<br>(教科書)<br>1ヵ月以内<br>(文房具及び通<br>学用品)<br>15 日以内 | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は<br>個々の実情に応じて支<br>給する。                                                               |
| 埋 葬                                | 災害の際死亡した者<br>を対象にして実際に埋葬<br>を実施する者に支給                                                                                   | 1体当たり<br>大人(12歳以上)<br>219,100 円以内<br>小人(12歳未満)<br>175,200 円以内                                                                                                              | 災害発生の日<br>から 10 日以内                                         | 災害発生の日以前に<br>死亡した者であっても対<br>象となる。                                                                            |
| 死 体 の<br>捜 索                       | 行方不明の状態にあ<br>り、かつ、四囲の事情に<br>よりすでに死亡していると<br>推定される者                                                                      | 当該地域における通常<br>の実費                                                                                                                                                          | 災害発生の日<br>から 10 日以内                                         | 1 輸送費、人件費は、<br>別途計上<br>2 災害発生後3日を経<br>過したものは一応死亡<br>した者と推定している。                                              |
| 死 体 の<br>処 理                       | 災害の際死亡した者<br>について、死体に関する<br>処理(埋葬を除く。)をす<br>る。                                                                          | (洗浄、消毒等)<br>1体当り 3,500 円以内<br>○一時保存<br>・既存建物借上費<br>通常の実費<br>・既存建物以外<br>1体当たり<br>5,500 円以内<br>○検案<br>・救護班以外は<br>慣行料金                                                        | 災害発生の日<br>から 10 日以内                                         | 1 検案は原則として救<br>護班<br>2 輸送費、人件費は、<br>別途計上<br>3 死体の一時保存にド<br>ライアイスの購入費等<br>が必要な場合は当該<br>地域における通常の実<br>費を加算できる。 |
| 障 害 物 の<br>除 去                     | 居室、炊事場、玄関<br>等に障害物が運びこま<br>れているため生活に支障<br>をきたしている場合で自<br>力では除去することので<br>きない者                                            | 1世帯当り<br>138,700 円以内                                                                                                                                                       | 災害発生の日<br>から 10 日以内                                         |                                                                                                              |
| 輸 送 費<br>及 び<br>賃 金 職 員<br>等 雇 上 費 | 1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の捜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配<br>分                                  | 当該地域における通常<br>の実費                                                                                                                                                          | 救助の実施が<br>認められる期間以<br>内                                     |                                                                                                              |
| 実 費 弁 償                            | 災害救助法施行令第<br>4条第1号から第4号ま<br>でに規定する者                                                                                     | 災害救助法等第7条第<br>1項の規定により救助に<br>関する業務に従事させた<br>都道府県知事の総括する<br>都道府県の常勤の職員で<br>当該業務に従事した者に<br>相当するものの給与を考<br>慮して定める。                                                            | 救助の実施が<br>認められる期間以<br>内                                     | 時間外勤務手当及び<br>旅費は別途に定める額                                                                                      |

第5部 被災者支援・復旧対策  
第1章 災害対策本部活動体制の確保

| 救助の種類                                  | 対 象                                                                                                                 | 費用の限度額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 期 間                  | 備 考 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----|
| 救 助 の 事<br>務 を 行 う の<br>に 必 要 な 費<br>用 | 1 時間外勤務手当<br>2 賃金職員等雇上費<br>3 旅費<br>4 需用費(消耗品費、<br>燃料費、食糧費、印<br>刷製本費、光熱水<br>費、修繕料)<br>5 使用料及び賃借費<br>6 通信運搬費<br>7 委託費 | 救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法第施行令(昭和22年施令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまで定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。<br>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10<br>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9<br>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8<br>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7<br>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6<br>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5<br>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費 |     |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第2章 避難者支援等の活動

### 第1節 避難所の運営（復旧5）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

#### 第1項 活動方針

- |                                                      |
|------------------------------------------------------|
| ○ 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、全庁的に避難所を開設・運営する。 |
|------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策！

##### 1 長期滞在を見通した避難所運営マニュアルの作成・見直し

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営マニュアルを適宜見直し、運営する。

##### 2 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

##### 3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

##### 4 避難所の運営

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアル等に沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康

に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

- ⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑥ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑦ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑧ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布やエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- ⑨ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

## 5 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

## 第2節 緊急輸送手段の確保（復旧6）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 大規模災害が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 町が所有する車両の確保

各課が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、総務部統括班に車両の確保を要請する。

##### 2 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報を収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

なお、広域かつ大規模な地震が発生し、物流システムが寸断された場合、避難者へ支援物資輸送が混乱するため、避難所のニーズや配送状況把握のための情報共有システムの整備、支援物資等輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を事前に把握するなど、より円滑な避難所への支援物資供給を実現するための調査・検討を行う。

##### 3 輸送手段の確保

###### (1) 輸送手段の応援要請

町は、緊急輸送が必要となった場合は、基本法第68条の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### <各協定締結団体の対策>

###### 1 各協定に基づく輸送手段の確保

各協定締結団体内及び町災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

###### 2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

## 第3節 救援物資等の供給（復旧7）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民の非常用備蓄等ではまかないきれず、災害発生後の食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。</li><li>○ これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。</li><li>○ 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

#### 1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

#### 2 食料の調達・供給活動

##### (1) 町物資拠点の開設・運営

町は救援物資の受入、仕分け・搬出等の作業に必要となる物資拠点を、発災後直ちに被害状況を確認したうえで早期に開設し、救援物資の受入体制を整える。

また、救援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、町の物資拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行うとともに、協定締結団体等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

##### (2) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難所外避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施する。

#### 【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- 避難者発生～12時間以内  
住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- 避難者発生12時間後～  
協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- 避難者発生24時間後～  
協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- 避難者発生72時間後～  
住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

### (3) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

### (4) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受入、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

### (5) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者に対する、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

## 3 生活必需品等の調達・供給活動

### (1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

#### 【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

#### ○ 避難者発生～24 時間以内

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等。また、感染症蔓延等の状況下においては、必要に応じて感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）

#### ○ 避難者発生 24 時間後～

日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

### (2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

### (3) 生活必需品等の配分

町で設置する物資拠点で生活必需品等を受入、避難者に対して配分する。

#### (4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

#### 4 物資等の供給

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

#### 5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請があった場合、要請を受けた町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### ＜生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

以下の団体については、町及び県との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

##### 1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- ・株式会社一号館
- ・スーパーサンシ株式会社
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・株式会社ぎゅーとら
- ・株式会社オークワ
- ・株式会社ヤマナカ
- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- ・株式会社ジュンテンドー
- ・ユニー株式会社
- ・三重県生活協同組合連合会
- ・NPO法人コメリ災害対策センター
- ・三重県パン協同組合
- ・株式会社ローソン
- ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社セブンイレブン・ジャパン
- ・株式会社ケーヨー
- ・株式会社総合サービス
- ・日本チェーンドラッグストア協会
- ・中日本ダンボール工業組合
- ・三重県朝明 LP ガス協議会
- ・一般社団法人 日本非常食推進機構
- ・東海紙器株式会社
- ・J パックス株式会社

## 2 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- ・サントリーフーズ株式会社
- ・大塚食品株式会社名古屋支店
- ・コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社
- ・株式会社テイスター

## 3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

- ・三重県漬物協同組合

### <農林水産省農産局長の対策>

農林水産省農産局長は、町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。  
（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

### <中部経済産業局の対策>

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

### <自衛隊の対策>

県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

### <（一社）三重県L P ガス協会の対策>

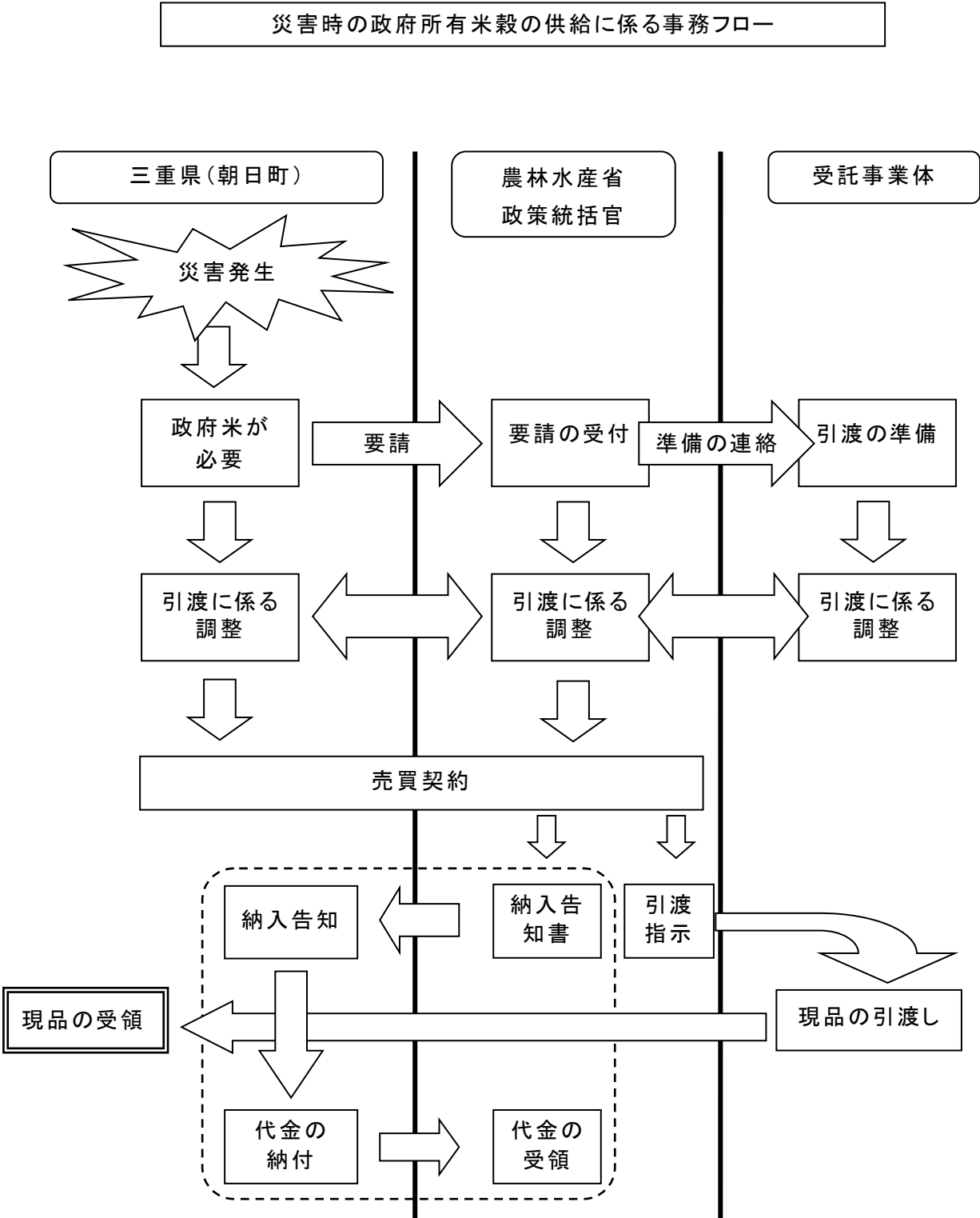
「災害時におけるL P ガスの供給に関する協定書」に基づき、県からL P ガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策<sup>!</sup>

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内の住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。



※ 代金の納付期限は、30 日以内又は、3 ヶ月以内で農産局長と知事（町長）が協議して決定

## 第4節 給水活動（復旧8）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 上下水道課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県（水道応援班）が行う応急給水活動の総合調整に協力して、町が給水タンク等による応急給水活動を実施する。</li><li>○ 町内の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。</li><li>○ 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 飲料水の確保

住民に対して一人当たり1日3ℓを目安に3日以上飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水の確保に努める。

#### 2 応急給水活動の調整

「第2部 第5章 第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 町が実施する対策 1 上水道施設（町管理）を対象とした対策 （2）応急給水・復旧のための体制整備」に準ずる。

#### 3 応急給水活動の実施

##### （1）応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

##### （2）住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災アプリ、防災無線等を活用した広報を実施し、住民の不安解消に努める。

##### （3）応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

他市町からの応援を受けた場合には、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急

給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請するなどして、確保を図る。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、町、県と連携して給水活動を実施する。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### 1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の使用について、活動従事者と自治区や地域住民が協力して行う。

### 2 飲料水、生活用水の確保

災害発生後一人当たり1日3ℓを目安に3日以上は自らの備蓄でまかなえるよう、各家庭での飲料水等の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

## 第5節 ボランティア活動の支援（復旧9）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 保険福祉課 |

### 第1項 活動方針

- 災害発生時に、町、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ団体・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
- 災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。
- 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

##### (1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

##### (2) 専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

#### 2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や情報共有する場を設置し、連携のとれた支援活動が展開できるよう必要な支援を行う。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（町社会福祉協議会、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

##### (1) 町社会福祉協議会

- ① 町社会福祉協議会に対策本部（現地災害ボランティアセンター含む。）を設置し、必要に応じて職員を町災対本部へ派遣する。
- ② 災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

## (2) 三重県社会福祉協議会

- ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を町社会福祉協議会へ派遣する。
- ② 必要に応じて、町社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、現地災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。
- ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
- ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、町社会福祉協議会が設置する現地災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。

## (3) 災害支援団体等

- ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### 1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治区や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

### 2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

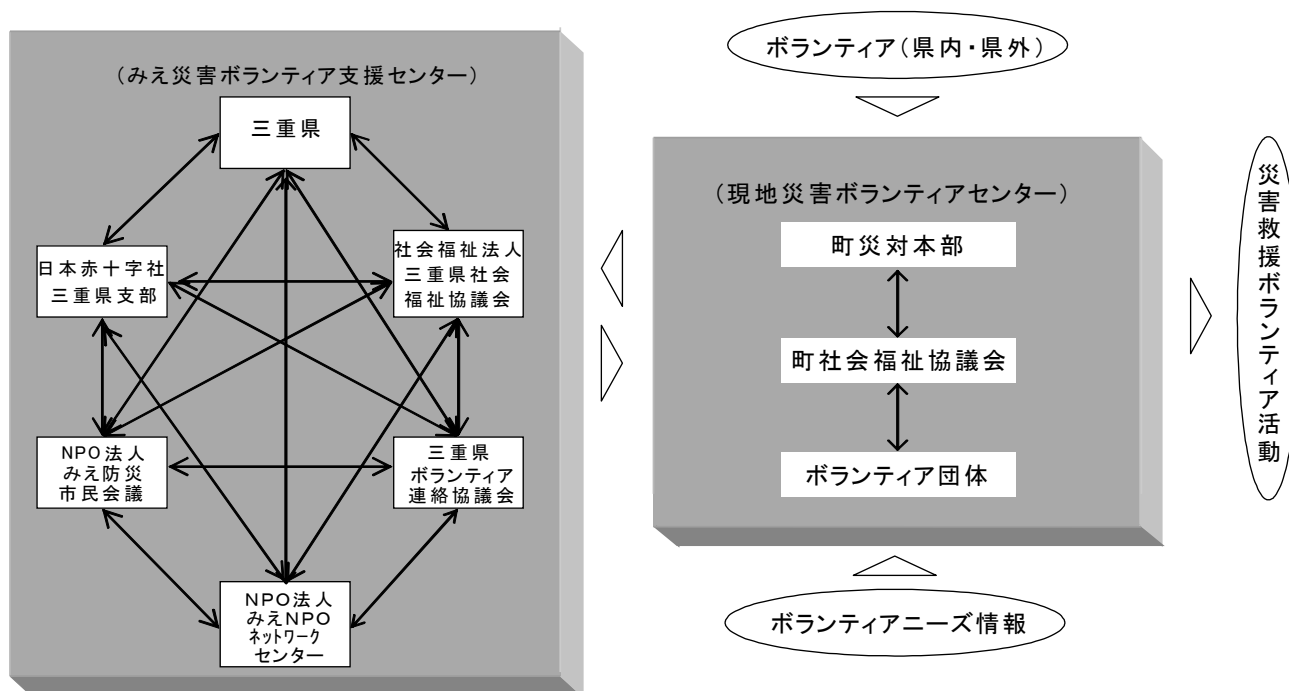
### 3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

### 4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

<「災害ボランティア支援センター」の概念図>



朝日町保健福祉センター  
(災害ボランティアセンター)  
(指定福祉避難所)  
(医療救護所)

## 第6節 防疫・保健衛生活動（復旧10）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。</li><li>○ 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。</li><li>○ 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 実施体制

###### (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。

###### (2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

###### (3) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

###### (4) 保健活動

###### ① 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。  
要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

###### ② 栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 要配慮者に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

###### (5) ペット対策

町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

## ■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

### 1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けるよう心がける。

### 2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

### 3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町などによるペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

## 第 7 節 災害警備活動（復旧 11）

| 関係機関                      |
|---------------------------|
| 防災環境課<br>庶務・町史編さん課<br>消防団 |

### 第 1 項 活動方針

- |                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める</li><li>○ 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第 2 項 対策

#### ■町が実施する対策

四日市北警察署との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

#### ■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

## 第8節 行方不明者の搜索・遺体の取扱い（復旧12）

| 関係機関                      |
|---------------------------|
| 防災環境課<br>庶務・町史編さん課<br>消防団 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を関係機関の協力を得て的確に実施する。</li><li>○ 町は県及び関係機関と協力して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 搜索活動

###### (1) 実施者及び方法

町災対本部は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の搜索を消防機関、警察、自衛隊など関係機関の協力を得て実施する。

###### (2) 行方不明者の把握

町災対本部において、搜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、死亡者名簿と避難者名簿の確認や聞き取りを行い、また、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努める。

###### (3) 応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

##### 2 遺体安置所の開設・運営

###### (1) 施設の指定

遺体安置所の機能は災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視・検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有している。

このため、町は四日市北警察署と調整を図り、遺体安置所となる公共建物等をあらかじめ指定しておく。

## (2) 遺体安置所の開設・運営

町災対本部は、多数の遺体が発生することが想定される場合、四日市北警察署と協議の上、指定遺体安置所を早期に開設し、運営を行う。

また、町災対本部は、平時から指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、「遺体安置所設営マニュアル」を作成しておく。

## (3) 遺体安置所に関する情報の収集

町外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、町災対本部は、遺体安置所から情報収集を行い、管理し、住民や遺体安置所への情報提供を実施する。

# 3 遺体の収容、処理

## (1) 関係機関との連携

### ① 四日市北警察署との連携

検視を担当する四日市北警察署とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施するよう努める。

### ② 葬祭業者との連携

遺体の取扱いは、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書に基づき実施する。

遺体安置場所では、身元確認の長期化に備え、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保するなど遺体を十分に保存できる環境を早期に確立するとともに、遺族が身元確認しやすい環境を整えるため、三重県葬祭業協同組合の葬祭業者と平常時から連携するとともに、マニュアル等の整備に努める。

ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

## (2) 遺体の処理

### ① 遺体の発見と通報

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに四日市北警察署にその旨を通報する。

この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送にあたっては三重県葬祭業協同組合の葬祭業者や関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施する。

### ② 遺体の搬送

遺体は、町災対本部が設置する遺体安置所へ搬送する。

### ③ 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視等及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、四日市北警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、納棺する。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との協定を通じた平常時からの連携に努め、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとする。納棺用品等の調達については、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書に基づき、三重県葬祭業

協同組合の葬祭業者に要請する。

ただし、町災対本部において実施できないときは、他の市町対策本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

#### ④ 身元確認と遺体の引き渡し

町災対本部は、警察、自治区等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡しする。

また、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

### 4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

#### (1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災対本部でできないときは、「＜町が実施する対策＞ 1

(3) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

#### (2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、町、警察等救助機関と連携して遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。

## 第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

### 第1節 公共施設等の復旧・保全（復旧13）

#### 関係機関

防災環境課  
産業建設課  
上下水道課  
保険福祉課  
庶務・町史編さん課  
教育課  
生涯学習課  
文化課

#### 第1項 活動方針

- 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農業施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策！

#### 1 公共土木施設及び農業施設にかかる応急復旧活動

##### (1) 町道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動

##### ① 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、町内建設業者及び建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

##### ② 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第5部 第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

##### ③ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

##### ④ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

##### (2) 河川にかかる機能回復・復旧活動

##### ① 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、三重県水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

## ② 施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

## ③ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

## ④ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

## (3) 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動

### ① 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

### ② 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

### ③ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

### ④ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

## (4) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事を実施する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### <道路管理者、河川管理者が実施する対策>

#### 1 公共土木施設等にかかる応急復旧

##### (1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<町が実施する対策> 1 (1) 町道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

##### (2) 河川（河川管理者）

「<町が実施する対策> 1 (2) 河川にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

##### (3) 急傾斜地（急傾斜地管理者）

「<町が実施する対策> 1 (3) 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

## 第2節 農作物等の被害軽減対策（復旧14）

|      |
|------|
| 関係機関 |
|------|

|       |
|-------|
| 産業建設課 |
|-------|

### 第1項 活動方針

- |                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| ○ 風水害により被害を受けた農作物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。 |
|--------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 農作物被害軽減対策

###### (1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

###### (2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### <農業協同組合が実施する対策>

##### 1 農作物被害軽減対策

「<町が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

##### <三重県農業共済組合が実施する対策>

##### 1 農作物被害軽減対策

「<町が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

## 第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全（復旧15）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 上下水道課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町管理の上水道について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。</li><li>○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### ＜上水道（町管理）＞

##### 1 応急復旧に向けた準備

###### (1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

##### 2 施設の応急対策活動

###### (1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

###### (2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設するなど早期復旧に努める。

###### (3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、同報無線、広報車、防災アプリ等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

##### 3 応援協定に基づく応急復旧活動

「第2部 第5章 第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 町が実施する対策 1 上水道施設（町管理）を対象とした対策 （2）応急給水・復旧のための体制整備」に準ずる。

#### ＜下水道（町管理）＞

##### 1 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、同報無線、広報車、防災アプリ等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## ■その他防災関係機関が実施する対策

### ＜電気事業者が実施する対策＞

#### 1 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

#### 2 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

#### 3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

### ＜都市ガス事業者が実施する対策＞

#### 1 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

#### 2 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

#### 3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

### ＜ＬＰガス販売事業者が実施する対策＞

#### 1 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

#### 2 「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づくＬＰガスの供給

「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づき、町からＬＰガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

### 3 利用者に対する広報

送、新事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

#### <固定通信事業者が実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 その他の防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者が実施する対策>」に準ずる。

#### <移動通信事業者の実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 その他の防災関係機関が実施する対策 <移動通信事業者が実施する対策>」に準ずる。

#### <鉄道事業者が実施する対策>

##### 1 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区における輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区ของバス代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

##### 2 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るための応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

### 3 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

#### <その他交通機関が実施する対策>

##### 1 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

##### 2 利用者に対する広報

その他交通機関は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

## 第4節 流木等漂着物対策（復旧16）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |

### 第1項 活動方針

- |                                |
|--------------------------------|
| ○ 大雨により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。 |
|--------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 河川保全区域内の漂着物の処理

河川区域内に漂流する流木等漂着物について、町及び河川管理者は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、町又は河川管理者並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

除却に際し、重機等が必要な場合には、「災害時における応急対策業務に関する協定」により、必要な支援を要請する。

##### 2 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

湛水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、町及び四日市北警察署が「1 河川保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### ＜木材の所有者・占有者が実施する対策＞

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者に速やかに連絡する。

## 第4章 復旧に向けた対策

### 第1節 廃棄物対策活動（復旧17）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |

#### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策

##### 1 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

##### 2 し尿処理

##### (1) 処理体制

避難所設置に伴い発生するし尿に対応するため、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日当たり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、県が協定を締結した「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

##### (2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

##### 3 生活ごみ等処理

##### (1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた場合で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

## (2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

## 4 災害廃棄物処理

### (1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して円滑かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

### (2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるとともに、人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図り、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

## ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

### 1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

### 2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、町の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

## 第2節 住宅の保全・確保（復旧18）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 産業建設課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。</li><li>○ 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。</li><li>○ 被災宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。</li><li>○ 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 住宅関連情報の収集

##### (1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

##### (2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

#### 3 応急仮設住宅等の確保

##### (1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保と斡旋

町営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、斡旋する。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

##### (2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

### (3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

その場合、町は、全国木造建設事業協会、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

## 第3節 文教等対策（復旧19）

| 関係機関 |
|------|
| 教育課  |
| 文化課  |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施する。</li><li>○ 教育機能の早期回復をめざす。</li><li>○ 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。</li><li>○ 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等で実施時期等の周知を図る。また、避難先がわからず、連絡もすることができない児童生徒等及び保護者等に対しては、少しでも情報が伝わるように、県や近隣市町に応急教育実施の情報を共有し周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県及び他市町教育委員会に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請し、県及び町対策本部へ報告する。

##### 2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

##### 3 被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。また、町は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

#### 4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

#### 5 学用品の調達及び確保

##### (1) 給付の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

##### (2) 給付の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

#### 6 文化財・歴史的文化的資料等の保護

##### (1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料等が被害を受けたときは、教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「教育委員会等」という。）はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、県被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、協議を行う。

##### (2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料等が被害を受けたときは、県の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

#### ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合は、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

## 第4節 中小企業・農業復旧対策（復旧20）

| 関係機関  |
|-------|
| 産業建設課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災した中小企業の自立を支援する。</li><li>○ 被災農業者等の自立を支援する。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

##### 2 農業復旧対策

###### (1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

###### (2) 天災融資法による災害経営基金

暴風雨及び豪雨等により農業者等が被害を受けた場合、町及び国・県が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

## 第5節 災害義援金等の受入・配分（復旧21）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 総務課   |
| 出納室   |
| 税務課   |
| 保険福祉課 |

### 第1項 活動方針

- |                                    |
|------------------------------------|
| ○ 被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。 |
|------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、町災害義援金募集推進委員会、町災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、朝日町社会福祉協議会、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

##### 2 災害義援金等の募集

町内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

##### 3 災害義援金等の保管

災害義援金及び見舞金については、町災対本部において一括してとりまとめて保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

##### 4 災害義援金等の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。

なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1 実施機関の設置

「＜町が実施する対策＞ 1 実施機関の設置」に準ずる。

2 災害義援金等の募集

「＜町が実施する対策＞ 2 災害義援金等の募集・受入」に準ずる。

3 災害義援金等の保管

「＜町が実施する対策＞ 3 災害義援金等の保管」に準ずる。

4 災害義援金等の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、可能な限り無料奉仕とし、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

## 第5章 復旧にかかる支援措置

### 第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧22）

| 関係機関 |
|------|
| 総務課  |
| 出納室  |
| 税務課  |

#### 第1項 基本方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、これに固執した場合、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

#### 第2項 対策

##### ■町と県が連携して実施する対策

##### 1 費用の負担者

##### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、対策を要した町及び県が負担するものとする。

（注）法令に特別の定めがある場合

- ① 救助法 第36条
- ② 水防法 第44条
- ③ 基本法 第94条、第95条
- ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

##### (2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた町・県が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

##### (3) 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

##### 2 国が負担又は補助する範囲

##### (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

## (2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

## (3) 災害復旧事業費等

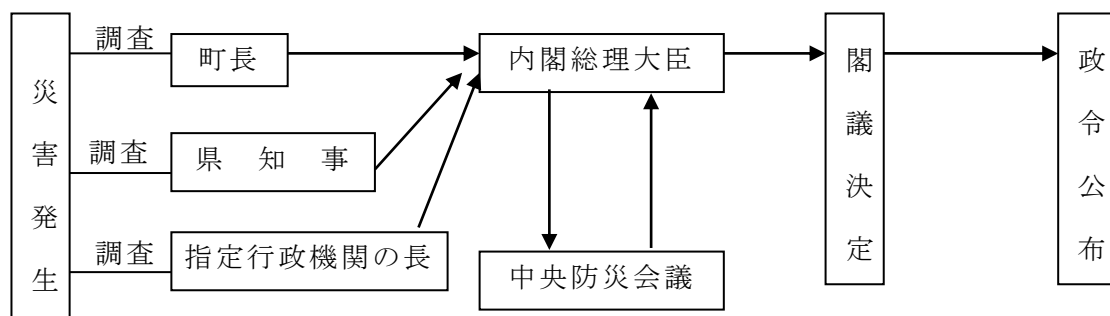
災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で、国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

# 3 激甚災害の指定

## (1) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した被害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



## (2) 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象

### ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公立学校施設災害復旧事業
- ウ 公営住宅災害復旧事業
- エ 児童福祉施設災害復旧事業
- オ 老人福祉施設災害復旧事業
- カ 障害者支援施設等災害復旧事業
- キ 堆積土砂排除事業

### ② 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③ 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- イ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ウ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

① 県

- ア 県は町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- イ 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

② 町

- ア 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- イ 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

4 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

5 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

6 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

7 起債の特例

- ① 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- ② 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- ③ 上記①・②の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

## 8 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

## 第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧23）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 総務課    |
| 出納室    |
| 税務課    |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |
| 産業建設課  |

### 第1項 基本方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 町と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

### 第2項 対策

#### ■町と県が連携して実施する対策

##### 1 被災者情報の収集と対応

###### (1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、県と協力し、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努める。また、災害対策分野での利用効果が見込まれている社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についても被災者台帳の整備に併せてその利用を検討する。

###### (2) 家屋被害認定調査

町は、災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、速やかに家屋被害認定調査等を実施する。

また、家屋被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき行う。

町は、県と三重県土地家屋調査士会及び(公社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との「災害発生時における応援協力に関する協定」に基づく支援活動等を要請し、家屋被害認定調査にあたる。

###### (3) 罹災証明書の交付

町は、家屋被害認定調査等の結果を基に罹災台帳を作成し、申請のあった被災者に罹災証明書を発行する。

###### ① 罹災台帳の作成

被害状況の調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明次第、速やかに罹災台帳を作成する。

###### ② 罹災証明書の発行

救助法を適用する災害が発生した場合、町長は、罹災証明書を被災世帯全部に速やかに交付する。なお、交付等を支援するシステムなどの活用も検討し、迅速に行う。

罹災証明は、基本法第2条第1号に規定する災害による被害について、証明を行う。

なお、被災時の混乱等により、罹災証明書を交付できない場合は、仮罹災証明書を

作成・交付する措置をとり、後日速やかに本証書に切り替えを行う。

※ア 証明書の交付は、被災者にとっては応急救助のみならず、以後種々の問題につき必要になるものであるから、慎重を期すこと。

イ 発行に当たっては、罹災台帳と割印をするなど発行の事実を判然とさせ重複発行を避けるようにすること。

(家屋被害の例)

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水 等

## 2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

### (1) 生活資金等の貸付

#### ① 災害援護資金

ア 実施主体：町

イ 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

ウ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

エ 貸付限度額：350万円

#### ② 母子父子寡婦福祉資金

ア 実施主体：町

イ 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

ウ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

エ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

|          |        |          |          |
|----------|--------|----------|----------|
| a 事業開始資金 | b 住宅資金 | c 生活資金   | d 就職支度資金 |
| e 修学資金   | f 修業資金 | g 医療介護資金 | h 結婚資金   |

#### ③ 生活福祉資金

ア 実施主体：県社会福祉協議会

イ 受給者：①の災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

ウ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

エ 貸付資金の種類

a 総合支援資金

・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費

b 福祉資金

・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費

c 教育支援資金

・教育支援費 ・就学支度費

d 不動産担保型生活資金

・不動産担保型生活資金

## (2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

### ① 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ウ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ 県内にア又はイの市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- カ 県内にアもしくはイの市町を含む場合、又はウに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

### ② 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

| 区 分                                 | 住宅の再建方法    | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計  |
|-------------------------------------|------------|-------|-------|-----|
| 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入      | 100   | 200   | 300 |
|                                     | 補修         | 100   | 100   | 200 |
|                                     | 賃借（公営住宅以外） | 100   | 50    | 150 |
| 大規模半壊した世帯                           | 建設・購入      | 50    | 200   | 250 |
|                                     | 補修         | 50    | 100   | 150 |
|                                     | 賃借（公営住宅以外） | 50    | 50    | 100 |
| 中規模半壊した世帯                           | 建設・購入      | —     | 100   | 100 |
|                                     | 補修         | —     | 50    | 50  |
|                                     | 賃借（公営住宅以外） | —     | 25    | 25  |

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

| 区 分                                 | 住宅の再建方法    | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    |
|-------------------------------------|------------|-------|-------|-------|
| 全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯 | 建設・購入      | 75    | 150   | 225   |
|                                     | 補修         | 75    | 75    | 150   |
|                                     | 賃借（公営住宅以外） | 75    | 37.5  | 112.5 |
| 大規模半壊した世帯                           | 建設・購入      | 37.5  | 150   | 187.5 |
|                                     | 補修         | 37.5  | 75    | 112.5 |
|                                     | 賃借（公営住宅以外） | 37.5  | 37.5  | 75    |

|           |            |   |       |       |
|-----------|------------|---|-------|-------|
| 中規模半壊した世帯 | 建設・購入      | — | 75    | 75    |
|           | 補修         | — | 37.5  | 37.5  |
|           | 賃借（公営住宅以外） | — | 18.75 | 18.75 |

### (3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

#### ① 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、町及び県においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

#### ② 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

#### ③ 住宅金融支援機構との連携

町及び県は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

### (4) 租税の徴収猶予及び減免等

#### ① 町税の徴収猶予及び減免等の措置

町においては、被災者の住民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

## 3 起債の特例

- ① 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- ② 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- ③ 上記①・②の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

#### 4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

##### ＜国の機関が実施する対策＞

#### 1 租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）

##### (1) 国税の徴収猶予及び減免等

###### ① 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

###### ② 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

#### 2 金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）

##### (1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

###### ① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

###### ② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、やむを得ない事情が認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

###### ③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分

配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

#### ④ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

### (2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

#### ① 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

#### ② 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講ずる。

#### ③ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

### (3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限りの便宜措置を図る。

④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

⑤ その他、顧客への対応について十分配慮する。

## 3 雇用対策（三重労働局）

### (1) 被災者に対する職業斡旋等

#### ① 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対する常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

#### ② 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

### ③ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

## <日本郵便株式会社が実施する対策>

### 1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、災害救助法に基づき、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

## <三重弁護士会が実施する対策>

### 1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した住民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

## 第 6 部 事故等による災害対策



# 第 1 章 重大事故等対策

## 第 1 節 危険物施設等の事故対策（事故 1）

|      |
|------|
| 関係機関 |
|------|

|       |
|-------|
| 防災環境課 |
|-------|

### 第 1 項 活動方針

- |                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| ○ 事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等の被害拡大を防止する。 |
|--------------------------------------------------------------------|

### 第 2 項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 危険物施設

###### (1) 平常時の予防対策

###### ① 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

###### ② 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

###### ③ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

###### ④ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

###### (2) 事故等発生時の緊急措置

###### ① 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

###### ② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

###### ③ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

###### ④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

町長は、公共の安全の維持、又は災害発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

⑧ 住民の安全の確保

消防機関は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

⑨ 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑩ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## 2 高圧ガス施設

### (1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

④ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑤ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑥ 住民の安全の確保

消防機関は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

⑦ 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑧ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 火薬類施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

④ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑤ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑥ 住民の安全の確保

消防機関は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑦ 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取

扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑧ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## 4 毒劇物施設

### (1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

④ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑤ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑥ 住民の安全の確保

消防機関は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑦ 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑧ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## 5 放射性物質施設

### (1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

④ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑤ 住民の安全の確保

消防機関は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑥ 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑦ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## 6 ばい煙発生施設、排水施設等

### (1) 事故発生時の緊急措置

① 事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

④ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊

への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑤ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑥ 住民の安全の確保

消防機関は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑦ 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑧ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜中部近畿産業保安監督部が実施する対策＞

(1) 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ① 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- ② 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ③ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

■関係事業者が実施する対策

1 平常時の予防対策

(1) 自主防災組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自主防災組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄を図り、必要な資機材を整備するとともに、防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

(2) 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

(3) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

## 2 事故等発生時の対策

### (1) 危険物施設

#### ① 危険物の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

#### ② 事故等発生に係る消防署等への通報

消防署、町長の指定した場所、警察署に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

#### ③ 自主防災組織その他の要員による初期消火活動

自主防災組織その他の要員による、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

#### ④ 消防機関の受入

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告するなどし、消防機関の行う消火活動に協力する。

### (2) 高圧ガス施設

#### ① ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出する。

また、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移す、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

#### ② 事故等発生に係る県等への通報

県、警察署、消防署に事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

### (3) 火薬類施設

#### ① 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつける。

また、移す余裕のない場合は、水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等、安全な措置を講ずる。

#### ② 事故等発生に係る警察等への通報

警察署及び消防署に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

### (4) 毒劇物施設

#### ① 毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

#### ② 事故等発生に係る保健所等への通報

保健所、警察署、消防機関に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要

があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

③ 自主防災組織その他の要員による初期消火活動

自主防災組織その他の要員による、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 消防機関の受入

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告するなど、消防機関の行う消火活動に協力する。

(5) 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

① 事故等発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故等が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

ア 桑名保健所

イ 四日市北警察署

ウ 四日市市消防本部

エ 町役場

② 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

(6) ばい煙発生施設、排水施設等

① 事故状況等の報告

工場・事業場のばい煙発生施設、排水施設等に事故が生じた場合は、設置者は速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県に対し報告する。

② 緊急の防災措置

事故発生時には、設置者は速やかに被害拡大防止のための緊急の防災措置をとり、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずる。

## 第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策（事故2）

| 関係機関  |
|-------|
| 防災環境課 |
| 消防団   |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

##### 1 事故等災害発生時の対応

###### (1) 活動体制の確立

町は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、町長が必要と認めた場合は、町災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに町災対本部を設置した場合には、県へ報告する。

また、必要に応じて、現地災対本部を設置する。

###### (2) 応急対策活動

町は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- ① 被害情報の収集
- ② 消防応急活動及び救助活動
- ③ 医療・救護活動
- ④ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

#### ■事業者が実施する対策

##### 1 鉄道事業者における措置

###### (1) 町、県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに町、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

###### (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

###### (3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

**(4) 代替交通手段の確保**

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

**(5) 鉄道施設の応急措置**

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

**(6) 他の鉄道事業者への応援要請**

応急工事等の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

## 第3節 流出油事故等への対策（事故3）

| 関係機関         |
|--------------|
| 防災環境課<br>消防団 |

### 第1項 活動方針

- 流出油事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。

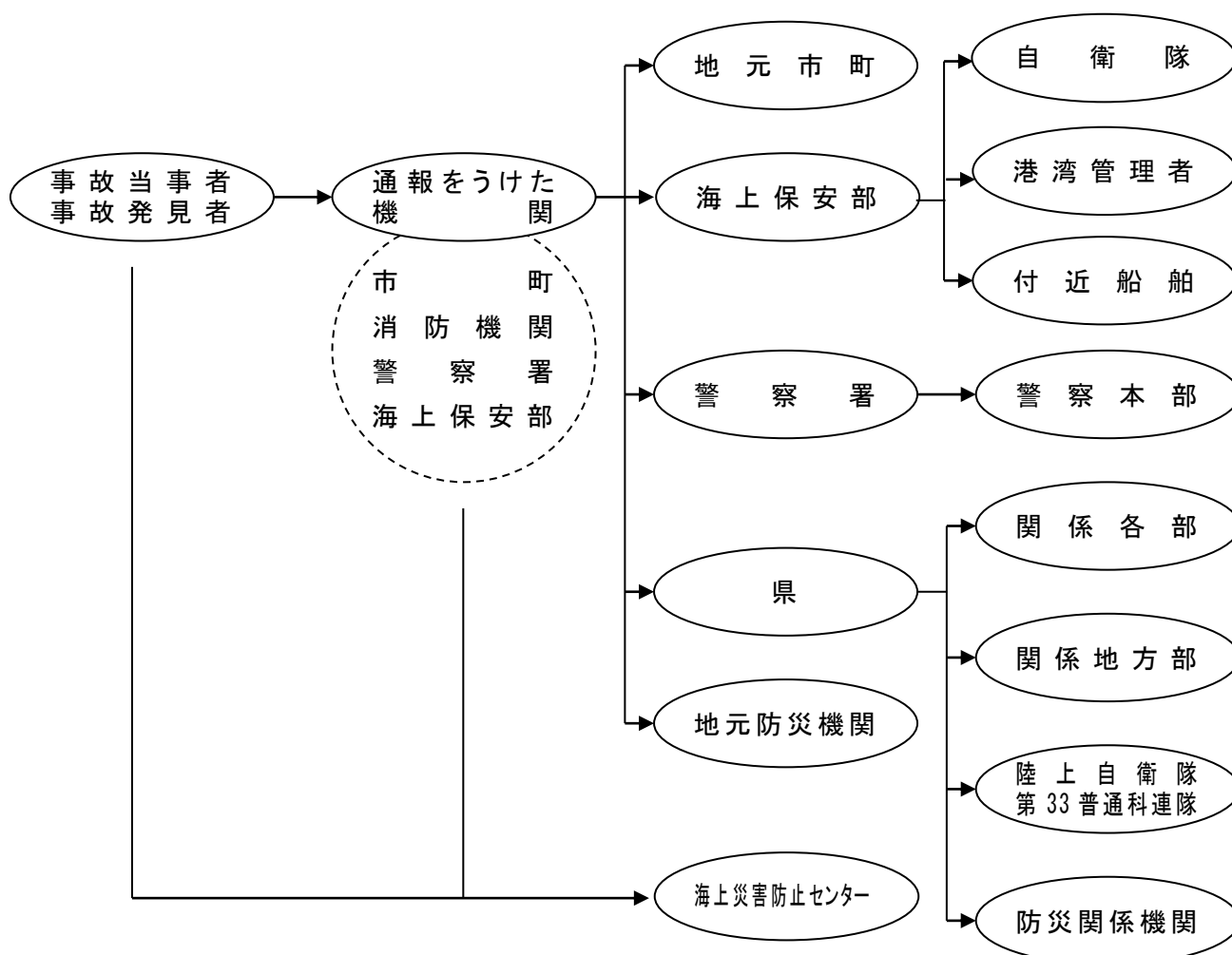
### 第2項 対策

#### ■計画関係者共通事項等

#### 1 情報の伝達

##### (1) 関係機関への連絡

<陸上起因の災害>



## (2) 一般への周知

### ① 周辺住民への周知

防災関係機関は、周辺住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

| 機 関 名       | 周 知 方 法   | 周 知 事 項                    |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 町           | 広報車からの放送等 | 1 災害の状況                    |
| 関係警察署       | 〃         | 2 防災活動の状況                  |
| 放送局（NHK・民放） | テレビ・ラジオ放送 | 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、通行禁止等の措置 |
|             |           | 4 避難準備等一般的注意事項             |
|             |           | 5 その他必要事項                  |

## 2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- ① 総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- ② 災害情報の交換
- ③ 関係機関に対する協力要請
- ④ 油吸着材、油処理剤による油処理
- ⑤ オイルフェンス展開による拡散防止
- ⑥ 消火
- ⑦ 防災資材の輸送

## 3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

### (1) 流出油並びに火災対策

- ① 人命の救助、救護
- ② 避難誘導
- ③ 通信連絡

### (2) 高潮対策

- ① 沿岸住民の避難
- ② 水防対策の実施
- ③ 気象情報の収集・連絡

## 4 流出油防除応急対策活動

陸上施設等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という。）の防除活動について、次により実施する。

### (1) 実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、町及び県等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

## ■町が実施する対策

### 1 平時の対策

#### (1) 防災設備及び防災資機材等の整備

災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材については、その増強に努める。

- ① 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
- ② 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

#### (2) 防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、河川災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

#### (3) 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図る。

- ① 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- ② 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備
- ③ 河川状況の調査（特に危険物の荷役場所、貯木場等における防災対策調査）
- ④ 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

### 2 事故等発生時の町の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 住民に対する広報
- ③ 避難指示及び誘導
- ④ 防災資機材の調達搬入
- ⑤ 他市町に対する応援要請
- ⑥ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ⑦ その他の災害の規模に応じた措置

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 その他の防災関係機関の措置

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

## ■原因者等が実施する対策

### 1 発災事業所等の措置

- ① 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- ② 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ③ 火気使用禁止措置
- ④ 事業所内での危険区域の設定
- ⑤ 住民に対する広報活動
- ⑥ 流出油の回収措置
- ⑦ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

## 第4節 原子力災害対策（事故4）

| 関係機関         |
|--------------|
| 防災環境課<br>消防団 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮し、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。</li><li>○ 今後も、国や県による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行なうこととする。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

#### 2 防護措置

##### (1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

##### (2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

##### (3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

#### 3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

#### 4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

#### 5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

## 6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、県及び国とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県に周辺府県の気象状況を提供する。

## 第2章 火災対策

### 第1節 大規模火災の対策（事故5）

関係機関

防災環境課  
消防団

#### 第1項 活動方針

○ 大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

#### 第2項 対策

##### ■町が実施する対策

##### 1 災害予防

##### (1) 災害に強いまちづくり

町は、次により、大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備
- ② 水面・緑地帯の計画的確保
- ③ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
- ④ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

なお、火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、あらかじめ定めておく。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

##### ① 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

##### ② 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

##### ③ 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について周知を図る。

### (3) 消防力の強化

#### ① 公設消防力の強化

##### ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

##### イ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

#### ② 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自主防災組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

### (4) 防災知識の普及

#### ① 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、関係機関団体の協力のもと、春秋2回火災予防運動を実施する。

#### ② 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防機関等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

#### ③ 立入検査の強化

消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

#### ④ 応急手当の普及啓発等

町は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

### (5) 特定防火対象物等火災予防対策

#### ① 特定防火対象物

##### ア 防火管理者制度の効果的な運用

消防機関を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防

火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

#### イ 立入検査指導の強化

町、消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

#### リ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

### ② 学校建物

学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。

### ③ 文化財

町内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

### (1) 情報の収集・伝達

#### ① 町災対本部の設置

町は、町長が必要と認めるときは、町災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

### (2) 消防活動

#### ① 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

#### ② 消防活動の実施

町に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、町が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。

また、町は、消防活動の主体として、町内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

#### ③ 応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及

び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して被災している市町に応援出動する。

また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

### (3) 救急活動

#### ① 救急活動の実施

町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

#### ② 応援要請

町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町に対しては、当該協定の定めるところにより応援出動する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

### (4) 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

また、必要に応じて避難所を開設する。

### (5) 資機材の調達等

#### ① 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

#### ② 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### 1 災害予防

「＜町が実施する対策＞1 災害予防」に準ずる。

## ■住民が実施する対策

### 1 消防活動

#### (1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防機関の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

### 2 救急活動

#### (1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

## 【参考】

### 1 火災気象通報

消防法第 22 条第 1 項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報の実施基準は、次による。

- ① 実効湿度 60%以下で、最小湿度 30%以下となる見込みのとき。
- ② 最大風速が 13m／s 以上となる見込みの時（降雨・降雪中は通報しないこともある。）
- ③ 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下・最大風速 10m／s 以上となる見込みのとき。

## 第2節 林野火災の対策（事故6）

| 関係機関         |
|--------------|
| 防災環境課<br>消防団 |

### 第1項 活動方針

- 林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策

#### 1 災害予防

##### (1) 林野火災に強い地域づくり

##### ① 林野火災消防計画の確立

町は、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

##### ア 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

##### イ 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防護鎮圧計画

##### ウ 資機材整備計画

##### エ 啓発運動の推進計画

##### オ 防災訓練の実施計画

##### ② 監視体制の確立

林野火災予防のため、林業普及指導員等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、四日市市火災予防条例の定めるところにより、町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

##### ③ 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

##### ア 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入

##### イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

##### ウ 事業地の防火措置の明確化

##### エ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立

##### オ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化

##### カ 林野火災対策用機材の整備

#### ④ 火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、四日市市火災予防条例の定めるところによる。

#### ⑤ 防災知識の普及・啓発等

##### ア 防災知識の普及・啓発

関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

##### イ 防災訓練の実施

町は、消防機関、県、関係機関が相互に連携した防火訓練の実施を検討する。

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

### (1) 情報の収集・伝達

#### ① 町災対本部の設置

町は、町長が必要と認めるときは、町災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

### (2) 消防活動

#### ① 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

#### ② 消防活動の実施

町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、町が主体となり消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

#### ③ 近隣市町への応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、町は被災している市町に対しては、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

#### ④ 緊急消防援助隊の応援要請

町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断した

ときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

### (3) 林野火災空中消火活動

町長等は、町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、消防機関と連携し、次の措置を講じる。

#### ① 初動体制

##### ア 災害情報等の報告

町長等は、町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を、関係機関等に報告する。

##### イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100 トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に定める所要の措置をとる。

##### ウ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

##### エ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

##### オ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

#### ② 空中消火活動

##### ア 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消防隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

##### イ 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

#### ③ 派遣要請

##### ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は、「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

#### ④ 報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県に報告する。

- ア 林野火災の場所
- イ 林野火災焼失（損）面積
- ウ 災害派遣を要請した町名
- エ 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- オ 散布回数（機種別）
- カ 散布効果
- キ 地上支援の概要
- ク その他必要事項

#### (4) 救急活動

##### ① 救急活動の実施

町長等は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

##### ② 応援要請

町長等は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協を定締結している近隣市町に対しては、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 町長等は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

#### (5) 資機材の調達等

##### ① 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

##### ② 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 林野火災空中消火活動（自衛隊）

##### (1) 空中消火等の概要

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に水又は、消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現場指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

##### ① 現場指揮本部

空中消火を効果的に実施するため消火計画を作成し、空中と地上との連携を図り、統一的な指揮を行う。

##### ② 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート（離着陸場所）、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）

からなり、空中活動の拠点となる。

### ③ 空中消火用資機材等

#### ア 三重県防災ヘリコプターの資機材

##### a 消火バケット（バンビマックス、パワーフィルシュノーケル付）

バンビマックス（1000 リットル、1 台）を防災ヘリコプターのカーゴフックに取り付け、河川や湖にて自給水を行い、林野火災等を消火する。

パワーフィルシュノーケル付（1000 リットル、1 台）を防災ヘリコプターのカーゴフックに取り付け、河川や湖にてバケットの吸管により、自給水を行い、林野火災等を消火する。

#### イ 中型ヘリコプターの資機材

##### a 組立水槽

ナイロンターポリン製で、消火薬液調整の際の混合・貯水槽として使用する。

##### b 混合機

水に消火薬剤、増粘剤、着色剤を混合・溶解して所定の濃度と粘度をもつ消火薬液を作る。

##### c 消火薬剤等

水と消火薬剤等を混合攪拌する。

### ④ 空中消火法

空中消火法には、直接消火法と間接消火法の 2 種類がある。

ア 直接消火法…火線に沿って飛行し、火点に直接水又は消火薬液を散布して消火する方法で、主として火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

イ 間接消火法…火線の前方に水又は消火薬液を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で、空中消火法の主体をなすものである。

## (2) 空中消火の実施

町は、空中消火を実施した場合、消防庁応急対策室に電話（無線）で報告する。

#### 【報告事項】

- a 林野火災の場所
- b 林野火災焼失（損）面積
- c 災害派遣を要請した町名
- d 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- e 散布回数（機種別）
- f 散布効果
- g 地上支援の概要
- h その他必要事項

## (3) 自衛隊の災害派遣要請（ヘリコプターの要請）

空中消火を実施するにあたり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により実施する。

### ① 災害派遣要請の基準

災害派遣要請の基準は、「第 4 部 第 1 章 第 3 節 自衛隊への災害派遣要請等」に規定する基準に準拠し、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

ア 地形等の状況により、地上の消火活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の消火能力が不足し、又は不足すると判断される場合  
リ 人命の危険、人家等への延焼又はその他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合

## ② 災害派遣要請の手続き

災害派遣要請の手続きは、「第4部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」によるが、林野火災においては、特に次の事項を明確にすること。

ア 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物

イ 災害派遣要請町の連絡場所及び連絡責任者名

リ 資機材等の空輸の必要の有無

エ 空中消火用資機材等の整備状況

オ その他空中消火を実施するにあたり、参考となるべき事項

## (4) 他府県等の消防・防災ヘリの派遣要請

空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（三重県地域防災計画添付資料参照）による手続により行う。

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知ルートは、別図のとおりである。

## ■住民が実施する対策

### 1 消防活動

#### (1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

### 2 救急活動

#### (1) 初期救急活動

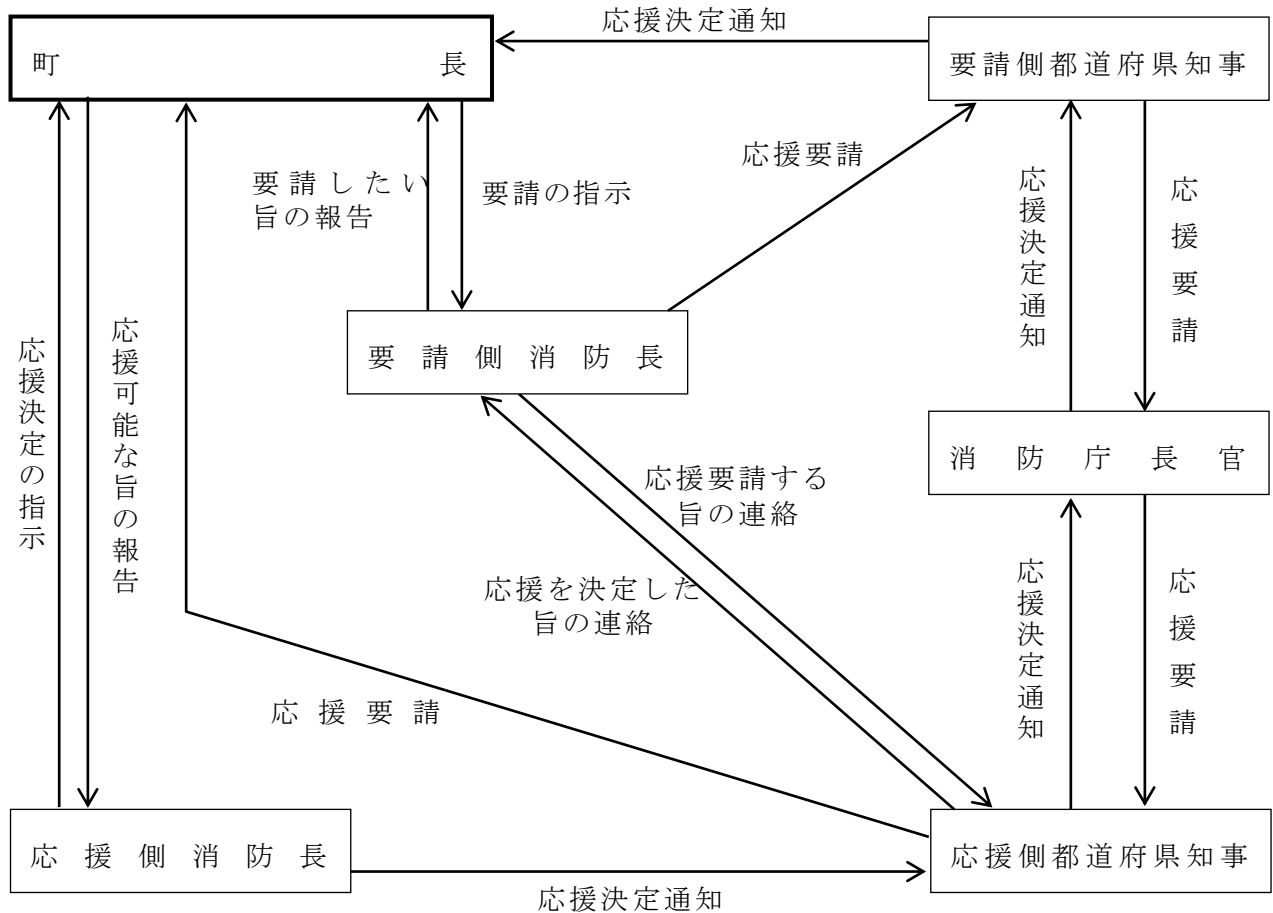
被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

### 3 林野火災空中消火活動

【別図】 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

#### (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

【参考】 要網第8項の手続き



### 4 県林野火災対策等資機材管理運用

林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに町等関係機関が使用する場合は「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」による

## 第 7 部 感染症対策



# 第1章 新型コロナウイルス感染症対策

## 第1節 感染予防の対策（感染1）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

### 第1項 活動方針

- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策！

#### 1 感染予防の観点からの防災対策の推進

現在までにおける新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症の未然防災対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

- ① 平常時から関係各課が連携し、感染症患者が発生した場合を想定し、指定避難所の分離や避難所内隔離対策等を検討
- ② 感染予防の観点から備蓄物資を検討（段ボールベッド、パーティション、マスク、手洗い・手指消毒などのための流水の確保、石鹸、タオルやペーパータオル、アルコール消毒液、使い捨て手袋など人が使用できる感染予防物品、）
- ③ 発熱や喉の痛み、咳やくしゃみ、倦怠感などの症状を有する人の相談窓口の設置等について平時からの連携体制を整備
- ④ 指定避難所の換気設備等の拡充など、感染症の未然防止に係る良好な生活環境の確保対策
- ⑤ 避難所の収容人数を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設、避難が長期にわたると見込まれた場合のホテルや宿泊施設の活用（県への要請含む）等も含めた対策を検討

#### 2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に関する普及・啓発の実施

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、平時からの住民の自助や共助の取組が重要となることから、これらの取組を促進するため、必要な項目を地域の実情に合わせた形で、住民に対して普及・啓発を図る。

- ① 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策マニュアルなどの配布
- ② 備蓄、防災グッズの見直し
  - ・感染対策を念頭に置いた防災用品の追加  
（マスク、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、ペーパータオル、体温計など）
  - ・避難時に持参することを周知

- ③ 指定避難所が過密状態になることを防ぐため、自宅での垂直避難、親戚や友人宅、近所の安全な所など、指定避難所以外への避難の選択
- ④ 感染症対策を想定し、前項を想定した避難所運営マニュアルの周知、及び防災訓練への参加促進、地域独自の避難所運営マニュアルの運用促進

## ■住民が実施する対策！

### 1 避難行動の事前確認

防災ハザードマップを平時から前もって確認し、避難が必要かどうか、必要な場合はどのように避難するかを自宅等の立地条件を踏まえ事前に考えておくようにし、避難が必要な場合で三密（密閉空間、密集空間、密接空間）を避け、親類や知人の家、近所の安全な所などの避難所以外の避難先が適切であると判断した場合は、前もって自治区と相談しておくなど、台風接近時等には早め早めの行動に心がける。

なお、親類や知人の家などへの移動中の感染や、避難先での感染症発生状況に十分注意する。

### 2 非常持ち出し品等の見直し

各家庭において、食料、飲料水、簡易トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努めるとともに、感染対策を念頭に置いた防災用品の追加を行う。

## 第2節 発生後の対策（感染2）

| 関係機関   |
|--------|
| 防災環境課  |
| 保険福祉課  |
| 子育て健康課 |

### 第1項 活動方針

- |                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| ○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、特に感染症患者が発生した場合の避難所運営に係る対応を、関係部局が連携して体制を整える。 |
|------------------------------------------------------------------------|

### 第2項 対策

#### ■町が実施する対策【！】

##### 1 避難所運営マニュアルの適切な運用

避難所では新型コロナウイルス感染症において避けるべきとされる三密（密閉空間、密集空間、密接空間）を避けることが困難なため、大型台風接近時等において警戒レベル3が発令された場合は、避難所を開設・運営するにあたり、次の事項に配慮する。

- ① 避難所の収容人数を考慮し、大型台風接近時等通常の災害発生時よりも多くの避難が想定される場合は、三密を避けるため、可能な限り多くの避難所を開設
- ② 避難が長期にわたると見込まれた場合、ホテルや宿泊施設の活用（県への要請含む）等も含め対策
- ③ 指定避難所開設時は、避難所運営マニュアルに基づき、避難者に対する基本的な感染拡大対策の徹底、及び避難所の良好な衛生状態の維持、十分な換気の実施
- ④ 発熱等症状が出た避難者や濃厚接触者の分離（個室のスペース確保（やむを得ず同室とする場合はパーティションやテントでの分離）、動線の分離、トイレの分離等）
- ⑤ 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、桑名保健所等と連携し、適切な対応の実施（人権が侵害される事態が生じないような措置も含む）
- ⑥ 対応する職員の感染予防策の実施

#### ■住民が実施する対策【！】

##### 1 避難行動の相談

自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者や濃厚接触者で、自宅等の立地条件等を踏まえ、指定避難所への避難が必要な場合は、保健担当と協議し、台風接近時等には早め早めの行動に心がける。

# 朝日町地域防災計画

## －風水害等対策編－

令和 6 年 7 月修正

朝日町防災会議

(防災環境課)

〒510-8522 三重郡朝日町大字小向 893 番地

電話 059-377-5610

FAX 059-377-5661

E-Mail [bousai@town.asahi.mie.jp](mailto:bousai@town.asahi.mie.jp)